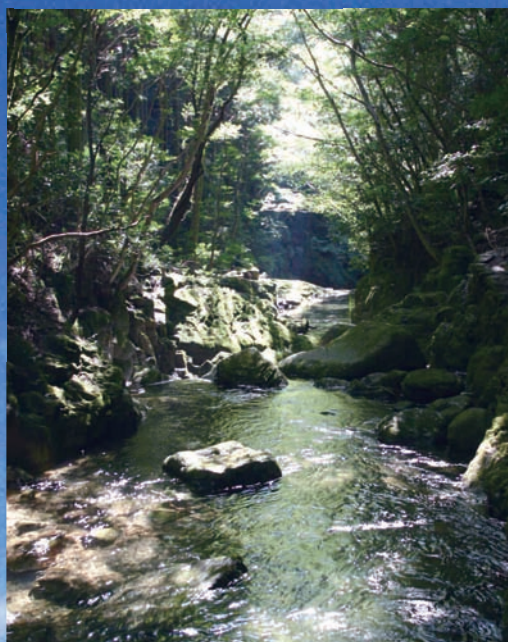


平成20（2008）年版

環境白書



三重県

詳細なデータを含む資料編はインターネットで公開しています。
なお、環境白書本文もあわせて提供しています。

ホームページ <http://www.eco.pref.mie.jp/>

表紙：大きい写真（背景） 御在所岳（菟野町）
小さい写真（左） 獅子岩（熊野市）
（中） 赤目溪谷（名張市）
（右） パールロード（志摩市）



「環境白書」の発刊にあたって

三重県知事 聖名昭彦

「21世紀は環境の世紀」と謳われ、はや8年が経過いたしました。平成20年度は、気候変動枠組み条約に基づく京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）開始の年です。いよいよ私たちにも、地球規模での環境の取組を、具体的に始めなければならない時期が訪れてまいりました。

また一方で、私たちの生活する身近な場所では、廃棄物の不法投棄や、河川や海域の汚染、放置された森林の荒廃など、地域の自然・生活環境を脅かす事例も発生しており、私たちにとっては、少なからず不安や懸念を催す事態にもなっています。

こうした、地域の課題から、最初に述べた地球規模での課題にいたるまで、環境問題は、幅広く、多岐にわたり、かつ深刻で、その解決を図るには、私たち一人一人が、自らの意識と具体的な行動様式を変えていく必要があります。

また、それは各自個別の行動だけでなく、県民や企業、地域の団体やNPO、行政などあらゆる主体が連携・協働しながら、環境を守り、育てていく意識の共有と、広範で息の長い、多様な取組を着実に進めていくことが重要です。

このような、環境における諸課題の解決を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指して、本県では、昨年度に策定した「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の中で、「不法投棄等の是正・防止対策の推進」や「森林再生「三重の森林づくり」」、「みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム」など、喫緊の課題への対応策とその内容を定め、取り組んでまいりました。

この白書は、昨年度（平成19（2007）年度）一年間における、三重県の環境の状況と、先に述べた第二次戦略計画に記載した取組の結果も含め、環境保全に関して講じた施策全般を中心に取りまとめました。

本書を通じて、皆さんが、今日の環境問題に対する一層の理解と意識を高め、また三重県のすばらしい環境を次世代に引き継ぐための積極的な諸活動や行動を起こしてくださることを願って、発刊にあたってのごあいさつとさせていただきます。

平成21年3月

目次

総説

総説

1	県勢の概要	1
2	環境問題の動向	1
3	環境政策の指針	2
(1)	三重県環境基本条例	2
(2)	三重県環境基本計画	2
4	三重県の環境森林政策の方向	4
トピックス	「ごみゼロフォーラム」の開催について	5
トピックス	サステナブル経営セミナーの開催について	6
トピックス	漂流・漂着ゴミに係るモデル調査の実施について	7
トピックス	三重のもりづくり月間の取組について	8
トピックス	「企業の森づくり」の推進について	9
トピックス	希少生物の保護活動について	10

第1章 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

第1節 廃棄物対策の推進

- 1 ごみゼロ社会づくりの推進 (p. 12)
- 2 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (p. 15)
- 3 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進 (p. 20)

第2節 地球温暖化の防止

- 1 温室効果ガス削減対策の推進 (p. 22) / 2 エネルギーの適正利用の推進 (p. 24) / 3 新エネルギーの導入促進 (p. 25)

第3節 大気環境の保全

- 1 大気汚染の防止 (p. 27) / 2 自動車環境対策の推進 (p. 30) / 3 騒音・振動の防止 (p. 32) / 4 悪臭の防止 (p. 34)

第4節 水環境の保全

- 1 水質汚濁の防止 (p. 35) / 2 生活排水対策の推進 (p. 37) / 3 水資源の適正利用 (p. 39)

第5節 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

- 1 有害化学物質対策の推進 (p. 43) / 2 化学物質の適正管理の推進 (p. 44) / 3 土壌・地下水汚染対策の推進 (p. 44)

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第1節 生物多様性の確保（多様な自然環境の保全）(p. 45)

- 1 すくれた自然の保全 (p. 47) / 2 里地里山の保全 (p. 47) / 3 水辺環境の保全 (p. 47)
- 4 貴重・希少な野生動植物の保護 (p. 49) / 5 地域の生態系の保全 (p. 50)

第2節 自然とのふれあいの確保

- 1 自然公園等の整備・活用 (p. 51) / 2 森林・水辺等の保全・活用 (p. 51)

第3節 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

- 1 森林環境の保全 (p. 53) / 2 農地環境の保全 (p. 55) / 3 沿岸海域環境の保全 (p. 56)

第3章 やすらぎとつるおいのある快適な環境の創造

第1節 身近な自然環境の保全・再生

- 1 身近な緑や水辺、海辺の保全・再生・創出 (p. 58)
- 2 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生 (p. 60)

第2節 良好な景観の形成

- 1 都市景観の保全・創出 (p. 61) / 2 農山漁村景観の保全・復元 (p. 62) / 3 良好な郷土景観の形成 (p. 62)

第3節 歴史的・文化的環境の保全

- 1 歴史的・文化的環境の保全 (p. 64)

第4章 自主・協働による環境保全活動の促進

第1節 環境経営の推進

- 1 事業者の環境経営の促進 (p. 66)

第2節 環境教育の充実による環境保全活動の促進

- 1 環境教育・環境学習の推進 (p. 68) / 2 地域における環境保全活動の促進 (p. 69)

第3節 国際的な環境保全活動への協力・貢献

- 1 国際的な環境協力・貢献の推進 (p. 71)

第5章 共通施策

第1節 環境保全の総合的取組の推進

- 1 基盤的施策の推進 (p. 72) / 2 環境汚染等の未然防止 (p. 74) / 3 公害健康被害対策 (p. 76)
- 4 公害紛争への対応 (p. 77) / 5 県における環境経営の推進 (p. 78)

第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

- 1 監視・観測等の体制の整備 (p. 81) / 2 環境情報の整備・提供 (p. 82)

第3節 環境保全に関する調査研究等の推進

- 1 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 (p. 83) / 2 地球的規模の環境保全に関する調査研究 (p. 85)

第6章 今後の取組

第1節 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

- 1 廃棄物対策の推進 (p. 86) / 2 地球温暖化の防止 (p. 88) / 3 大気環境の保全 (p. 89)
- 4 水環境の保全 (p. 91) / 5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進 (p. 92)

第2節 人と自然が共にある環境の保全

- 1 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）(p. 94) / 2 自然とのふれあいの確保 (p. 95)
- 3 森林・農地・沿岸海域の環境の保全 (p. 96)

第3節 やすらぎとつるおいのある快適な環境の創造

- 1 身近な自然環境の保全・再生 (p. 98) / 2 良好な景観の形成 (p. 98) / 3 歴史的・文化的環境の保全 (p. 99)

第4節 自主・協働による環境保全活動の促進

- 1 環境経営の促進 (p. 100) / 2 環境教育の充実による環境保全活動の促進 (p. 100)
- 3 国際的な環境保全活動への協力・貢献 (p. 101)

第5節 共通施策

- 1 環境保全の総合的取組の推進 (p. 102) / 2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供 (p. 102) / 3 環境保全に関する調査研究等の推進 (p. 103)

1章1節

1章2節

1章3節

1章4節

1章5節

2章1節

2章2節

2章3節

3章1節

3章2節

3章3節

4章1節

4章2節

4章3節

5章1節

5章2節

5章3節

6章1節

6章2節

6章3節

6章4節

6章5節

総説

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,777.17Km²（平成19（2007）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成19（2007）年10月1日現在、1,869,307人（男910,282人、女959,025人）となっています。

また、県土の利用状況は、森林が総面積の65.1%を占め、以下農用地12.3%、宅地6.3%（平成19（2007）年10月1日現在）となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

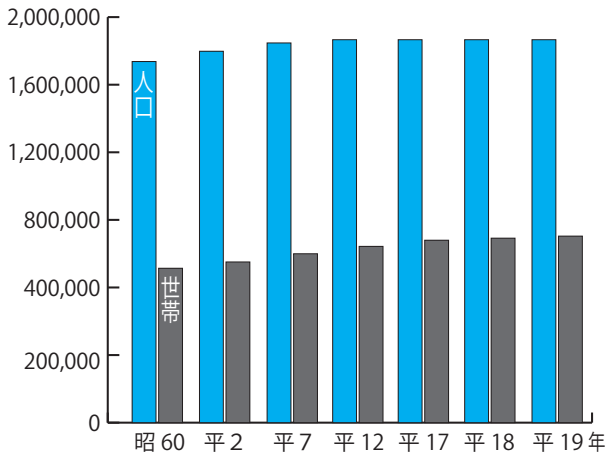
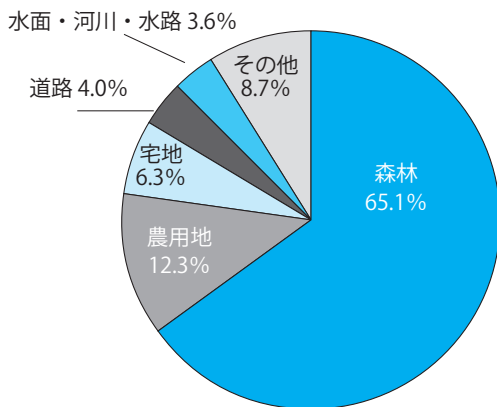


図1-2 土地利用状況



2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地で公害が問題になりました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や廃棄物の不法投棄等による水質や土壌等への環境影響、建築物の解体等に伴う飛散アスベストによる健康被害等が問題となっています。

また、地球温暖化に代表される、地球規模の環境問題が深刻化しつつある一方で、身近な自然環境についても、里山や森林などの荒廃が懸念されています。

これらの環境問題は、今日の社会経済活動や生活様式との関わりから引き起こされたものであり、事業者、個人等の各主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、あらゆる側面から環境に配慮した社会を形成していく必要があります。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組が整備、推進されてきました。

一方、自然環境の保全に関しては、平成14（2002）年に新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、平成17（2005）年4月には、外来生物法が制定されるなど、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14（2002）年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定され、平成17（2005）年2月の京都議定書の発効を受けて、平成17（2005）年4月に京都議定書目標達成計画が策定されるなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められていま

す。

本県では、平成13（2001）年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定し、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16（2004）年3月には、三重県の健全な土壌・地下水環境を保全するため、土壌汚染に関する取組を新たに加えました。

このうち、特に産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法を補完し、適正な処理を推進することを目的に、新たな条例の制定に取り組みました。（平成20（2008）年10月新条例制定）

自然環境の保全に関しては、平成15（2003）年3月に「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

また、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的発展などを基本理念とした「三重の森林づくり条例」を平成17（2005）年10月に制定し、この条例の基本理念を踏まえ、平成18（2006）年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。

さらには、伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生を目標として「伊勢湾再生行動計画」を平成19（2007）年3月に策定しました。

これらの条例等を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を一層進めていきます。

3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保

- ・国際的協調による地球環境の保全

(2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、平成9（1997）年度に三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しましたが、策定後7年を経過し、地球温暖化の対応が急務となっているなど、環境政策を進める上で、私たちを取り巻く状況は大きく変化していることから、これらに的確に対応するため、平成16（2004）年6月に新たな基本計画を改定しました。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにするとともに、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明示しています。

計画の目標年度は、引き続き平成22（2010）年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて、次の4項目の基本目標を定めています。

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

基本目標Ⅲ：やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

また、この基本目標を達成するため、施策分野ごとに数値目標を設けるとともに、施策の区分における取組については、推進計画（アクションプラン）を策定し、より具体的な方向とよりの確な進行管理を行います。

なお、平成19（2007）年度に策定された「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」と整合を図り、平成22（2010）年度を目標年度とする新たな推進計画（アクションプラン）を策定し、引き続き、的確な進行管理を行うこととしています。

表 1-1 環境基本計画数値目標進捗状況

数 値 目 標 項 目	単位	目標数値 (2010年度)	現状値 (2006年度他)	2007年度			区分
				年度目標数値①	事業量・状況②	2007年度 達成率 (②/①)	
1 廃棄物の最終処分量	千t/年	208	210	269	227	1.00	A
2 温室効果ガス排出量の基準年度 (1990)比	%	2008年度 +3.3	2004年度 +12.5	(2005年度) +7.4	(2005年度) +9.4	0.79	C
3 環境基準を達成した大気環境測定局 の割合	%	96	75	82	75	0.91	B
4 水浴びや水遊びができる程度に水質 (BOD2mg/l以下)が維持又は浄化され ている河川の水域割合	%	93	2002~2006年度 81	87	87	1.00	A
5 工場・事業場のダイオキシン類に関 する排出基準適合率	%	100	100	100	100	1.00	A
6 多様な自然環境の保全面積	ha	53,535	53,485	53,500	53,492	0.47	D
7 自然とのふれあいの場の満足度	点	64	57	61	57	0.94	B
8 県内の民有林で行われる年間の間伐 実施面積	ha	8,000	7,452	8,000	9,074	1.00	A
9 都市計画区域内人口1人あたりの都 市公園面積	m ²	9.27	8.64	8.92	8.79	0.54	D
10 市町、県が制定した景観に関する条 例等の件数	件	29	20	22	23	1.00	A
11 活かそう地域文化財提案事業参加者数	人	15,000	9,516	12,430	12,423	0.99	B
12 環境マネジメントシステム導入事業 所数	事業所	1,215	908	1,005	1,001	0.96	B
13 環境教育参加者数	人	22,500	20,508	21,000	20,599	0.98	B
14 環境保全技術移転研修受講者の満足度	点	90	85	87	85	0.98	B

2007年度達成率は、数値目標が累計値の場合、2006年度の現状（実績）値を2007年度目標数値および実績から差し引いて計算しています。

※ 区分の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

区分の基準 数値目標

- A : 進捗率が100%以上
- B : 進捗率が85%以上100%未満のもの
- C : 進捗率が70%以上85%未満のもの
- D : 進捗率が70%未満

4 三重県の環境森林政策の方向

県民がくらしの安全・安心を実感できる三重の環境づくりを進め、次世代につなげていくため、県民、事業者、団体、行政等がパートナーとなって地球温暖化防止、三重の環境づくりに取り組みます。

(1) 資源循環型社会の構築

「ごみゼロ社会実現プラン」の短期目標（平成22（2010）年度）の達成に向けて、市町等と協働して実践的なモデル事業を実施し、成功事例を積み上げ、その取組の輪を広げていくとともに、より効果的で効率的なごみ処理システムの構築のため、廃棄物会計などの市町への導入を進めていきます。また、県民意識の醸成に向けた普及・啓発にも取り組みます。

廃棄物の適正処理に向けては、PCB廃棄物や焼却残渣等について広域的な処理の支援に取り組むほか、企業活動から生じる産業廃棄物や災害時に発生する廃棄物の処理に不可欠な管理型最終処分場の設置促進をはかります。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携をはかりつつ、引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案等については、地下水等の調査や生活環境保全上の支障等の除去など、必要な措置を講じます。

地球温暖化防止対策については、対象を拡大した地球温暖化対策計画書策定工場等について、その計画実行状況等のフォローアップ調査を実施するとともに、省エネ診断やM-E M S等の導入促進を通じて中小事業者の省エネ対策を進めることで、産業部門や業務部門の温暖化対策を強化します。

また、家庭内の省エネ行動が実践されるよう、電気使用量の削減を進める「みえのエコポイント」を引き続き実施するとともに、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として推進員の養成や普及啓発活動を行います。

生活排水対策については、2006年（平成18年）に改定した「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」に基づき、浄化槽の設置促進など、それぞれの地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を進めます。

伊勢湾の水質改善については、第6次伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、リンの総量削減など水質の保全・改善に向けた取

組を進めます。

さらに、伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係自治体等で策定した「伊勢湾再生行動計画（2006年度（平成18年度））」を着実に推進するため、多様な主体と連携して取り組んでいくとともに、「伊勢湾再生推進会議」においてフォローアップしていきます。

(2) 自然との共生の確保

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」で明らかになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を県民と協働して行い、生物の多様性を確保する一方、鳥獣害対策として、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や狩猟の適正化を進めます。

平成18（2006）年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画」に沿って、県民および事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら森林づくりを進めます。

さらに、県民の森林に対する理解を深めて森林づくりへの参画意識の醸成をはかり、「森林は大切」という意識を「森林を守る」という具体的な行動に結びつけるとともに、地域内の連携や地域間の交流を活性化して、地域社会全体で支える森林づくりを進めます。

また、林業の生産活動が将来にわたり継続して行えるよう、技術向上研修の開催等による森林づくりの担い手の育成や融資制度の整備、経営指導等により、意欲ある林業事業者等の育成強化をはかります。

(3) 環境保全活動の推進

「持続可能な社会の構築」に向けて、環境経営の理念の一層の普及をはかるとともに、事業活動における環境負荷を低減するため、商工会議所等の経済団体と連携して、小規模事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム（M-E M S：ミーアムス）の普及をはかります。また、学校、企業、行政など多様な主体の連携による、子ども向け環境マネジメントシステムである「キッズISO14000プログラム」に小学校の児童が取り組み、家庭から地域を巻き込んだ環境保全活動の体制づくりを引き続き進めていきます。

トピックス

「ごみゼロフォーラム」の開催について



「ごみゼロフォーラム」～脇役はいない！みんなでつくる“ごみゼロ社会”～

「ごみゼロ社会実現プラン」に基づいて、県民の皆さんとともに様々なごみ減量化の取組を進めていますが、より一層の活性化のきっかけづくりとなるよう、平成19-22年度の「ごみゼロセカンドステージ」のキックオフイベントとして開催しました。

開催日：平成19年10月20日(土) 場所：県庁講堂 参加者：224名

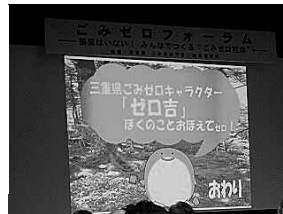
○ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」デザイン&愛称 表彰式

◇「ゼロ吉」のお披露目を
させていただきました。

★デザイナー：石塚康人さん

★名付け親：松本梨鼓さん

知事表彰させていただきました。



○ごみゼロバス 除幕・発車式

◇大川幼稚園の可愛い園児
鼓笛隊の皆さんが花を添
えてくれました。



○パネルディスカッション「脇役はいない！みんなでつくる“ごみゼロ社会”」



■パネリスト

- ・松田 美夜子 氏(生活環境評論家、内閣府原子力委員会委員)
- ・崎田 裕子 氏(ジャーナリスト、環境カウンセラー)
- ・高屋 充子 氏(きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長)
- ・木田 久主一 氏(鳥羽市長)
- ・野呂 昭彦 三重県知事

それぞれの立場から、ご意見や事例紹介等をいただきました。

○環境落語「笑いで身につくエコライフ」＋「簡単なマイバッグのこしらえ方」

◇林家時蔵師匠の軽妙な語りと風呂敷使い方の実演でした。



会場内においては、ごみゼロキャラクター応募デザインの
全935作品と風呂敷包みを展示させていただきました。



沢山のご応募をいただきました

色々な包み方をご紹介



トピックス

サステナブル経営セミナーの開催について

「大量消費、大量生産、大量廃棄」の20世紀型の経済社会が限界を迎えるなかで、持続可能な社会を構築していくためには、「エコイノベーション」が鍵とされています。そのため、エコイノベーションの考え方についてセミナーを開催して学びました。

東京大学の山本先生からの基調講演では、地球温暖化問題などの環境問題は我々が想像している以上に危機的状況にあり、それに対して企業はエコイノベーションの考え方により既に対応を進めてきていることなどを具体的事例の紹介も含めて、指摘していただきました。

また、トリア単科大学のヘック先生からは、大学そのものがゼロエミッションキャンパスであることの紹介、また、エコイノベーションの推進のキーポイントのひとつとも言える環境人材育成の取組についてお話いただきました。

パネルディスカッションでは、「環境保護は、企業の生産や、人々の生活から生まれる環境への負荷を軽減する対策という対症療法的な対応ではなく、経営、ライフサイクルの計画段階から対策する予防医学的なものでなければならない。さらに、進んで広い範囲にわたる自然科学、既存技術、新しい要素技術、さらにこれらを組み合わせたトータルシステムを開発し、これをビジネスに仕立て上げるエコイノベーション手法の導入が不可欠である。」ということが考察されました。

○開催日：平成20年2月1日（金）

○会場：四日市市文化会館

○参加者数：620人

●第1部基調講演

講演①【東京大学生産技術研究所 教授 山本良一 氏】

演題：「地球温暖化の現状とエコイノベーションの推進」

講演②【トリア単科大学ベルケンフェルド環境キャンパス 教授 ペーター・ヘック 氏】

演題：「ゼロエミッションキャンパスとマテリアル・フロー・マネジメント」

●第2部パネルディスカッション

テーマ「エコイノベーションと企業対応」

【パネリスト】

◇三菱化学株式会社 石化企画管理部門 石化企画部 プロジェクトマネージャー 三田雅昭氏

◇清川メッキ工業株式会社 常務取締役 清川卓二 氏

◇株式会社ニッセイ基礎研究所 保険研究部門 上席主任研究員 川村雅彦 氏

◇経済産業省 産業技術環境局 技術振興課 課長補佐 瓜生和久 氏

【コーディネーター】

◇四日市大学 総合政策学部 特任教授 國保元愷 氏



山本良一 氏



ペーター・ヘック 氏



パネリストのみなさん

トピックス

漂流・漂着ゴミに係るモデル調査の実施について

環境省では、漂流・漂着ゴミによる生態系を含めた環境・景観の悪化や海岸機能の低下、漁業・水産業への被害などの深刻化が懸念される中、その対策として、鳥羽市桃取町（答志島）を含む全国7県11海岸をモデル地域とした「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査（平成19年度～20年度）」を実施しています。

このモデル調査では、鳥羽市答志島の奈佐の浜において、6回のクリーンアップ調査（海岸清掃と漂着物分類）とフォローアップ調査（分類結果の分析）を行うとともに、概況調査（文献・ヒアリング調査、航空機調査等）や漂流経路把握のための漂流ボトル放流調査、定点観測調査等を行い、漂流・漂着ゴミ対策として、効果的な清掃・運搬・処理の手法や発生源対策を検討していくこととしています。

一方、国の関係省庁と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」に漂流・漂着ゴミ対策を位置付けていることから、県としても、国や住民の皆さん、地元鳥羽市等と調整を図りながら事業を進め、モデル調査についての情報提供を行い、国や三県一市が同一の視点で対策が講じられるよう働きかけていくとともに、伊勢湾流域圏の多様な主体と協働・連携し漂着ゴミに対する取組を進めていきます。

クリーンアップ調査の様子



環境省「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」(H19～H20)

○今後の漂流・漂着ゴミ対策の検討・・・効率的・効果的な清掃運搬処理の手法、効果的な発生源対策

概況調査

- モデル地域を含む一連の海岸線について、概況を調査
- ▽文献及びヒアリング調査
- ▽航空機調査

クリーンアップ調査

- 漂着ゴミの回収・分類を定期的実施し、個数、重量、容積等を計測
- 19年10月から20年9月まで、2ヶ月おきに6回実施予定

フォローアップ調査

- クリーンアップ調査によって得られた分類結果を解析

その他調査

(モデル地域ごとの独自調査)

- 定点観測調査
- 漂流経路把握調査
- 漂着ゴミの発生源及び漂流経路に関する調査

【総括検討会／メンバー：大学教授、NPO団体代表等】

- ・調査全体の企画や進捗状況の管理、全体の調査結果の取りまとめ等を行う。

【地域検討会／メンバー：大学教授、NPO、地元町内会・婦人会・漁協、国、県、市】

- ・モデル地域ごとに設ける検討会で、地域の実情に応じた調査の企画、効果的な対策のあり方の検討等を行う。

トピックス

三重のもりづくり月間の取組について

平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」では、県民のみなさんが森林のもたらす恩恵についての理解を深め、森林づくりに参画していただけるよう、毎年10月を「三重のもりづくり月間」と定めています。この期間中、森林づくりに関するイベントを県内各地で開催しました。

中央行事として、平成19年10月13日（土）に、桑名市において、「森と水～どう守り、次世代に引き継げばいいのか～」をテーマに森林フォーラム2007を開催しました。気象予報士 河合薫さんの講演、森林保全や利用活動の発表のほか、木工教室、森林セラピー体験、森の写真展等を行い、約160人の参加者がありました。

また、地域行事として、森林や林業を体験する「森の講座」を県内7地域で開催しました。（参加者数 489人）

【森林フォーラム2007】



河合 薫さんの講演



活動発表



展示

【森の講座】



間伐体験（桑名市）



森の話／紙芝居（津市）



巣箱づくり（松阪市）



竹で”スター★ドーム”づくり
（伊勢市）



ウッドバーニング（伊賀）



尾鷲ヒノキの歴史（尾鷲市）



熊野古道周辺の森の健康診断
（熊野市）

トピックス

「企業の森づくり」の推進について

多様な主体による森林づくりを促進するため、平成18年度から「企業の森づくり」に取り組んでいます。県は、社会貢献の一環として森林整備を考えている企業に対し、資金や労働力を求めている森林を紹介し、協定期間や森林整備内容をコーディネートすることで双方のマッチングを進めています。

平成19年度は、新たに5カ所の森林で「企業の森」が設定され、昨年度と併せて9カ所となりました。中でも、亀山市での取組については、市民と企業、亀山市の3者で協議会を立ち上げ、森林整備や利活用の検討を始めるなど、自主的な森林づくりが動き出しています。

○新たに「企業の森」に取り組み始めた企業

企業名	フィールド	活動内容	面積(ha)
全労済三重県本部	津市	広葉樹植栽	0.8
損保ジャパン	津市	広葉樹植栽	0.4
ネッツトヨタ三重	松阪市	広葉樹植栽	1.0
シャープ亀山工場、日東電工ほか	亀山市	間伐、下刈、広葉樹植栽	8.0
I N A X	伊賀市	広葉樹植栽	1.3
計			11.5



損保ジャパンの植樹活動（津市）



全労済三重県本部の植樹活動（津市）



ネッツトヨタ三重の調印式



I N A Xの植樹活動（伊賀市）

トピックス

希少生物の保護活動について

三重県では、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある種のうち特に保護する必要がある種として、20種を「三重県指定希少野生動植物種」として指定しています。

○ハマナツメの保護活動について

ハマナツメは、海岸部の湿地に生息し、種子が海流で散布される（海流散布植物）という特徴を持ち、熱帯・亜熱帯地方に発達するマングローブ植物と似ており、半マングローブ植物とも呼ばれています。

県内での生育地は、東紀州の沿岸部の海跡湖などに点々とみられます。ハマナツメは限られた場所でしか生育できず、一度生育地が失われると絶滅してしまう可能性が大きいため、獣による食害の影響調査を実施し、影響の大きい箇所については、獣害防護柵や防護ネットを設置するなど食害防止対策を講じます。平成19年度においては、県と研究者が協働して2回の保護活動を実施しました。



ハマナツメの状況
（下から1m程度は食害により葉や新芽がなくなっている）



獣害防護施設（ネット）
施工状況

○マメナシの保護活動

マメナシ(イヌナシ)は、里山や溜池周辺などの湧水のある場所に自生するバラ科の落葉高木で、国内では愛知、岐阜、三重の一部のみに自生しています。

特に桑名市多度の自生地(県指定天然記念物)は、日本で最も大きな群落であり、自然更新の可能性のある自生地として極めて重要ですが、近年は薪炭林としての地域での利用等もなくなり長年にわたり放置されてきた結果、植生遷移の進行に伴ってマメナシの活力が低下している様子が確認されるようになりました。

このため、平成16年度に専門家、桑名市、県を交えて現状を踏まえた保全活動を計画し、地元NPOの方々の協力のもと定期的な間伐、下草刈りなどの取組みを始めました。このような継続的な取組みを進めるなか、平成18年頃から実生が目立ちはじめ、現在は実生苗も草丈20~30cmのものが見られるなど順調な成長が確認されました。今後もマメナシ自生地保護に向けて、地域の方と共同で息の長い取組みを続けていきます。



マメナシの花



専門家による現地での講義



保全活動の様子



実生も順調に生長

第1節 廃棄物対策の推進

1 ごみゼロ社会づくりの推進

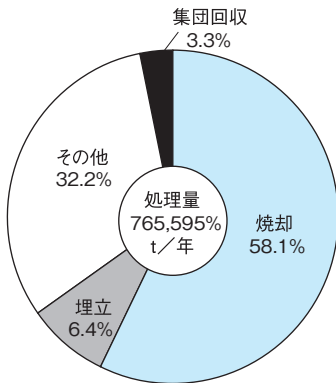
1-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

平成18（2006）年度におけるごみの総排出量（注1）は765,595 tで1人当たりに換算すると1,123 g／人・日（注2）となっています。処理の内訳は図1-1-1のとおりであり、焼却処理が全体の約58%を占め、埋立処理が全体の約6%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は31.8%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-1-2のとおりであり、ここ数年は漸減傾向となっています。

図1-1-1 ごみ処理内訳（平成18年度）



(2) し尿の状況

平成18（2006）年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の総量は671,664klです。また処理の内訳は図1-1-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約88%を占め、次いで海洋投入が全体の約10%を占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-1-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は減少傾向にあります。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合84.1%は、全国水準（平成18（2006）年度全国平均：89.7%）に比べると低い水準となっています。

図1-1-3 くみ取りし尿処理内訳（平成18年度）

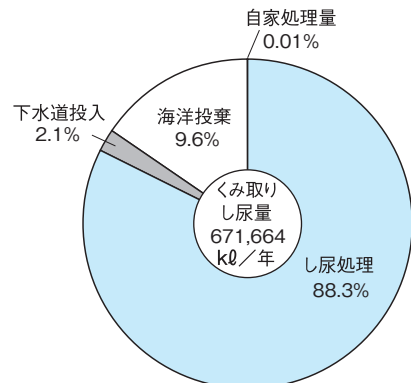


図1-1-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出総量の推移

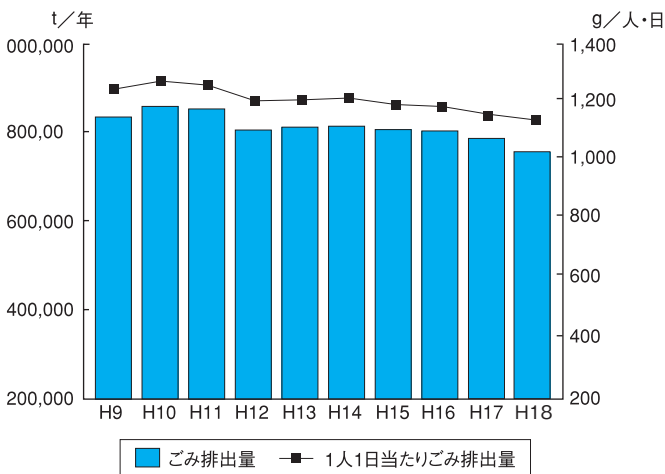
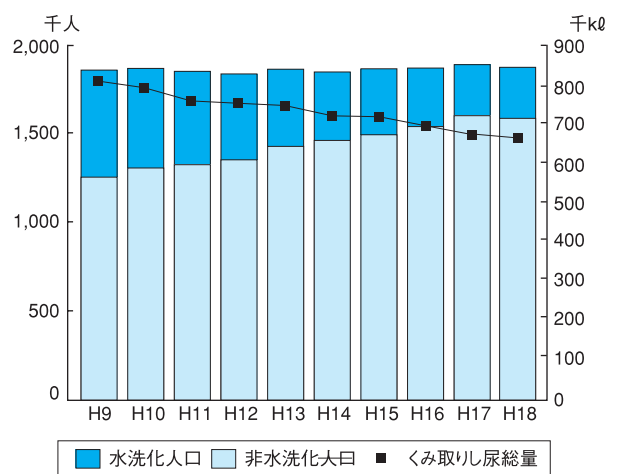


図1-1-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



（注1） 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成17年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含め修正しています。

【平成16年度まで】 ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

【平成17年度から】 ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

（注2） 16年度までの集計方法による平成18年度の実績は、1,088 g／人・日です。

(3) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、三重県における資源化率は近年、徐々に伸びており、平成18（2006）年度で29.5%（県内全市町村のごみ資源化量218,460 t / 処理施設で行うごみ総排出量740,432 t）、集団回収による資源化量（25,163 t）を加えたリサイクル率でみると

31.8%となっています。

また、平成9（1997）年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12（2000）年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町村の分別収集状況は表1-1-1のとおりです。

表1-1-1 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品目	平成16（2004）年度		平成17（2005）年度		平成18（2006）年度	
	市町村数 (H16.4.1時点総数66)	収集量 (t)	市町村数 (H17.4.1時点総数47)	収集量 (t)	市町村数 (H18.4.1時点総数29)	収集量 (t)
無色ガラスびん	57	4,832	44	4,626	28	4,658
茶色ガラスびん	58	4,510	44	4,458	28	4,322
その他ガラスびん	58	2,243	44	2,166	28	1,987
ペットボトル	66	2,982	47	3,239	29	3,086
スチール缶	63	7,637	46	6,485	29	6,578
アルミ缶	63	1,588	46	1,767	29	1,680
飲料用紙パック	44	318	30	350	25	324
その他プラスチック製容器包装	44	6,636	36	7,025	20	7,159
うち白色トレイ	24	86	17	81	13	89
その他紙製容器包装	13	1,946	11	1,237	7	1,343
段ボール	53	10,493	41	10,353	27	10,002

1-2 ごみゼロ社会実現プラン

県では「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」（平成15年（2003年）11月25日公表）に基づき、県民参画のもと、平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定しました。このプランは20年後のごみゼロ社会実現に向け、多様な主体が協働していくための指針となるものです。

プランでは最終目標年度を平成37（2025）年度とし、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、この目標達成のために県民、事業者、市町、県それぞれが自己の責任と役割を自覚し、主体的にあるいは互いに連携、協働して取り組みを行うこととしています。

ごみゼロプランの目標値 (最終目標年度：平成37年度)

一般廃棄物

(1)ごみの減量化

①発生・排出抑制に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみ排出量削減率 (対2002年度実績)	家庭系ごみ 6%	家庭系ごみ 13%	家庭系ごみ 30%
	事業系ごみ 5%	事業系ごみ 13%	事業系ごみ 30%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
家庭系535千t → 375千t
事業系252千t → 176千t

②資源の有効利用に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
資源としての再利用率	21%	30%	50%

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
14.0% → 50%

③ごみの適正処分に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみの最終処分量	81,000 t (対2002年度約46%減)	76,000 t (対2002年度約50%減)	0 t

参考：2002年度実績 → 2025年度目標
151,386 t → 0 t

(2)多様な主体の参画・協働

指標	現状値	数値目標		
		短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.3%	80%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率	40.2%	60%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	40.6%	60%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率	45.6%	90%	100%	100%

現在値：H19「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査結果より

1-3 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の推進

プランの具体的施策を効果的なものとするための実験的・実証的なモデル事業として、2市が行った「レジ袋削減（有料化の導入）検討事業」、「埋立ごみ（ガラス・陶磁器くず）の分別収集システム検討事業」、「エコパートナー・ネットワーク推進事業」に対して補助を行いました。

(2) ごみゼロ社会の実現に向けた啓発

ごみゼロ社会の実現に向けた取組をより身近なものにするため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」が誕生しました。

(3) リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例にもとづきリサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

（平成20（2008）年3月末の製品認定数：117製品）

また、フェロシルト問題を契機として、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、認定制度の見直しを行い、平成18（2006）年3月に三重県リサイクル製品利用推進条例を改正し、その運用により、認定リサイクル製品の品質・安全性の確保に努めました。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の第4期分別収集計画（計画期間：平成18（2006）年度から22（2010）年度）の推進を行うとともに、第5期分別収集計画（平成20（2008）年度から24（2012）年度）の策定支援を行いました。

(5) RDF化処理の安全性の確保

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るごみのRDF（固形燃料）化について、製造施設の安全管理の指導に努めました。

表1-1-2 RDF化施設整備状況

市町村等	規模	整備期間	稼働年度
紀北町 (旧海山町)	20 t / 日	9～10年度	11年度
香肌奥伊勢資源化 広域連合	44 t / 日	11～12年度	13年度
桑名広域清掃 事業組合	230 t / 日	11～14年度	14年度
伊賀市	135 t / 日	12～14年度	14年度
南牟婁清掃 施設組合	23 t / 日	12～14年度	14年度
志摩市	12 t / 日	13～14年度	14年度
紀北町 (旧紀伊長島町)	21 t / 日	13～14年度	14年度

1-4 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

平成18（2006）年度末におけるごみ処理施設は、1県11市4町5事務組合・広域連合に33施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,904 t / 日です。

表1-1-3 ごみ処理施設数等（平成18年度）

施設種別	焼却処理施設			ごみ 燃料化 施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	9	1	16	7	33
処理能力 (t / 日)	1,915	100	404	485	2,904

イ 粗大ごみ処理施設

平成18（2006）年度末における粗大ごみ処理施設は、6市1町3事務組合に12施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は389 t / 日です。

表1-1-4 粗大ごみ処理施設数等（平成18年度）

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	8	0	4	12
施設能力(t / 日)	339	0	50	389

ウ 埋立処分地施設

平成18（2006）年度末における埋立処分地施設は、12市6町3事務組合に39施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積858,106㎡、全体容量7,665,081㎡です。残余容

量は2,039,638m³となっており、その残余年数は、年間埋立量129,077m³から推定すると約15.8年分となっています。

表1-1-5 埋立処分施設数（平成18年度）

施設種別	山間	平地	計
施設数	33	6	39
全体容量 (m ³)	7,249,746	415,335	7,665,081
残余容量 (m ³)	1,969,157	70,481	2,039,638

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町（事務組合を含む。）の直営または委託が503,027t／年と収集量全体の75.1%を占め、残りの167,109t／年が許可業者となっています。

表1-1-6 ごみの収集形態（平成18年度）

区分	収集量	比率 (%)	
市町・組合による収集	直営	287,837 t／年	43.0
	委託	215,190 t／年	32.1
	小計	503,027 t／年	75.1
許可業者による収集	167,109 t／年	24.9	
合計	670,136 t／年		

イ 処理形態

平成18（2006）年度のごみ排出量は740,432t／年で、平成17（2005）年度に比べて9,290t／年（1.2%）減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が445,049t／年（60.0%）、直接埋立が48,744t／年（6.6%）、直接資源化が70,648t／年（9.5%）などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

1-5 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入処分は縮小又は禁止に向っていることを踏まえ、わが国においても、平成14年1月に廃棄物処理法施行令の一部改正がなされ、平成14（2002）年2月1日からし尿

等の海洋投入処分が禁止となり、施行日から5年間の猶予が設けられました。

このため、し尿の海洋投入処分の解消に向けて、引き続き関係市町等に指導等を行いました。関係市町等は、し尿処理施設の整備等を行い、平成19（2007）年2月1日以降、全てのし尿は陸上処理されました。

また、下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

2 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進

2-1 産業廃棄物の発生と処理の状況

県では、おおむね5年毎に産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

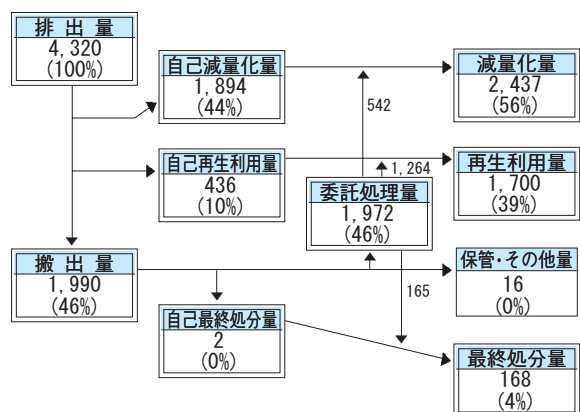
平成16（2004）年度の1年間に三重県内で排出された産業廃棄物は4,320千トンで、その処理状況の概要は図1-1-5のとおりとなっています。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-1-6のとおりです。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-1-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は30件以内の間で推移しています。

なお、平成19（2007）年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は10件でした。

図1-1-5 発生及び処理状況の概要（平成16年度）



（単位：千t／年）

（注）千トン未満を四捨五入してあるため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

図1-1-6 最終処分場の残余容量の推移

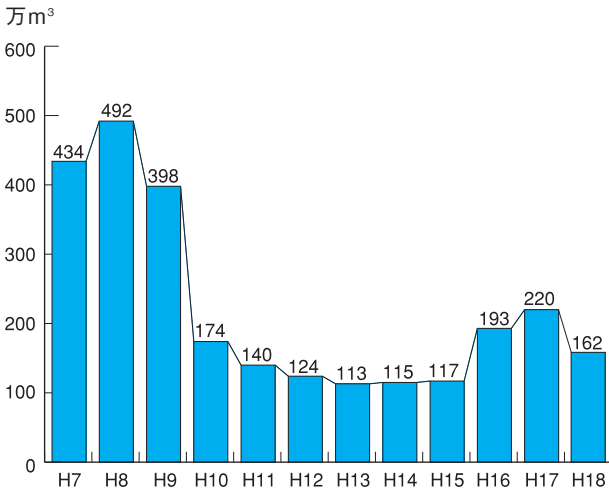
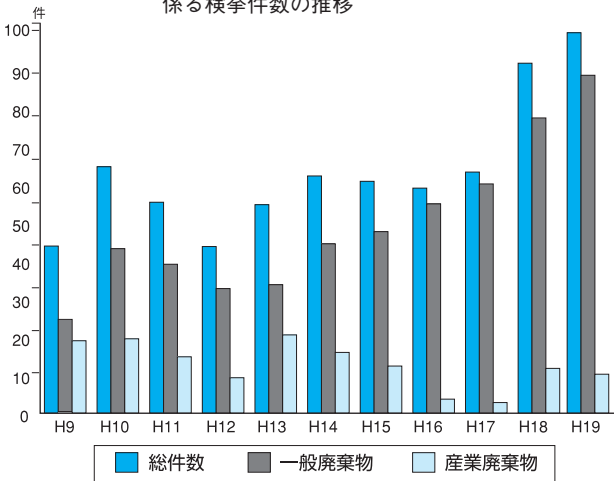


図1-1-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

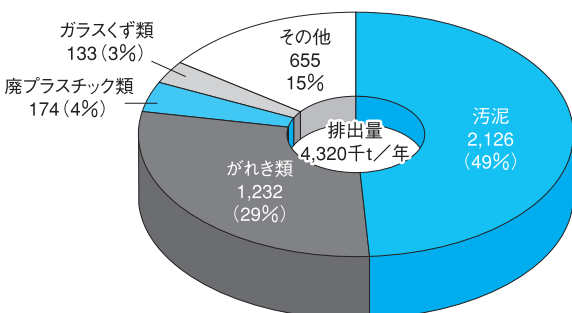


(1) 種類の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（49%）が最も多く、次いでがれき類（29%）となっており、この2種類で全体の78%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては水分を含み多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1-1-8 種類の排出量（平成16年度）



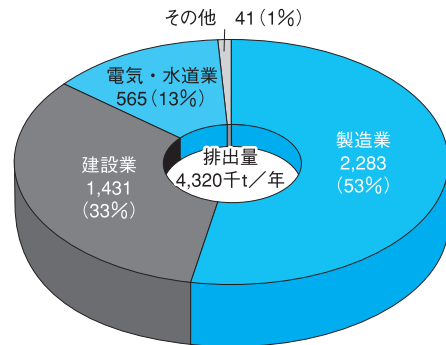
(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（53%）が最も多く、次いで建設業（33%）、電気・水道業（13%）となっており、この3業種で全体の約99%を占めています。

なお、製造業から発生する産業廃棄物の6割を占める汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

また、同様に電気・水道業（特に下水道業）は、排出される汚泥のほとんどが脱水等により減量されるため、排出量では全体の13%を占めますが、搬出量で見ると全体の2%となります。

図1-1-9 業種別の排出量（平成16年度）



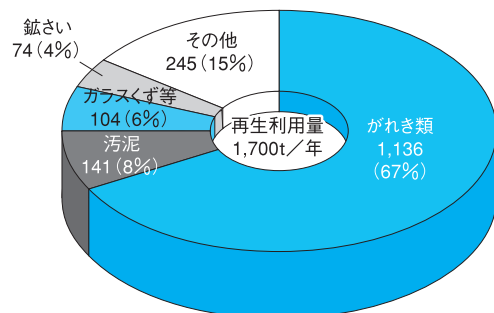
(3) 種類の再生利用の状況

再生利用量は1,700千トン／年となっており、総排出量の39%を占めています。

種類別にみると、がれき類（67%）が最も多く、以下、汚泥（8%）、ガラスくず等（6%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量406千トン／年、委託中間処理後再生利用量1,264千トン／年、自己未処理自己再生利用量30千トン／年に区分されます。

図1-1-10 種類の再生利用量（平成16年度）



2-2 廃棄物処理計画の策定

三重県では、平成9（1997）年に「廃棄物総合対策」を策定し、一般廃棄物とともに産業廃棄物を通じた適正処理のための施策を推進してきました。

その後、平成12（2000）年の廃棄物処理法の改正で、都道府県は廃棄物の減量その他適正な処理を推進するため、「廃棄物処理計画」を定めることとされました。

このため、廃棄物を取り巻く実態なども踏まえて、平成16（2004）年3月に「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画では計画の目指す基本的な方向を次のとおり定めています。

- 1 環境経営の推進による社会基盤の充実
- 2 持続可能な資源循環の実現
- 3 安全・安心な廃棄物処理の確立

廃棄物処理計画の目標値

（目標年度：平成22年度）

産業廃棄物

- ・排出量 3,650千t
（平成12年度3,267千tに対して増加を12%に抑制）
- ・再生利用率 42%（平成12年度35%）
- ・最終処分量 170千t
（平成12年度345千tに対して半減）

2-3 産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進

(1) 企業及び排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生

抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。

なお、平成17（2005）年度産業廃棄物の処理実績に基づき、平成18（2006）年度の税収は約2億5千万円でした。

(2) 環境保全型畜産の推進産業

地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として「畜産経営環境保全実態調査」を実施しました。（表1-1-7参照）

(3) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では地域単位に建設副産物対策地区連絡協議会を設置し、啓発、情報交換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

(4) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用促進を支援しました。

(5) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

- ・グリーン購入を県内に普及させるため、平成15（2003）年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。（平成20（2008）年3月末現在：参加組織数117 うち企業環境ネットワーク・みえ会員51）
- ・「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働で、セ

表1-1-7 畜産経営環境保全実態調査（畜産に起因する環境問題発生件数）（平成19年度）

（単位：戸数）

区分	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁と悪臭発生	水質汚濁と害虫発生	悪臭発生と害虫発生	水質汚濁悪臭発生害虫発生	その他	
豚	3	6	1	1	0	0	0	0	11
採卵鶏	1	6	6	2	0	1	1	2	19
ブロイラー	0	1	0	0	0	0	0	0	1
乳用牛	1	3	0	3	0	1	2	1	11
肉用牛	0	3	0	0	0	0	0	0	3
計	5	19	7	6	0	2	3	3	45

ミナー等の開催を始め、東海三県一市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）の行政とチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーンを展開しています。（キャンペーン：平成20（2008）年1月12日からの約1ヶ月間、東海三県一市内2,251店舗のうち三重県内436店舗）

(6) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化

- ・環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間や行政の協働・連携により、環境経営取組の向上を図るため、平成12（2000）年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。（平成20（2008）年3月末現在：参加企業数337社）
- ・平成15（2003）年度から、環境技術指導員を設置し、会員企業間の情報交流の促進やコーディネートを行っています。また、地域環境コミュニケーションのあり方など特定テーマのセミナーや研究会開催等により、環境経営取組の向上を図っています。

(7) 下水道汚泥の有効利用

平成19（2007）年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の5処理場を含めて36処理場（伊賀市の希望ヶ丘浄化センターが新たに供用）があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで約54.9千t／年です。平成19（2007）年度より流域下水道からの発生汚泥が全量セメント原料化されることとなったことから、県全体の発生量の96.6%にあたる53.0千t／年をセメント原料、緑農地への利用等に有効利用しました。

(8) 浄水場の汚泥の有効利用

平成19（2007）年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は、約4,500m³であり、その内約4,000m³を、園芸用培土（約800m³）、グラウンド改良材（約1,600m³）、セメント原料（約1,300m³）、路床材原料（約300m³）として有効利用しました。

は、汚泥の脱水施設やがれき類等の破砕施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて34施設となっています。

表1-1-8 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況
(平成20年3月31日現在)

県 民 局 名	設 置 数	
	中間処理施設	最終処分場
桑 名	100 (100)	6 (2)
四 日 市 (四日市)	142 (142)	11 (8)
四 日 市 (鈴 鹿)	44 (44)	3 (3)
津	75 (69)	4 (2)
松 阪	42 (42)	4 (0)
伊 勢	52 (51)	1 (1)
伊 賀	80 (72)	5 (4)
尾 鷲	19 (13)	0 (0)
熊 野	17 (17)	0 (0)
計	571 (550)	34 (20)

注1) 設置数欄の()内は、現在稼働中の施設を示します。
2) 最終処分場の設置数は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表1-1-9 産業廃棄物処理施設の種別設置状況
・中間処理施設 (平成20年3月31日現在)

	種 類	設 置 数	
中 間 処 理 施 設	汚 泥 の 脱 水 施 設	195 (195)	
	汚 泥 の 乾 燥 施 設	19 (18)	
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	10 (1)	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	4 (4)	
	破 砕 施 設	廃プラスチック類の破砕施設	57 (48)
		木くず・がれき類の破砕施設	189 (183)
	小 計		246 (231)
	P C B 等 分 解 施 設		0 (0)
	焼 却 施 設	汚 泥 の 焼 却 施 設	20 (20)
		廃 油 の 焼 却 施 設	21 (21)
廃プラスチック類の焼却施設		29 (24)	
その他産廃の焼却施設		27 (27)	
小 計		97 (92)	
計		571 (550)	

注1) 設置数欄の()内は、現在稼働中の施設を示します。
2) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です。（例：汚泥と廃油の焼却施設1基→汚泥の焼却施設1、廃油の焼却施設1）。

2-4 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は571施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別で

(2) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

(3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進
建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

このため、県や市町などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良性評価基準適合状況

三重県では、平成18年度から「産業廃棄物の処理業者の優良性判断に係る評価制度」を運用しています。この制度は、「遵法性」、「情報公開性」、「環境保全への取り組み」の3つの要件について、一定の基準を満たした処理業者を「優良性評価基準適合事業者」として認定するものです。

三重県における優良性評価基準適合事業者の状況は、表1-1-12のとおりです。

(5) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化及び情報の偽造防止が図られること、法令遵守の面で優れていること等のメリットがあり、その普及が強く求められています。

電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者全てが、システムに加入している必要があるため、(社)三重県産業廃棄物協会等と連携して排出事業者、処理業者を対象にセミナーを開催しました。

さらに、関係団体に導入の働きかけを行い、電子マニフェストを導入している事業所数は873(平成20年3月31日現在)に増加しました。

表1-1-10 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況(平成19年度)

(単位:地域数)

事業名	総事業費(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化処理	畜舎	その他	備考
資源循環型畜産確立対策推進事業	5,600	—	—	—	—	—	4	

表1-1-11 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
資源循環型畜産確立対策推進事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成20年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

表1-1-12 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価基準適合事業者数

(平成20年3月31日現在)

許可区分	評価基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	10	7	17
産業廃棄物処分業	0	3	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業	3	1	4
特別管理産業廃棄物処分業	0	1	1
計	13	12	25

表1-1-13 電子マニフェストシステム加入事業者数

平成20年3月31日

事業者区分	加入事業者数
排出事業者	734
収集運搬業者	85
処分業者	54
合計	873

(6) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成19(2007)年度には728事業場から届出がありました。

(7) 自主情報公開の推進

産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進するため、民間企業出身の環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して、適正管理推進マニュアル及び自主情報公開ガイドラインに基づいた計画策定と自主的な情報公開を指導しました。

その結果、平成19年度末現在で適正管理計画書等の自主情報公開実施事業所数は526社となりました。

表1-1-14 PCB廃棄物保管届出状況 (平成19年度届出分)

PCB廃棄物の種類	事業場数	数量	
高圧コンデンサ	563	2,603	台
低圧コンデンサ	61	8,002	台
高圧トランス	83	628	台
低圧トランス	15	59	台
柱上トランス	3	36,830	台
安定器	178	59,753	台
廃油	34	67	t
汚染布	14	3	t
その他危機	47	546	台
その他	16	31	t

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。
 ※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。
 ※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。
 ※上記以外に、中部電力(株)が絶縁油を除去した柱上トランス32,908台を保管しています。
 ※廃油、汚染布、その他については1ℓ=1kgとして換算

2-5 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

廃棄物処理センターの整備

(財)三重県環境保全事業団が廃棄物処理センターの指定を受け、市・町の焼却残さを広域的に処理し、産業廃棄物を公的関与で処理する目的で、平成14年にガス化溶融施設を建設しました。この施設の稼働に対する支援を行うことにより、廃棄物の適正処理を推進しました。

また、県内の最終処分場の残余容量がひっ迫しつつあることから、公的関与による管理型最終処分場の整備について準備や検討を進めてきました。

廃棄物処理センターガス化溶融処理施設概要

項目		諸元
施設の種類		ガス化溶融施設
処理対象 廃棄物	一般廃棄物	焼却残さ
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻ダスト類等
施設規模		240 t/日(80 t×3系列)

3 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進

3-1 不適正処理の未然防止

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されています

が、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があつてを絶ちません。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で発生しています。

なお、三重県における平成19(2007)年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は10件となっています。

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-1-15及び表1-1-16に示すとおりであり、苦情の内容については野外焼却行為をはじめとする大気汚染及び悪臭に関するものが多くなっています。

表1-1-15 廃棄物に係る苦情発生件数

(平成15~19年度)

発生源 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H15	—	—	238	238
H16	4	—	222	226
H17	36	—	232	268
H18	9	—	184	193
H19	1	—	250	251

表1-1-16 平成19年度における廃棄物に係る苦情発生内容
(カッコ内は平成18年度)

発生源の 施設の種類の 苦情内容	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ昆虫	騒音	その他	合計
	ごみ処理場	—	—	1 (6)	—	— (2)	—
し尿処理場	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物	114 (63)	5 (5)	18 (12)	— (1)	3 (2)	110 (102)	250 (185)
計	114 (63)	5 (5)	19 (18)	— (1)	3 (4)	110 (102)	251 (193)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成19(2007)年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-1-17に示すとおりであり、違反発生件数は1,793件で、前年度よりやや減少しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,791件あり、その違反内容の大部分は、処理基準違反、保管基準違反、処理施設の維持管理基準違反、不法投棄、野外焼却行為等です。

表1-1-17 平成19年度の立入検査実施状況
(カッコ内は平成18年度)

検査対象	立入検査件数	違反発覚件数	措置					その他口答等
			改善命令	停止命令取消処分	始末書	告発	文書指導	
一般廃棄物処理施設	69	2	1	-	-	-	-	3
産業廃棄物排出事業所	1,928	874	1	-	10	-	23	880
産業廃棄物処理業者	1,505	585	3	1	7	-	30	596
その他	965	332	1	-	3	2	31	326
計	4,467 (4,195)	1,793 (1,906)	6 (7)	1 (1)	20 (18)	2 (-)	84 (55)	1,805 (1,814)

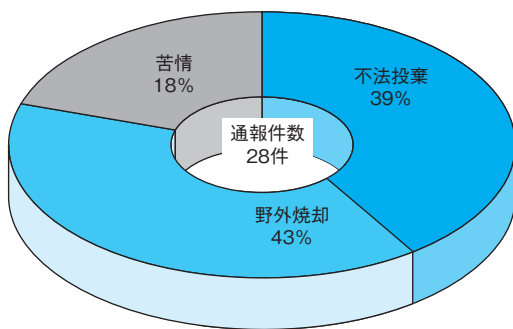
欠格要件（他府県の取り消し等）の許可取消は、含めていない。

(4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。

イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。平成19（2007）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-1-11のとおりであり、通報件数は28件で、野外焼却、不法投棄に関するものが82%を占めていました。

図1-1-11 廃棄物ダイヤル110番通報内訳
(平成19年4月～平成20年3月)



ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県、滋賀県、奈良県との共同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三

県一市でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

3-2 過去の不法投棄等の是正措置

過去に行われた産業廃棄物の不法投棄など不適正処理事案のうち、長期間放置され、撤去・改善の見込みがない事案について、「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、「安全性確認調査」を実施してきました。

平成18（2006）年度は、新たに3事案（鈴鹿市、伊賀市、松阪市）の調査を実施し、対象11事案の調査を完了しました。このうち、鈴鹿市稲生町の事案については、廃棄物が燻焼状態にあることから、原因者に対し散水等の火災防止対策を講じさせるとともに、火災発生のおそれを解消するため、可燃物の撤去等を求める措置命令を行いました。

また、平成16～18（2004～2006）年度に調査を実施した四日市市大矢知町・平津町の事案についても、有害物質の拡散等のおそれがあることから、原因者に対し覆土や雨水排水対策等を講じるよう、措置命令を行いました。

なお、平成16（2004）年度に調査を実施した津市美杉町（調査当時は美杉村）の事案、及び平成17（2005）年度に調査を実施した鈴鹿市国分町の事案については、津市及び鈴鹿市が県の支援制度を活用し、景観の改善等を実施しました。

桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄事案については、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13（2001）年6月8日、行政代執行に着手し、地下水浄化等、環境汚染の修復を行っています。

また、平成17（2005）年度に措置命令を行った四日市市内山町地内の最終処分場等の不適正処理事案についても、原因者が措置を講じる見込みがないため、平成19（2007）年2月16日、硫化水素ガス対策の行政代執行に着手しました。

第2節 地球温暖化の防止

1 温室効果ガス削減対策の推進

1-1 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することを言います。最新の研究成果によると、温室効果ガスの排出がそのまま続くと今世紀末には平均気温は最高6.4℃上昇、海面水位は最高59cm上昇すると予測されています。

地球温暖化を防止するため、国際的な取組が進められており、1988（昭和63）年に政府間の公式の場として「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）が設置されました。さらに1992（平成4）年5月に地球温暖化防止の枠組みとなる条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

同条約に基づき毎年締約国会議が開催され、特に、1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、先進各国の温室効果ガスの削減目標を取り決めた「京都議定書」が採択されました。この議定書により我が国は、温室効果ガスの排出量を2008（平成20）～2012（平成24）年の期間に1990（平成2）年レベルより6%削減することになりました。その後、2001（平成13）年7月に開催された第6回締約国会議（COP6）再開会合（ドイツ・ボン）において、森林のCO₂吸収量の基準など京都議定書の具体的な運用ルールについて各国の合意がなされました。2002（平成14）年6月、日本も京都議定書を批准しましたが、2005（平成17）年2月に同議定書が発効しました。

(2) 国における取組

我が国における2006（平成18）年度の温室効果ガスの排出量は、1990（平成2）年に比べて約6.2%増加しています。

京都議定書で定めた我が国の排出削減目標を達成するため、1998（平成10）年に2010（平成22）年に向けた地球温暖化対策などを定めた「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。

さらに、国民、事業者、国及び地方公共団体の

それぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1999（平成11）年に施行しました。2002（平成14）年3月には、「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、京都議定書の約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにするとともに、同年6月には、京都議定書批准に合わせ、地球温暖化対策推進法を改正しています。

2005（平成17）年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、6%削減の約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004（平成16）年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として2005（平成17）年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定しました。また、2008（平成20）年3月には、「京都議定書目標達成計画（改定）」を策定しました。8.0%増加しています。

京都議定書で定めた我が国の排出削減目標を達成するため、1998（平成10）年に2010（平成22）年に向けた地球温暖化対策などを定めた「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。

さらに、国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1999（平成11）年に施行しました。2002（平成14）年3月には、「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、京都議定書の約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにするとともに、同年6月には、京都議定書批准に合わせ、地球温暖化対策推進法を改正しています。

2005（平成17）年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、6%削減の約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004（平成16）年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として2005（平成17）年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定しました。

表1-2-1 日本の温室効果ガス排出量の推移

	1990年 (百万CO ₂ トン)	2006年度 (百万CO ₂ トン)	伸び率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,144	1,274	11.3
メタン (CH ₄)	33.4	23.6	-29.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	32.6	25.6	-21.7
代替フロン類	51.2	17.3	-66.2
計	1,261	1,340	6.2

※ただし、1990年の代替フロン類については1995年の値

(3) 県における取組（温室効果ガス削減対策）

三重県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、1999（平成11）年度に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定して、温室効果ガスの排出量を2010（平成22）年までに1990（平成2）年のレベルから6%削減することを目標に各対策に取り組んできました。

計画策定後6年を経過したことから、これまでの対策の内容やその成果を検証するとともに、京都議定書目標達成計画の内容との整合を図るため、平成19（2007）年3月に計画の見直しを行い、平成22（2010）年目標を平成2（1990）年レベルから3%削減に修正しました。

三重県の温室効果ガス排出量は、95%がCO₂であり、このCO₂排出源は、産業、運輸、民生の3部門が約93%を占めています。県内における1990年以降のCO₂排出量の推移は次のとおりです。

このことから、三重県の温暖化対策は、産業・運輸・民生の3部門におけるCO₂の排出削減を主体として進めています。

表1-2-2 県内の二酸化炭素（CO₂）排出量の推移
（単位：千t-CO₂）

部 門	排 出 量			
	1990	2003	2004	2005
産 業 部 門	15,050	15,398	15,899	15,575
運 輸 部 門	4,154	4,620	4,461	4,661
民生家庭系部門	1,846	2,398	2,409	2,327
民生事業系部門	1,686	2,773	2,953	2,807
そ の 他	2,152	2,026	2,368	2,328
計	24,888	27,215	28,090	27,698

① 産業部門の対策

平成13（2001）年3月に公布した三重県生活環境の保全に関する条例において、エネルギー使用量の多い一定規模以上の工場等を対象として、温室効果ガスの排出削減などに関する計画（地球温暖化対策計画書）の作成と知事への提出・公表を規定しました。平成14（2002）年5月には、「三重県地球温暖化対策作成指針」を作成し（平成17（2005）年2月に改正）、対象事業所に対して、説明会の開催等により計画策定を促しました。

平成16（2004）年度から各工場を訪問し、計画のフォローアップを実施しています。

② 運輸部門の対策

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対し、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとともに、自動車の使用者に対し、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車からのCO₂等の排出削減を進めています。

③ 民生部門の対策

平成16（2004）年度から地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しています。また、地域における活動の推進役として「地球温暖化防止活動推進員」を県内で65名委嘱しています。

平成13（2001）年度から、県民に対して、無駄な電気の使用を控えるなどの省エネ行動を促す「エコポイント」事業を実施していますが、平成17（2005）年度から民間の事業者と連携した新しい仕組みを開始し、温暖化対策の普及・啓発に努めています。

さらに、県は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成11（1999）年度に認証取得したISO14001の取組との整合を図り、県自らの事務・事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むため、平成13（2001）年3月に「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」を作成し、全庁的な取組の推進と進行管理を実行しています。この結果、平成16（2004）年度末までに平成2（1990）年度比で7.9%削減する目標に対して、平成16（2004）年度実施で7.5%削減しました。また、対象範囲等を見直した第2次計画を平成17（2005）年10月に策定し、より一層の取組を推進しています。

また、地球温暖化対策に率先して行政が取り組むため、県内の市町等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する実行計画の策定を働きかけています。

1-2 フロン対策の推進

(1) オゾン層の保護

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン（クロロフルオロカーボン等）が成層圏に達してから分解し、生じた塩

素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響の他、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成7（1995）年末には先進国における特定フロンの生産及び輸出入が全廃されました。

我が国においても、昭和63（1988）年にオゾン層保護法が制定され、その後、平成11（1999）年に家電リサイクル法、平成13（2001）年にフロン回収破壊法が制定されたことで、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取組が進められています。

(2) フロン回収・処理の促進

ア 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
家庭や事務所から排出される特定家庭用機器廃棄物について、消費者が収集・運搬及び再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等（リサイクル）する義務を果たすことを基本とした家電リサイクル法が平成11（1999）年度に制定され、平成13（2001）年4月から施行されています。

イ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）

業務用冷凍空調機器（第1種特定製品）及びカーエアコン（第2種特定製品）からフロンを放出することを禁止し、機器が廃棄される際にフロン回収等を義務づけたフロン回収破壊法が平成13（2001）年6月に制定され、平成14（2002）年4月に第1種特定製品部分が本格施行され、同年10月に第2種特定製品部分が本格施行されましたが、平成17（2005）年1月の使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の本格施行に伴い、第2種特定製品部分については自動車リサイクル法に移行しました。

ウ フロン回収破壊法に基づく回収業者の登録
フロン回収破壊法では、業務用冷凍空調機器からフロンを回収する業者（第1種フロン類回収業者）は、都道府県知事の登録が必要です。また、回収したフロンを破壊する業者（フロン破壊業者）は、主務大臣（経済産業大臣、環境

大臣）の許可が必要です。

第1種フロン類回収業者登録 656件
（平成20年4月1日現在）

2 エネルギーの適正利用の推進

2-1 エネルギー・資源の利用状況

ア 電気

平成18（2006）年度における県内総発電量は34,420×10⁶kWhで前年度に比べ17.5%増加しました。その内訳は図1-2-1のとおりです。

一方、平成18（2006）年度の県内総需要量は対前年比6.4%増の18,080×10⁶kWhであり、需要量の内訳は、一般家庭などの電灯使用量が23.1%、業務用などの電力使用量が76.9%の割合となっています。

電灯・電力使用量の推移は図1-2-2のとおりです。

図1-2-1 三重県の総発電量(平成18年度)

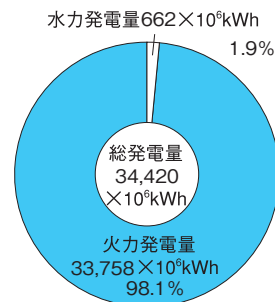
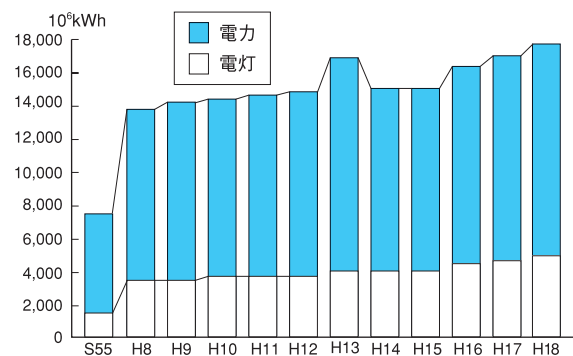


図1-2-2 電灯・電力使用量の推移

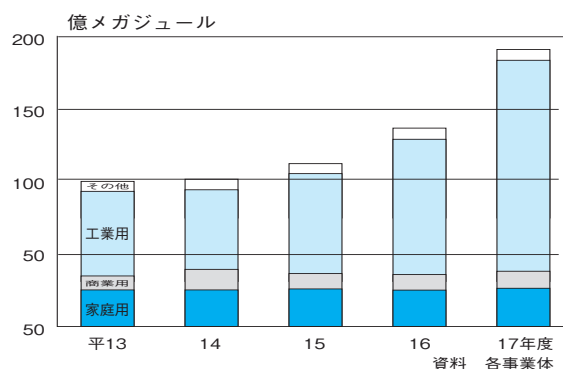


イ ガス

平成17（2005）年度における県内ガス販売量は190億メガジュールであり、その内訳は家庭用が14.1%、工業用が75.8%、商業用が6.3%、その他が3.8%となっています。

ガス販売量の推移は図1-2-3のとおりです。

図1-2-3 ガス販売量の推移



2-2 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

省資源・省エネルギーに対する関心は昭和48(1973)年のオイルショックを契機に高まってきたものの、エネルギー消費量は、国民の「ゆとりと豊かさ」を求めるライフスタイルを背景として、民生・運輸部門を中心に依然高い伸び率を示しています。

こうした中で、県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内の各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にす県民運動推進会議」を母体として、普及啓発活動を中心とした県民運動を推進しました。

また、地球温暖化防止の観点からも省エネルギーによる温室効果ガスの削減は不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって地域レベルで省エネルギーを推進しています。

平成19(2007)年度も、「地球温暖化防止を目指す環境県民運動」として、オフィス等の省エネルギー等の取組を呼びかける「関西エコオフィス宣言」運動と、電気使用量等の節減を促進する「みえのエコポイント事業」に取り組みました。

県庁においても、平成11(1999)年度に導入したISO14001システム及び平成17(2005)年に策定した「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画第2次計画」に基づき、引き続き電気使用量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に取り組んでいます。

(2) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の整備

幹線道路における交通の円滑化を図るため、信号機の系統化(20基)、多現示化(20基)、閑散時半感応化(3基)、右折感応化(10基)等の信号機の高度化改良を行うとともに、主要交差点

(約118箇所)において、LED式信号灯器(約1241灯)の整備を進めることにより交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図りました。

(3) 環境に配慮した住宅・住環境の普及促進

住宅の市場や建設過程において地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・リサイクルなどの面で配慮がなされた住宅供給の普及促進や、周辺の自然環境に調和し親しめる住環境形成の普及促進を図るとともに、住宅ストックの有効活用を図ります。

これらの取組が、様々な主体によって計画的かつ持続的に展開するように、平成19(2007)年3月に策定した三重県住生活基本計画において位置づけました。

3 新エネルギーの導入促進

3-1 導入への取組

(1) 三重県新エネルギービジョン

石油依存度の高い我が国のエネルギー事情や地球温暖化等の環境問題に対応するため、新エネルギーの導入促進が強く求められています。

新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることから、地域の特性に応じた導入を図ることが効果的であり、県、市町、NPO、民間企業、住民等が主体的かつ連携・協働して取り組む必要があります。

このため、三重県では「三重県新エネルギービジョン」(平成12年3月策定)に基づき、その具体化のために次のことに取り組みました。

表1-2-3 2007年度末新エネルギー導入量

	新エネルギービジョン策定時	2007年度末導入量	2010年度末導入目標
太陽光発電	1,046 kW	34,842 kW	75,000 kW
風力発電	3,000 kW	34,067 kW	102,000 kW
バイオマス発電	—	1,460 kW	6,000 kW
バイオマス熱利用	—	14,104 kℓ	19,000 kl
コージェネレーション	186,438 kW	397,568 kW	434,000 kW
うち燃料電池	1,000 kW	1,031 kW	50,000 kW
クリーンエネルギー自動車	378 台	5,300 台	22,000 台
廃棄物発電	30,000 kW	43,090 kW	43,000 kW
従来型一次エネルギーの削減量合計(原油換算)	102,379 kℓ	229,908 kℓ	310,000 kl
CO ₂ 排出削減量(参考)	約16万 t-CO ₂	約37万 t-CO ₂	約50万 t-CO ₂

※クリーンエネルギー自動車については、2006年度末の台数

ア 「公共施設等への新エネルギーの導入指針」による率先導入

この指針は、県の施策方針として新エネルギーを県の施設へ率先導入するため、各部が取り組むべき内容を示したものです。

平成19（2007）年度には、県の公共施設等へ30kWの太陽光発電設備を導入し、累計1,001kWとなりました。

イ 新エネルギーの普及支援事業の実施

県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅に太陽光発電設備等を設置する個人や小規模な新エネルギー設備を設置する事業者や市町に対して導入支援事業を実施しています。家庭用新エネルギー普及支援事業については、平成19（2007）年度より、県内全29市町と連携し、普及啓発と組み合わせた制度により実施しています。

この結果、平成19（2007）年度は当事業により533件の住宅で計1,880kW、3事業所で9kWの太陽光発電設備が設置されました。

ウ 新エネルギーの普及啓発

クリーンエネルギーフェアを開催するとともに、市町新エネルギー担当者を対象とした研修会の開催や小学生を対象とした新エネルギー教室等により、新エネルギーの普及啓発を行いました。

また、「三重県新エネサポーター制度」を活用し、普及啓発の体制充実を図りました。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15（2003）年8月に発生したRDF貯蔵槽爆発事故のため運転を停止していましたが、平成16（2004）年3月から8月にかけて安全対策を講じた上で試運転を行ない、平成16（2004）年9月から運転を再開しています。

平成19（2007）年度の供給電力量は約5,477万kwhでした。

(ア) RDF処理能力
240 t / 日

(イ) 発電能力
12,050 kW

(2) 水力発電の推進

洪水調整や都市用水供給等を目的として建設されるダムに従属して、放流水のエネルギーを有効利用する自然循環によるクリーンなエネルギーの開発を進めています。

平成19（2007）年度の供給電力量は約21,120万kwhでした。

3-2 未利用エネルギーの利用促進

(1) RDF焼却・発電事業の推進

可燃性ごみを固形燃料（RDF）化し、有効利用するRDF化構想を、市町と一体になって進めています。

この取り組みの中で、県は市町で製造されたRDFの安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を管理運営しています。

1 大気汚染の防止

1-1 大気汚染の現況

(1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。平成19（2007）年度の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局22局（県測定14局、四日市市測定8局）全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素は、測定局28局（県測定18局、四日市市測定10局）のうち、自動車排出ガス測定局1局で環境基準を達成しませんでした。

浮遊粒子状物質は、測定局28局（県測定18局、四日市市測定10局）のうち、一般環境測定局2局、自動車排出ガス測定局4局で環境基準を達成しませんでした。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。（注1）

注1）一般環境測定局：県民が居住する地域に大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在21（県設置14局、四日市市設置7局）の測定局が設けられています。

自動車排出ガス測定局：道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在7（県設置4局、四日市市設置3局）の測定局が設けられています。

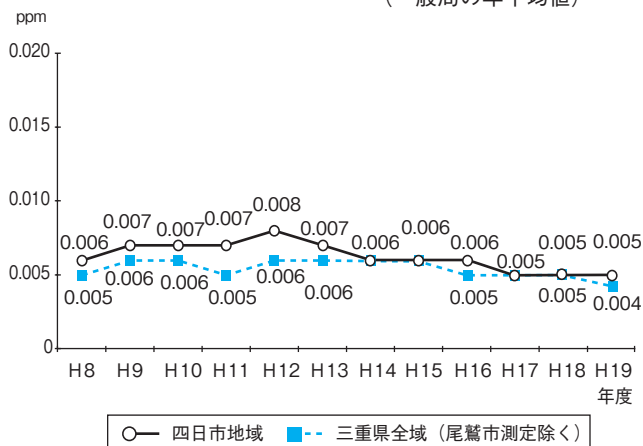
(2) 大気汚染の測定結果

ア 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

一般局20局、自排局2局で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm以下で、環境基準を達成しました。（注2）年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。（資料編2-2～2-4参照）

注2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

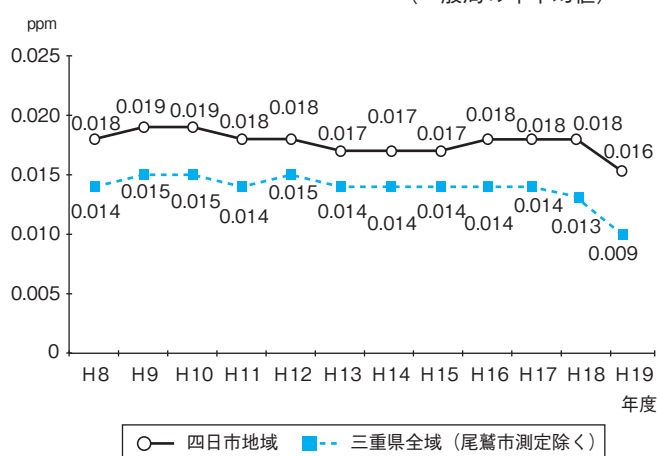
図1-3-1 二酸化硫黄の経年変化
（一般局の年平均値）



イ 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局21局、自排局7局で測定を実施しました。一般局では、日平均値の98%値が0.06ppmを超える局はなく、全ての局で環境基準を達成しました。（注3）自排局では、納屋局を除き環境基準を達成しましたが、納屋局の日平均値の98%値は0.069ppmとなり比較的高い濃度となりました。年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。（資料編2-5～2-8参照）

図1-3-2 二酸化窒素の経年変化
（一般局の年平均値）



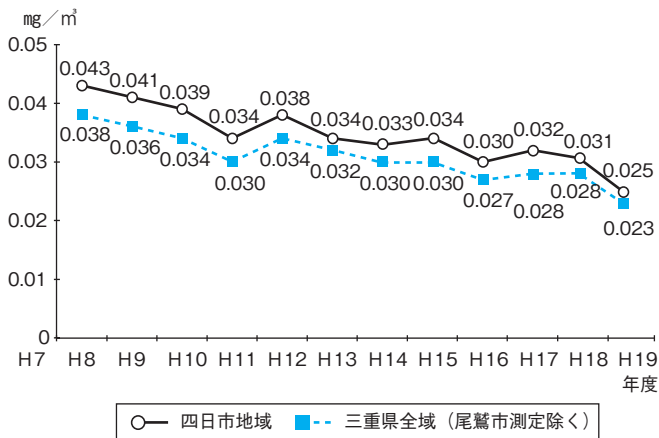
注3）二酸化窒素の環境基準の長期的評価では、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には、環境基準が達成されたと評価します。

ウ 浮遊粒子状物質

一般局21局、自排局7局で測定を実施しましたが、一般局4局、自排局3局で環境基準を達成しませんでした。(注4) 年平均値の経年変化は図1-3-3のとおりです。(資料編2-9参照)

注4) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

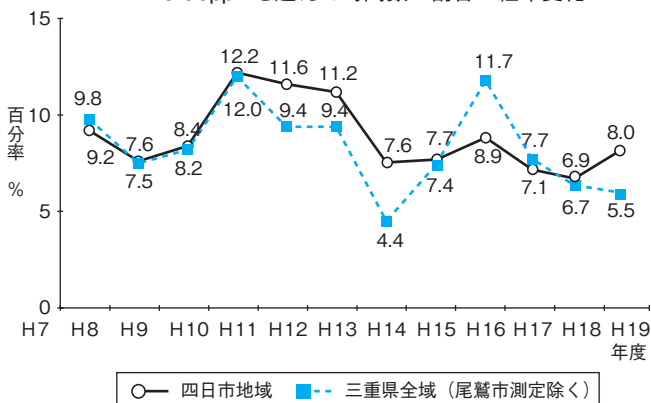
図1-3-3 浮遊粒子状物質の経年変化 (一般局の年平均値)



エ 光化学オキシダント

一般局20局(県測定14局、四日市市測定6局)で測定を実施したところ、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値(5時から20時までの測定値)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-4のとおりです。(資料編2-10、11参照)

図1-3-4 光化学オキシダント昼間値(5~20時)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



オ 一酸化炭素

自排局2局(県測定2局)で測定を実施したところ、いずれの局も日平均値の2%除外値は10ppm以下で環境基準を達成しました。(注5) (資料編2-12参照)

注5) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、10ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

カ 非メタン炭化水素

一般局16局(県測定11局、四日市市測定5局)、自排局3局(県測定2局、四日市市測定1局)で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC(6~9時の3時間の平均値)の範囲となっており、一般局の2局を除き0.20ppmCを超えていました。(資料編2-13参照)

キ 有害大気汚染物質

平成9年(1997)4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す22の優先取組物質(有害性の程度やわが国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質)のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の19物質(ダイオキシン類を除く)の大気環境調査を四日市市と連携して行いました。(資料編2-14~15参照)

(ア) 調査地点等

一般環境5地点(桑名市、四日市市2地点、松阪市、伊賀市)、道路沿道1地点(鈴鹿市)で、毎月1回調査を実施しました。

(イ) 調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、及びベンゼンの4物質は6地点とも環境基準を達成していました。(資料編2-16参照)

ク 石綿(アスベスト)

大気環境中でのアスベスト濃度の調査を県内30地点で行った結果、全ての地点で石綿は検出されませんでした。(資料編2-18参照)

表1-3-1 優先取組物質

○アクリロニトリル	○テトラクロロエチレン
○アセトアルデヒド	○トリクロロエチレン
○塩化ビニルモノマー	○ニッケル化合物
○クロロホルム	○ヒ素及びその化合物
クロロメチルエーテル	○1,3-ブタジエン
○酸化エチレン	○ベリリウム及びその化合物
○1,2-ジクロロエタン	○ベンゼン
○ジクロロメタン	○ベンゾ（a）ピレン
○水銀及びその化合物	○ホルムアルデヒド
タルク（アスベスト様 繊維を含むもの）	○マンガン及びその化合物
○ダイオキシン類	○クロム及びその化合物

○印は平成19年度環境調査物質

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査を実施。

1-2 工場・事業場対策の推進

工場・事業場に対する規制・指導

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

平成20（2008）年3月31日現在、1,560工場・事業場に4,295のばい煙発生施設、168工場・事業場に1,530の一般粉じん発生施設、42工場に109の揮発性有機化合物（VOC）排出施設が設置されています。

（ア） 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制（K値規制）が実施されています。その規制値は四日市地域（四日市市の一部、朝日町、川越町）が1.17、四日市市（前述以外の地域）が3.0、桑名市及び鈴鹿市が14.5、その他の市町が17.5となっています。

さらに、四日市地域（四日市市は全域）については、昭和47（1972）年4月から三重県公害防止条例（現三重県生活環境の保全に関する条例）により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51（1976）年に大気汚染防止法による総量規制に移行しています。

（イ） ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種

類及び規模毎に濃度規制が実施されています。平成10（1998）年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

（ウ） 窒素酸化物の規制

昭和48（1973）年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

（エ） 石綿（アスベスト）の規制

石綿（アスベスト）は耐熱性等に優れているため多くの製品に使用されてきましたが、発ガン性等の健康影響を有するため、原則、製造・使用が禁止されています。

また、吹付け石綿を使用する一定規模以上の耐火性建築物の解体等作業には作業基準等が定められ、工事を施工する前に特定粉じん排出作業の届出が課せられていましたが、アスベストの大気環境への飛散防止措置を拡充・強化するため、平成17（2005）年12月に大気汚染防止法施行令・規則が改正され、平成18（2006）年3月から施行されました。これにより、規制対象となる建築材料の範囲が拡大され、建築物の規模要件等が撤廃されました。

さらに、平成18（2006）年2月に大気汚染防止法が改正され、工作物（工場のプラント等）が規制対象となり、同年10月から施行されました。また、労働安全衛生法施行令の改正に併せ、石綿を0.1%を超えて含有する建築材料も同様に10月から規制対象となりました。

平成19（2007）年度中の届出数は、解体作業が14件、改造・補修作業が87件、断熱材等の除去が47件でした。（以上、四日市市管轄分を除く）

（オ） VOCの規制

光化学オキシダントによる大気汚染は、その原因物質であるVOCの排出削減により、その改善が期待できます。

工場から排出されるVOCの規制については、平成16（2004）年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18（2006）年4月から施行されました。

これにより、VOC排出事業者に対してVOC排出施設の届出義務、排出基準の遵守

義務等が課され、さらに事業者の自主的な対策の取組が期待されます。

イ ダイオキシソ類対策特別措置法による規制
ダイオキシソ類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準対象施設として19種類の特定施設を規制対象としています。

平成20（2008）年3月31日現在の県内における大気基準適用施設は284施設、水質基準対象施設は62施設です。

ウ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制
三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設（指定施設）及び有害物質について規制しています。さらに四日市地域については、一定基準以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、上乗せ条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

平成20（2008）年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は574工場・事業場に3,961施設、粉じんに係る指定施設は768工場・事業場に4,336施設、炭化水素に係る指定施設は25工場・事業場に382施設が設置されています。（以上、四日市市管轄分を除く）

（ア） 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49（1974）年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53（1978）年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い、総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成4（1992）年に窒素酸化物排出係数を改訂し、規制を強化しました。

（イ） 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設（原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が5,000kl以上の貯蔵施設等）について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

エ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて、緊急時における措置を講じています。平成19（2007）年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令に

よる緊急時の措置はありませんでした。

オ 立入検査（四日市市管轄分を除く）

平成19（2007）年度は、延べ741工場・事業場に立入検査を行い、ばいじん、窒素酸化物等の延べ75項目について、排出ガス検査を実施しました。その結果、2工場・事業場において排出基準を超過していたため、指導を行いました。

また、特定粉じん排出作業について、145現場に立入を行い、敷地境界におけるアスベスト濃度を80現場で測定を実施したところ、すべての現場において特定粉じん発生施設の敷地境界基準以内でした。

2 自動車環境対策の推進

2-1 自動車環境対策の推進

(1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル自動車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が顕在化しています。

県内7ヶ所の自排局の平成19（2007）年度の二酸化窒素の濃度（年平均値）は、県内の一般環境測定局に比べ高い状況となっており、納屋測定局（国道23号、四日市市）は、環境基準を達成しませんでした。また、浮遊粒子状物質については、国道258号桑名測定局、納屋測定局、北消防署測定局（国道1号、四日市市）、国道25号亀山測定局で環境基準を達成しませんでした。

(2) 自動車NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

ア 背景

都市地域における窒素酸化物による大気汚染については、自動車NOx法（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）（平成4（1992）年）に基づき、特別の排出基準を定めた規制（車種規制）を初めとする施策を実施してきましたが、自動車交通量の増大などにより、環境基準を達成するには至っていません。

一方、近年ディーゼル自動車から排出される粒子状物質（PM）について、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されており、窒素酸化物とともに自動車交通に起因する

粒子状物質の削減を図る施策を新たに講ずることが強く求められています。

イ 法律の概要

平成13（2001）年の通常国会に自動車NOx法の改正法案が提出され、同年6月に自動車NOx・PM法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大

愛知県の61市町村とともに、三重県の北勢地域の8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、旧長島町、木曾岬町、旧楠町、朝日町、川越町）を追加

- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上（30台以上保有）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

平成19（2007）年5月に自動車NOx・PM法が改正され、その主な内容は次のとおりです。

- ・重点対策地区の新設
- ・建物の新設に係る届出
- ・周辺地区内の一定規模以上の事業者に対する計画作成・届出、報告の義務付け
- ・荷主等に窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け

ウ 車種規制

・排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車及びトラック・バス（車両総重量3.5t以下）については、ガソリン車並の排出基準。

ガソリン車への代替が可能でないトラック・バス（車両総重量3.5t超）については、最新のディーゼル車並の排出基準。

・経過措置

次に示すように、車種ごとに猶予期間を設定しています。加えて、法の施行により短期集中的に多数の自動車の買替えが必要となることから、さらに1～3年の準備期間が置かれています。

表1-3-2 猶予期間

車種	猶予期間	車種	猶予期間
普通貨物自動車	9年	マイクロバス	10年
小型貨物自動車	8年	ディーゼル乗用車	9年
大型バス	12年	特種自動車	原則10年

エ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

(ア) 経過

自動車NOx・PM法により、知事は対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を定めなければなりません。平成14年7月に関係市町、国の関係行政機関、学識経験者等で構成する総量削減計画策定協議会を立ち上げ、4回の幹事会を開催し、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量を削減するための議論を重ねてきました。

同計画は、平成15年6月4日の協議会で承認をいただき、その後、7月25日に環境大臣の同意を得て、平成15年8月8日に公告しました。

(イ) 計画の目標

平成22年度に環境基準を達成するために、排出量の削減について以下のように取り組みます。

総量の区分		窒素酸化物 排出量 (t/年)	粒子状物質 排出量
平成9年度 (現状)	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量 [1号総量]	18,325	10,013
	② ①のうちの自動車排出総量 [2号総量]	5,199	770
平成17年度 (中間目標)	③ ⑤の達成に向け平成17年度までに達成すべき総量	15,214	9,193
	④ ③のうちの自動車排出総量	2,384	202
平成22年度 (目標年度)	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量 [3号総量]	14,342	9,068
	⑥ ⑤のうち自動車排出総量 [4号総量]	1,741	104

※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあつては特別措置法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあつては特別措置法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を表します。

※2 粒子状物質の1号総量、3号総量については硫酸酸化物、窒素酸化物等のガス状物質を前駆物質として生成する二次生成粒子を含んだ量ですが、2号総量、4号総量については、自動車からの排出ガス分（一次粒子）です。

(ウ) 目標を達成するための施策

a. 自動車単体対策の強化等

- ・新短期規制、新長期規制の実施
- ・排出基準適合車への早期代替の促進
- ・車両の点検・整備の徹底及び過積載車両・整備不良車両等の指導、取締りの強化
- ・重油混和燃料等の使用禁止への取組及び

- 低硫黄軽油の供給体制の確立
- b. 車種規制の実施等
 - ・ 車種規制の適正かつ確実な実施
 - ・ 窒素酸化物排出基準適合車等への代替促進
 - ・ 国の機関及び地方公共団体による公用車の代替の促進
 - ・ 対策地域外の事業者に対する排出基準適合車への早期代替の啓発や、国道23号、国道1号における、排出規制不適合大型車に対する通行抑制措置の検討等、流入車対策の推進
 - ・ 特定事業者による、自動車使用管理計画の作成及び定期報告
- c. 低公害車の普及促進
 - ・ 低公害車の普及目標の設定（2010年で60万台、年間新車登録台数の80%を低公害車化）
 - ・ 燃料供給施設等の整備
 - ・ 国の機関及び地方公共団体による低公害車の率先導入
 - ・ 経費助成や優遇税制等、低公害車の導入のための支援措置の実施
 - ・ 自動車等販売者による情報提供の促進
- d. 交通需要の調整・低減
 - ・ 共同輸配送や積み合わせ配送等、事業者における貨物自動車等の使用合理化の推進
 - ・ 「モーダルシフト」・「モーダルミックス」など貨物輸送手段の転換の推進
 - ・ パークアンドライド駐車場等の整備や、バス優先レーン等の指定によるバス運行の定時性の確保等、公共交通機関の整備及び利便性の向上
 - ・ 自家用乗用車の使用自粛等
- e. 交通流対策の推進
 - ・ バイパス道路等の整備による交通の分散や、道路改良、交差点改良等による交通渋滞の解消
 - ・ 総合的な駐車対策の推進
 - ・ 高度交通管制システムや道路交通情報通信システム等の整備、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の整備等、交通管制システムの整備等による交通流の円滑化
- f. その他
 - ・ アイドリング・ストップ運動の推進
 - ・ グリーン配送等の推進

(3) 交通の円滑化対策の推進

- ア 信号制御高度化モデル事業（プロファイル信号制御）の整備
 - 名張市内（国道165号等）の主要交差点（43交差点）にプロファイル信号制御を導入し、交通の円滑化を図りました。
- イ 交通管制システムの拡充整備
 - 松阪市内（県道松阪嬉野線等）の信号機15基を集中制御化し、交通の円滑化を図りました。

2-2 光化学スモッグ対策の推進

(1) 光化学スモッグの緊急時の措置現状

県内14地域、18関係市町（市によっては、発令地域が分かれる場合や、一部の地域に限る場合あり）を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場への措置を要請します。

平成19（2007）年度の光化学スモッグについては、8月11日に四日市地域に予報を発令しましたが、注意報の発令はありませんでした。

(2) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

ア 対象地域

桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地域の4地域としています。

イ 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測しています。「高濃度」とはオキシダント濃度の日最高値が0.120ppm以上となる場合をいいます。

3 騒音・振動の防止

3-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準とし

て設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

3-2 工場・事業場対策の推進

(1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。

表1-3-3 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況

(平成19年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	10	0
作業騒音に係るもの	23	0
拡声器の使用制限に係るもの	1	0

(3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。(表1-3-4)

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

表1-3-4 工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

(平成19年度)

		騒音関係	振動関係
立入検査件数		49	12
測定検査結果	適合	8	0
	不適合	8	1
行政指導件数		19	1

3-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないよう自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

3-4 環境騒音及び道路交通振動の現状

(1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する17市町の協力を得て、88地点で騒音測定を実施しました。(資料編4-4参照)

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、主要幹線道路沿道の25地点で自動車交通騒音測定を実施しました。(資料編4-5参照)

表1-3-5 測定地点における環境基準適合状況

環境騒音（一般地域）

(平成19年度)

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	33	33	31	31
B	27	26	21	21
C	28	28	27	27
未指定	0			

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町の協力を得て、36地点で道路交通振動測定を実施しました。(資料編4-6参照)

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度(要請限度)を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。なお、平成19(2007)年度は法に基づく要請及び意見陳述はありませんでした。

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5(1993)年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

(4) 航空機騒音対策

中部国際空港を離着陸する航空機による騒音に対して苦情があります。航空機騒音から生活環境を保全するため、平成19年3月30日に表1-3-6のとおり環境基準の類型を当てはめました。平成19年度に類型をあてはめた地域において航空機騒音の測定を実施したところ、全て環境基準を達成しました。

表1-3-6 類型を当てはめた地域及び環境基準

類型	環境基準	地域
I	70WECPNL 以下	木曾岬町、桑名市(長島町の区域)、鳥羽市(答志町及び桃取町の区域)

地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

規制地域を有する市町は表1-3-7のとおりです。

表1-3-7 規制地域を有する市町

市(13)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市
町(10)	木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 立入検査及び指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大(スプロール化)による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を行うなど、環境問題の改善、防止に努めています。

4 悪臭の防止

4-1 悪臭の現況

悪臭に関する苦情は、以前は畜産農業や化学工業が中心でしたが近年では、サービス業・その他、家庭生活等に係る苦情が多くなっています。

4-2 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき

1 水質汚濁の防止

1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されません。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

(1) 調査地点等

「平成19（2007）年度公共用水域水質測定計画（三重県）」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内49河川76地点及び4海域（伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾）24地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局及び四日市市が分担して行っています。

(2) 結果概況

ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内49河川76地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBODでみると、環境基準の類型が指定されている47河川62水域（63地点）のうち、57水域で環境基準を達成しており、達成率は92%となりました（前年度100%）。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内48河川（55地点）で調査を実施しました。その結果、5地点を除き環境基準を達成しました。

なお、志登茂川、勢田川、五十鈴川、笹笛川、岩田川のほう素が環境基準（1.0mg/L）に未達成でしたが、海水に含まれるほう素が原因であり、

人為的な影響によるものではありませんでした。

イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全燐について、4海域（24地点）で水質調査を実施しました。

このうち海域に係る有機汚濁の代表的な指標であるCODでみると、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、3水域が環境基準を達成しており（5水域で未達成）、達成率は38%となり前年度（50%）並みでした。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素及び全燐については、類型指定が行われている4海域6水域のうち、達成率は、全窒素100%（前年度は100%）、全燐50%（前年度は50%）となりました。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、4海域（8地点）で調査を実施しました。その結果、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

(3) 評価と対策

平成19（2007）年度は河川の環境基準達成率は前年度に引き続き、高い達成率となり、海域については前年度並みでした。

今後、河川の環境基準の達成率維持、海域の達成率向上のため、工場・事業場排水対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

1-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年（1997）年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

三重県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

(1) 概況調査

従来、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ（市街地5km×

5km、山間部10km×10km)に区分し、4年サイクルで県内を一巡する調査を実施してきましたが、平成3(1991)年度から平成14(2002)年度までの調査で県内調査地点を網羅したと考えられることから概況調査を一時休止し、平成19(2007)年度は四日市市調査分5地点において調査を実施しました。その結果、ほう素、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素及びふっ素が検出されましたが、硝酸性・亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出された4地点以外はいずれも環境基準に適合していました。

(2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準(平成9(1997)年度までは評価基準)を超過して検出された地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成19(2007)年度の調査地点は20地点で、その調査結果は、13地点では環境基準を達成していましたが、7地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素及びふっ素が1地点(ともに地質由来)、テトラクロロエチレンが4地点、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンが1地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが1地点で環境基準を超過して検出されました。

(3) 評価と対策

平成19(2007)年度の定期モニタリング調査において20地点中、7地点で環境基準を超過していました。前年度は20地点中、9地点で超過しており、超過地点数は多少減少しましたが、今後も監視を継続していく必要があります。なお、飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

1-3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺であることから、快適な水浴場を確保することは、水環境の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

平成19(2007)年度のシーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象21水

浴場中、AAが9、Aが2、Bが10水浴場となっていました。

注) 水浴場における水質判定基準は、適(AA、A)、可(B、C)、不適として表記します。

1-4 工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排水のうち、日平均総排水量が50m³/日以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、三重県では、昭和47(1972)年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成20(2008)年3月31日現在の総届出特定事業場数は7,645事業場となっています。

そのうち規制対象特定事業場は1,027で全体の13.4%です。(政令市である四日市市分は除く)

表1-4-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移(平成14~18年度)

区分		年度				
		H15	H16	H17	H18	H19
排水量	50m ³ /日以上	944 (49)	940 (51)	936 (56)	919 (61)	910 (64)
	50m ³ /日未満	6,807 (112)	6,854 (119)	6,822 (115)	6,690 (118)	6,735 (117)
計		7,751 (161)	7,794 (170)	7,758 (171)	7,609 (179)	7,645 (181)

注1) ()は内数で、有害事業場分

注2) 四日市市分は除く

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出される排水について規制を行っています。

なお、平成20(2008)年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は4事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

(3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び

汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施しました。

平成19（2007）年度は延べ651事業場（採水を行う立入検査は257事業場）に対して立入検査を実行し、227事業場に排水処理施設の改善等を指導しました。

1-5 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

(1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53（1978）年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第5次総量削減計画の目標年度である平成16（2004）年度には、伊勢湾に排出される汚濁負荷量の総量は昭和54（1979）年度の61%に削減されました。（図1-4-1）

また、伊勢湾に排出される全窒素に係る汚濁負荷量は平成11（1999）年度の90%、全磷に係る汚濁負荷量は71%に削減されました。（図1-4-2）

三重県の水質総量規制対象区域（指定地域）は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く21市

図1-4-1 伊勢湾の発生汚濁負荷量（COD）

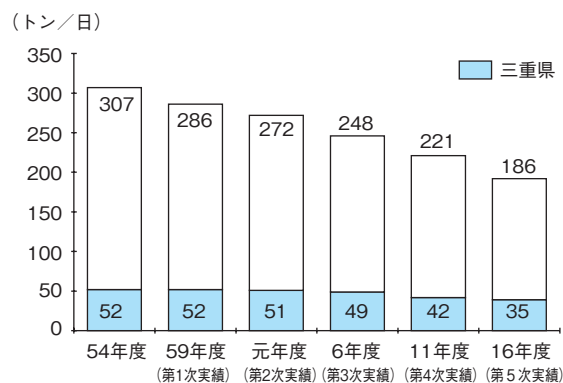
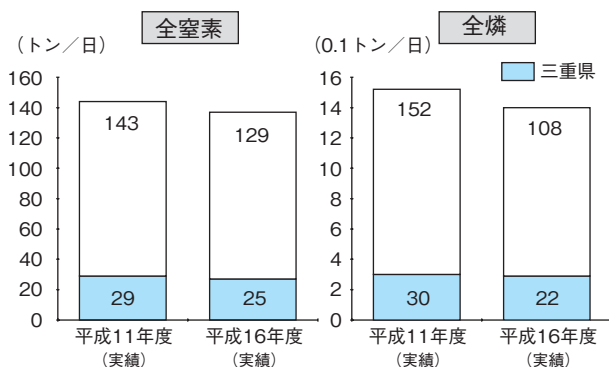


図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量（全窒素、全磷）



町で、総量規制対象事業場は595事業場です。（平成19年度末現在）

また対策等の効果を評価するために、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

(2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、及び名古屋市）等との連携協力により、「伊勢湾再生に関するNPO法人の活動調査・分析」事業を実施するとともに、シンポジウムなどの啓発活動等を実施しました。

2 生活排水対策の推進

1-1 生活排水処理施設の整備推進

(1) 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図ることが急務となっています。平成19（2007）年度末の三重県の生活排水処理施設の整備率は73.3%と全国平均（83.7%）に比べ低い状況にあります。

表1-4-2 生活排水処理施設の整備率の状況

（平成19年度末）

区域	公 共 下水道	農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	コミュニティ プラント	浄化槽	計
三重県	42.2%	4.7%	0.3%	0.2%	25.8%	73.3%
全 国	71.7%	2.9%		0.3%	8.8%	83.7%

注）生活排水処理施設の整備率：処理可能居住人口／住民基本台帳人口×（100%）
全国の整備率は国の公表データを基に三重県が算出。
率の計は四捨五入の関係で合わない。

(2) 「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を平成17（2005）年度に見直し、新たに策定しました。

この計画は、平成27（2015）年度を目標年度とし、県内の生活排水処理施設の整備について、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備手法を地域特性に応じて選定し、整備区域や整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、整備手法別の目標も示しており、生活排水処理施設

の整備率を目標年度までに84%まで向上させることとしています。

(3) 下水道事業の推進

ア 下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的としてその整備が急がれています。公共下水道事業については、24市町で計画されており、平成19（2007）年度末までに23市町（12市11町）で供用を開始しています。

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての処理区（6処理区）で事業に着手しており現在5処理区で供用を開始しています。

イ 公共用水域の一層水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加えCOD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

平成19（2007）年度末現在、県内では36処理場の内17の処理場で高度処理を実施しています。

(4) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

平成17（2005）年度に見直しを行った「生活排水処理施設整備計画」では、17市町、202地区で実施予定となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成27（2015）年度末の処理率83.1%を目標に事業を推進しています

(5) 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成2（1990）年度から着手

図1-4-3 下水道普及率の変化

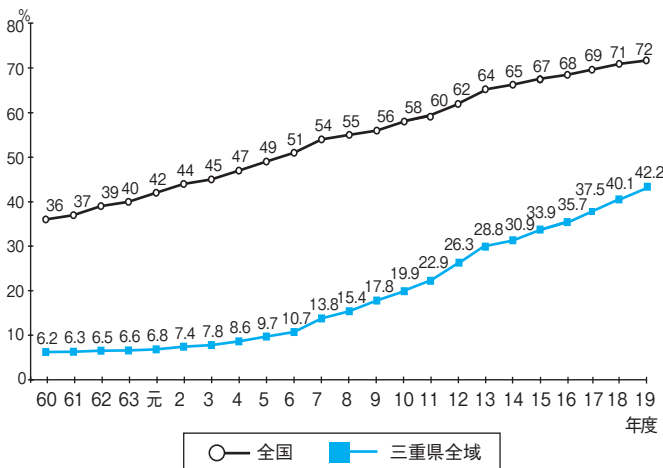


表1-4-3 農業集落排水事業の実施状況（平成20年3月31日現在）

事業名	地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	(19年度末)事業進捗状況	備考〔〕は地区数
村づくり交付金	(1) 3	(1) 2	(1) 3	(1,140) 4,358	26.2%	伊賀市〔1〕名張市〔2〕
汚水処理施設整備交付金	(2) 3	(1) 2	(2) 3	(166) 687	24.2%	亀山市〔2〕玉城町〔1〕
農業集落排水事業	130 (132)	17 (17)	130 (132)	88,020 (89,684)	98.1%	桑名市〔4〕木曾岬町〔4〕いなべ市〔14〕四日市市〔9〕菰野町〔4〕鈴鹿市〔7〕亀山市〔11〕津市〔25〕松阪市〔3〕多気町〔6〕明和町〔1〕玉城町〔2〕伊勢市〔2〕南伊勢町〔1〕志摩市〔1〕伊賀市〔20〕名張市〔8〕
農村総合整備モデル事業	(5) 5	(4) 4	(5) 5	(2,475) 2,475	100.0%	完了 伊賀市〔2〕名張市〔1〕桑名市〔1〕津市〔1〕
農村基盤総合整備事業	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(477) 477	100.0%	完了 四日市市〔1〕
全体	(139) 144	(17) 17	(139) 144	(92,278) 97,681	94.5%	

（ ）内は完了分で内数

表1-4-4 漁業集落環境整備事業（漁業集落排水）の実施状況（平成20年3月31日現在）

地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	進捗率
(5) 7	(1) 2	(5) 7	(6,764) 9,744	69%

（ ）内は完了分で内数

しており、平成19（2007）年度までに5地区完了し、平成20（2008）年度現在2地区で事業実施しています。

(6) 浄化槽の設置

浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的工事期間が短く、安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、浄化槽の設置を促進しています。

平成19（2007）年度は、浄化槽の設置促進を図るため、四日市市など24市町を対象に3,550基、442,308千円の県費補助を行いました。

また、市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る「浄化槽市町村整備推進事業」について、平成19（2007）年度には、松阪市等合わせて5市町で事業を実施しました。

(7) 生活排水総合対策の推進

平成2（1990）年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町（旧町、村含む）は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町（旧町、村含む）では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町等が推進する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

さらに、三重県生活環境の保全に関する条例に、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしました。

(8) 浄化槽の適切な維持管理

三重県における浄化槽設置基数は、平成18（2006）年度末で約24万7千基です。

平成19（2007）年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、市町及び指定検査機関と協働し、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法に規定する法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

表1-4-5 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町名	指定年月日
勢田川流域 (旧御園村に係る流域を除く。)	伊勢市 (旧伊勢市のみ)	平成3年3月19日
岩田川流域 (旧津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市 (旧津市のみ)	平成4年4月10日
久米川流域 (旧大山田村に係る流域を除く。)	伊賀市 (旧上野市のみ)	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 志摩市 (旧浜島町、 旧大王町、 旧志摩町、 旧阿児町、 旧磯部町)	平成6年2月28日
四日市市、菰野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 (旧楠町を除く) 菰野町	平成8年2月8日
松阪市・多気町・明和町・ 地域全域	松阪市 (旧松阪市、 旧飯南町、 旧飯高町) 多気町 (旧多気町、 旧勢和村) 明和町	平成9年2月18日

3 水資源の適正利用

3-1 水循環・浄化機能の確保

水生生物を指標とした水質調査

広く水環境保全意識の啓発を図ることを目的に、主に小・中学生を対象に約1,400名の参加を得て、水生生物による身近な川の水質調査を行い、その結果を「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」として作成し公表しました。

3-2 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の現状

昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36（1961）年から平成19（2007）年までの46年間に、桑名市長島町白鷄（水準点番号C35-16）では、158cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6（1994）年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々わずかながらその地盤高を低くしており、常に高潮・洪水・内水氾濫及び地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

図1-4-4 北勢地域主要水準点の沈下状況

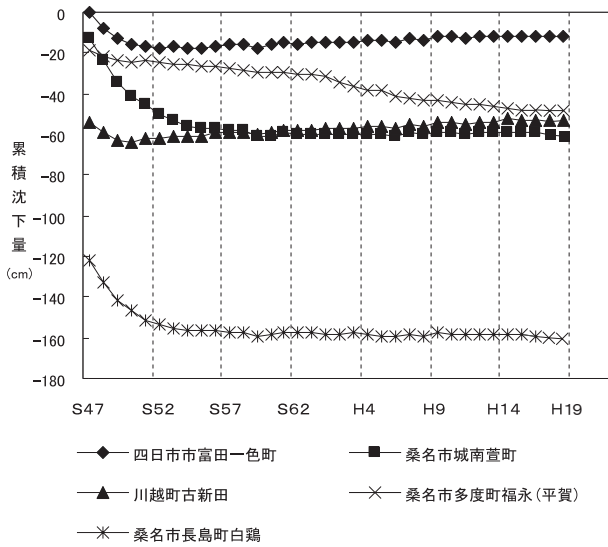
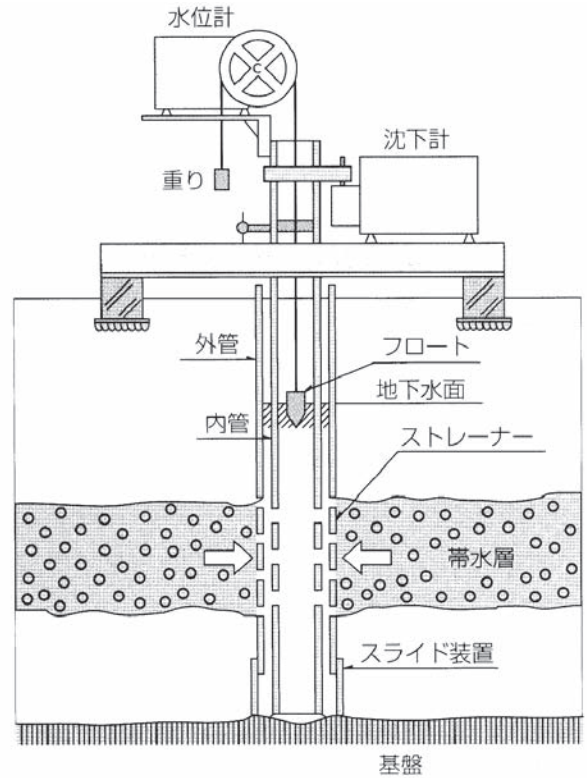


図1-4-6 地盤沈下観測井戸



(2) 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32（1957）年以降、四日市市の一部と楠町（現四日市市）を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50（1975）年4月から、三重県公害防止条例（現三重県生活環境の保全に関する条例）の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。

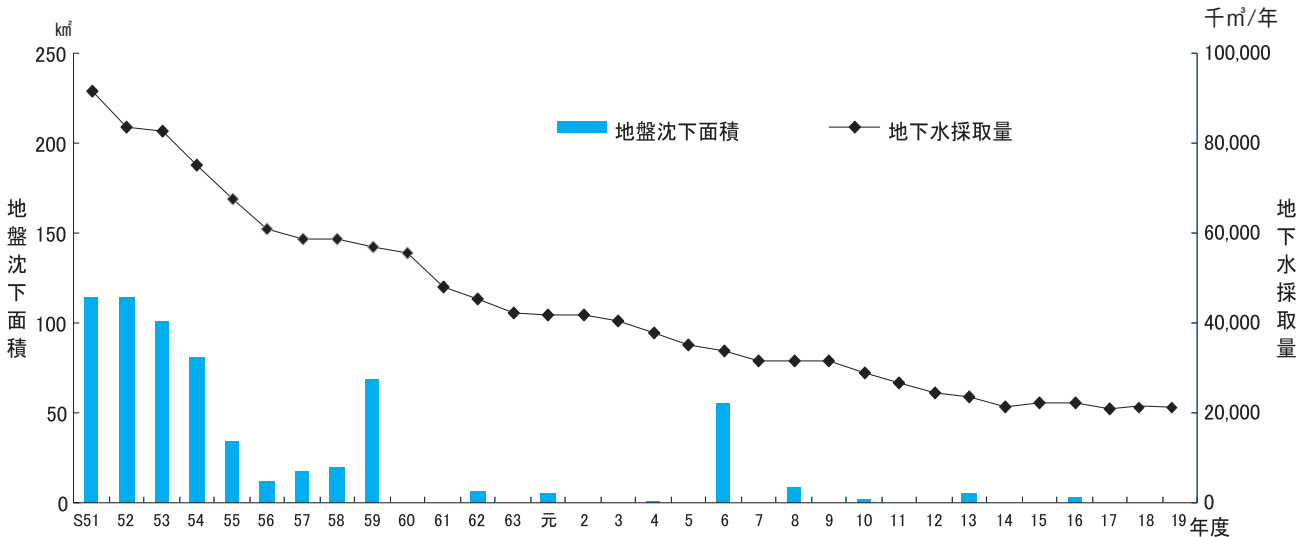
イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

・水準測量による方法

精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、

図1-4-5 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移



前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の2市3町の地点で水準測量を行い、平成19年（2007）は、1cm以上の沈下水準点はありませんでした。近年は、平成6（1994）年には、1cm以上の沈下水準点が37点観測された以降、沈静化傾向にあります。

・地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量（沈下量）を、図1-4-6のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位（年間平均）は、単年度では低下も見られますが全般的には上昇傾向にあり揚水量の削減効果が現れてきています。

ウ 濃尾平野地盤沈下防止対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

表1-4-6 地盤沈下関連事業一覧表（要綱に基づく完了事業）

関連事業の分類	事業主体	事業内容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策土地改良事業（伊曾島南部、源緑輪中、東汰上、東汰上二期） 地盤沈下対策河川事業（現在：低地対策事業）（鍋田川：休止中）
その他関連事業	三重県	排水対策特別事業（長島北部） 湛水防除事業（伊曾島北部、七取、木曾岬）

(ア) 啓発・普及の推進

平成19（2007）年度は、要綱で設定されている地下水採取目標量の遵守に向け地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

(イ) 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北勢地域の臨海部の石油化学を中心とする工場の発展に伴う水需要の増大や、地下水の汲み上げによる地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替水の確保に対処するため、昭和31（1956）年に給水を開始して以来、順次拡張を行ってき

ましたが、初期の施設にあっては給水開始後約50年経過しているため老朽劣化が進んでいます。

平成19（2007）年度には老朽劣化した施設の改築事業を実施しました。

(ウ) 地盤沈下による災害の防止又は復旧

平成19（2007）年度には、地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と、河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧又は機能の復旧に資する関連事業として、河川事業及び土地改良事業等を実施しました。

地盤沈下対策土地改良事業	城南地区
その他関連事業 中小河川改修事業（現在：都市河川改修事業）	員弁川、朝明川
その他関連事業 湛水防除事業	長島北部地区、木曾岬地区 大鳥居地区、今島地区、 源緑輪中地区

3-3 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

宮川に望ましい河川流量の回復と対策

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成18（2006）年度以降、宮川ダムから毎秒0.5立方メートルの放流が実施されています。

3-4 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成19（2007）年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS（地理情報システム）を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林（持続生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）に区分（ゾーニング）しています。

(2) 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの整備を進めています。

平成19（2007）年度には、鳥羽河内ダム建設のために必要な流量調査・地質調査及び本体設計を進めました。

(3) ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成18年4月から運用を開始しています。

3-5 水資源の適正利用

宮川の維持流量として宮川ダムから常時放流する水を利用する宮川維持流量発電設備（最大出力220kW）の建設が平成17（2005）年度に完了しました。

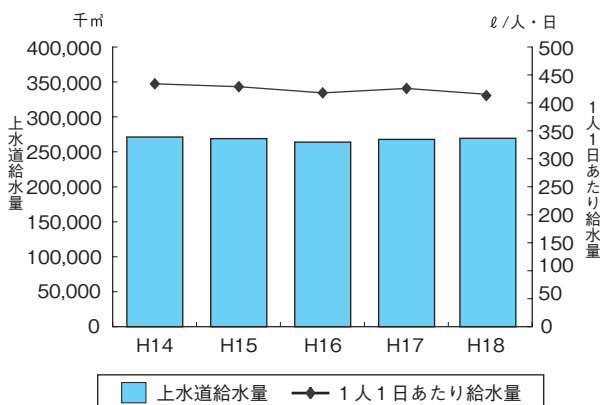
なお、平成19（2007）年度末現在で10箇所の水力発電所があり、合計最大出力は、98,000kWです。

3-6 上水道

平成18（2006）年度における上水道給水量は265,744千m³、給水人口は1,725,254人であり、1人1日あたりの給水量は421Lです。上水給水量及び1人1日あたりの給水量推移は図1-4-7のとおりです。

（注）簡易水道・専用水道を除く。

図1-4-7 上水道給水量及び1人1日あたりの上水道給水量の推移



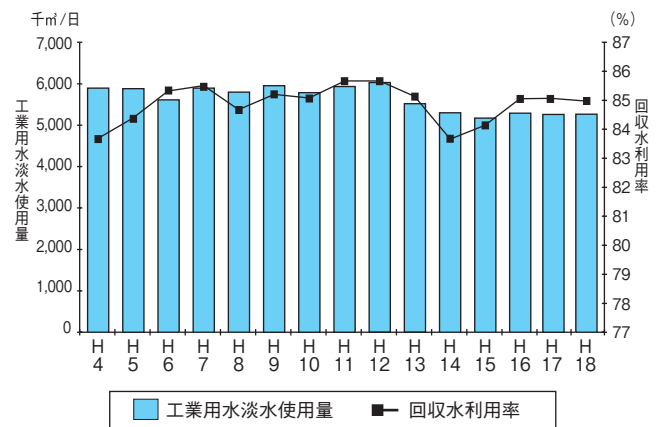
3-7 工業用水

平成18（2006）年度における工業用水使用量の合計は6,181千m³/日であり、その内訳は淡水が84.2%、海水が15.8%で、淡水使用量のうち回収水が占める割合は85.0%です。

また、回収水を除く淡水供給量のうち約62.8%を工業用水道が給水しています。

工業用水の淡水使用量及び回収水利用率の推移は図1-4-8のとおりです。

図1-4-8 工業用水淡水使用量及び回収水利用率の推移



第5節

化学物質に起因する環境リスク対策の推進

1 有害化学物質対策の推進

1-1 重金属等の有害化学物質への対応

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれており、平成8（1996）年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9（1997）年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13（2001）年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

（平成19（2007）年度の大気環境調査の結果は、資料編2-16参照）

1-2 新たな有害化学物質への対応

(1) ダイオキシン類

ア 大気の状態調査

平成12（2000）年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11（1999）年7月公布）に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

・調査地点

一般環境調査地点は、常時監視地点7地点で調査を実施しました。

・調査方法

年4回、連続7日間の試料採取を行い、分析しました。

・調査結果の概要

平成19（2007）年度の結果、すべて環境基準を達成していました。（資料編2-17参照）

イ 水質の状態調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、平成11（1999）年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成19（2007）年度は、県内27

表1-5-1 ダイオキシン類調査結果（平成19年度）
（河川）

市町名	河川名	地点名	水質	底質
			(pg-TEQ/L)	(pg-TEQ/g)
桑名市	員弁川	桑部橋	0.41	
川越町	朝明川	朝明大橋	0.48	0.26
		朝明橋	0.42	0.26
四日市市	海蔵川	新開橋	0.38	
	三滝川	三滝橋	0.35	0.27
鈴鹿市	金沢川	千代崎樋門	0.59	
	中の川	木鎌橋	0.15	0.36
津市	志登茂川	江戸橋	0.90	3.0
	安濃川	御山荘橋	0.31	
	岩田川	観音橋	0.34	15
	雲出川	両国橋	0.069	
松阪市	金剛川	昭和橋	0.60	33
多気町	櫛田川	津留橋	0.095	
明和町	笹笛川	八木戸橋	0.84	3.2
大台町	宮川	船木橋	0.069	
伊勢市	外城田川	野依橋	0.36	
鳥羽市	加茂川	野畑井堰	0.091	
大紀町	藤川	野添橋	0.072	
伊賀市	久米川	芝床橋	0.55	
	比自岐川	柘川橋	0.40	1.90
尾鷲市	矢の川	矢の川橋	0.066	
紀北町	銚子川	銚子橋	0.066	
熊野市	北山川	四滝	0.066	
			地点数	23
			河川数	22

（海域）

海域名	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
四日市港（甲）	st-1	0.15	5.8
四日市・鈴鹿地先海域（甲）	st-3	0.16	9.9
伊勢地先海域	st-4	0.078	0.62
五ヶ所湾	st-1	0.068	0.26
		地点数	4

（河川23、海域4）の環境基準点等で水質調査を実施したところ、全て環境基準を達成していました。

底質については、13（河川9、海域4）の環境基準点で調査しましたが、全て環境基準を達成していました。

また、4地点（桑名市、伊勢市、尾鷲市、熊野市）で行った地下水調査では、全ての地点で環境基準を達成していました。

2 化学物質の適正管理の推進

2-1 化学物質の包括的な管理対策の推進

PRTR制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が、平成11（1999）年7月に公布されました。

平成19（2007）年度は、法に基づく6回目の届出がなされました。本県内では837件の届出がなされ、排出量・移動量については、トルエン、キシレンなどの溶剤類が多く排出されていました。

3 土壌・地下水汚染対策の推進

3-1 土壌汚染物質モニタリング体制の確立

(1) ダイオキシン類環境調査の実施

平成18（2006）年度に朝日町内の農用地において判明した土壌環境基準値（1,000pg-TEQ/g）を超過したことについては、平成19（2007）年度に周辺農地を調査し、汚染範囲を確定するとともに、県の監視監督のもと、汚染原因と推測された事業者による対策工事が実施されました。

また、県が対策工事後に対策効果確認調査を行ったところ、環境基準を満たしていました。

(2) 土壌汚染対策法による規制

土壌の汚染状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施するため、平成15(2003)年2月に土壌汚染対策法が施行されました。

この法律では、土壌汚染の状況の調査の機会として、①有害物質使用特定施設の使用廃止時（法第3条）②土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき（法第4条）を定めています。

また、①、②の調査で土壌汚染が基準に適合しない場合は、その土地を指定区域とします。

県内（政令市である四日市市を除く）における法施行後の実績（H20.2.14現在）は、次のとおりです。

法第3条の調査結果報告	5件
法第4条の調査命令	0件
指定区域の指定	0件

(3) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

土壌汚染の早期発見及び拡散防止並びに土壌汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生活環境の保全に関する条例を一部改正し、平成16（2004）年10月から施行しています。その内容は、大規模土地形質変更時の土地履歴調査及びそれに基づく土壌・地下水調査や、有害物質使用特定施設を設置する工場等に対する土壌・地下水調査を義務づけています。

また、土壌・地下水汚染を発見した場合は、知事へ届け出ることとしています。

平成19（2007）年度の汚染発見の届出は13件ありましたが、県は立入検査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導しました。

(4) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

(5) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

について、調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用及び周辺環境、住民の安全という観点に立って、「ゴルフ場における病虫害、雑草安全防除指針」を策定適用しています。

平成19（2007）年度には、ゴルフ場の農薬管理責任者等を対象に、農薬の安全使用・危害防止対策等を内容とする研修会を開催しました。また平成19（2007）9月25日～10月5日にかけて県内78ゴルフ場を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

第1節

生物の多様性の確保 (多様な自然環境の保全)

概況

1 地形・地質

(1) 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,777.17(平成19(2007)年10月現在)、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯(西南日本内帯)地域と南側の外帯(西南日本外帯)地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700~1,200m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なっています。

北側は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鋳層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

2 気候

気候は、概ね温かな太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

- 鈴鹿山脈北部地区
比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。
- 伊勢平野地区
年平均気温は15~16℃、年降水量は1,800mm

内外と温暖な気候。

- 伊賀盆地地区
朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水量は1,400mm内外。
- 熊野灘沿岸地区
日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。
- 志摩地区
結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- ・熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- ・その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- ・内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- ・これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- ・それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、50種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のカモシカが多く見られます。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、304種の鳥類が確認されています。

(3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は7種、無尾両生類（カエル目）は15種が知られています。国の天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

(5) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

(6) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に比べて寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

5 自然公園等

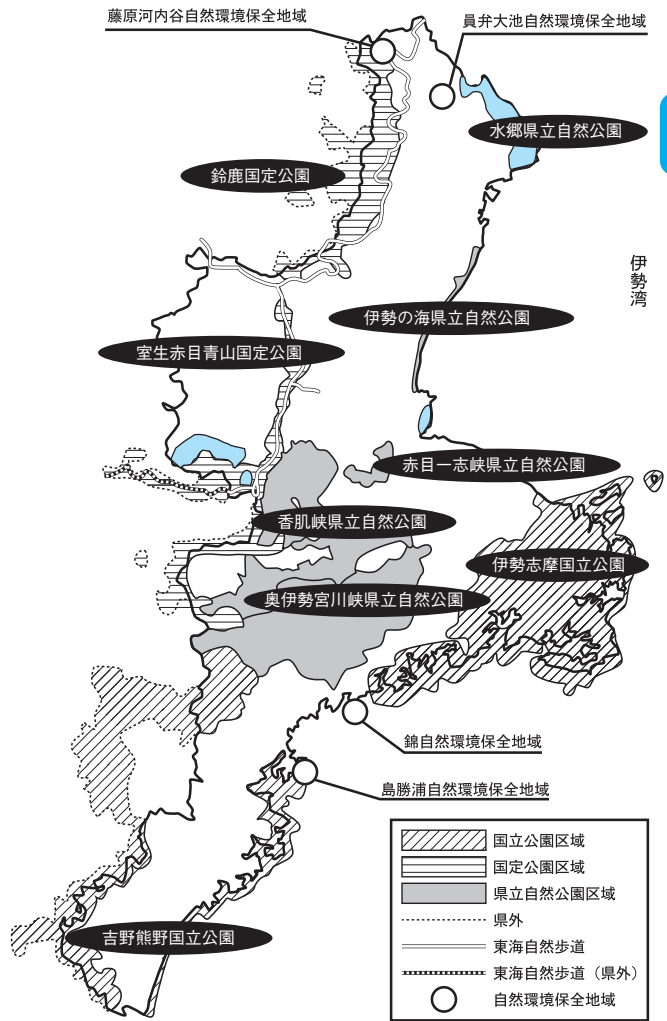
(1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など4地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

図2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



2章 1節

● 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を指定しています。

6 森林

平成18（2006）年度末における森林面積は373,220haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%の割合となっています。

なお、平成18（2006）年度末の民有林の森林蓄積量は、65,098千m³となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理を図っています。

1 すぐれた自然の保全

1-1 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等4地域を自然環境保全地域に指定しています。

平成19（2007）年度は、前年度に引きつづき新たな指定候補地の調整を行いました。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による指導・助言を行っています。

1-2 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成20（2008）年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は201,896haで県土の約34.9%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画（保護計画及び利用計画）に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域（第1種、第2種、第3種）、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成19（2007）年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園で行われる行為に対して133件の許可や届出の受理を行いました。

表2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
①すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
②地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
③その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
④植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が①～③に相当する程度を維持している区域	1ha以上

1-3 開発行為の届出制度

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、新たに一定規模を越える自然地を開発する際の届出制を整備し、希少野生動植物の保護などの自然環境保全に関する配慮を求めていることとしています。

2 里地里山の保全

2-1 里地里山保全活動計画の認定制度

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報の提供や活動計画の実施に必要な機材の購入経費等の補助等を行っています。

平成19年度末現在で21団体の活動を認定しています。

3 水辺環境の保全

3-1 ため池周辺等の整備

ため池や農業用水は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池等を保全管理するとともに、豊かで潤いのあ

第2章 人と自然が共にある環境の保全

る憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、県内の主要なため池等の農業水利施設を活用した、親水公園等を整備しており、平成19(2007)年度には、次の9地区の整備を行いました。

表2-1-2 ため池周辺等の整備状況(平成19年度)

地区名	所在地	地区名	所在地
木曾岬	木曾岬町	長島中部	桑名市
笠田大溜	いなべ市	三行	津市
川添	大台町	石ヶ畑池	伊賀市
野代	桑名市	中郷	松阪市
		津北部	津市

3-2 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸においては、昭和28(1953)年から38(1963)年にかけて築造された海岸堤防が築後40数年経過し、老朽化が著しい箇所も見られることから安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうしたなかで、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

3-3 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生のおそれがある箇所です。しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。代表的な工法は次のとおりです。

今後もすべての着手溪流において可能な限り自然環境に配慮した事業を推進していきます。

表2-1-3 砂防事業の代表的な工法

種類	環境配慮の内容
透過型砂防堰堤	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
溪流保全工	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生体を保護 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 自然石を利用し魚道を意識した床固工

※いずれの工法も魚類等の往来が可能によう考慮しています。

表2-1-4 事業内容(平成19年度)

内容	実施箇所
通常砂防	西之貝戸川(いなべ市) ほか44溪流

3-4 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めていますが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めました。

3-5 海岸環境の整備

平成19(2007)年度には、護岸・突堤等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した人工リーフ等を整備しました。

表2-1-5 海岸環境の整備状況(平成19年度)

海岸名等	事業内容
御浜海岸(御浜町)	人工リーフ
宇治山田港海岸(伊勢市)	突堤
五ヶ所港海岸(南伊勢町)	潜堤、護岸、遊歩道

3-6 河川環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成20(2008)年4月現在、一級河川と二級河川をあわ

2章 1節

●生物の多様性の確保(多様な自然環境の保全)

せて556河川、総延長2,586kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曾三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については、平成19（2007）年4月現在で1,087km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸（要保全海岸延長）は559kmです。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は526kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は450kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なリアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表2-1-6 三重県の河川（平成20年4月現在）

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曾川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,229
	小計	236	1,149,716	
	二級河川	24 水系	98	507,046
計	29 水系	334	1,656,762	
②伊賀内陸	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	新宮川	30	192,435
	二級河川	50 水系	95	283,768
	計	51 水系	125	476,203
合計	一級河川	7 水系	363	1,796,030
	二級河川	74 水系	193	790,814
	計	81 水系	556	2,586,844

3-7 多自然川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を活かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む環境に配慮した施設整備を推進しています。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

3-8 河川・溪流・湖沼の保全・再生

河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全または回復を目指し多自然川づくりを行っています。

平成19（2007）年度には、二級河川船津川他22河川で多自然川づくりを実施しました。

4 貴重・希少な野生動植物の保護

4-1 天然記念物指定による野性生物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定しています。

天然記念物に指定された野生動植物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう事業者に対して必要な助言・指導をしています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

また、地域住民の自主的な保全活動を活性化し、地域の文化財産としての活用を図るため、天然記念物の保全活動等に対して補助事業「活かそう地域文化提案事業」を実施しています。

4-2 希少な野生生物の保護

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要がある希少野生動植物の指定制度等を整備し、平成16（2004）年5月に20種（動物10種、植物10種）を指定しました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17年度に「三重県レッドデータブック2005」を発刊しました。

4-3 野生生物の生息状況等の把握

「三重県レッドデータブック2005」の策定に伴い、県内の野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を行いました。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物1,483種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重県レッドデータブック2005」で提供しています。

5 地域の生態系の保全

5-1 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は49種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成19（2007）年度には、第10次鳥獣保護事業計画（平成19（2007）～23（2011）年度）に基づき、鳥獣保護区等を指定したほか、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスタ

ーコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内56地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-1-7 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）

区 分	鳥 獣 保護区	特 別 保護地区	休 獵 区	特定猟具 使用禁止 区 域	指定猟法 禁止区域
箇所数（箇所）	86	8	7	109	9
面 積（ha）	49,736	683	3,293	64,236	25,764

表2-1-8 鳥獣保護事業実施状況

区 分	概 要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休獵区、特定猟具使用禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護医師、傷病鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

5-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。

5-3 開発行為等の指導

宅地開発については都市計画法、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

2章 1節

● 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

第2節

自然とのふれあいの確保

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、修繕を行っています。

平成19（2007）年度には、東海自然歩道等の修繕を行いました。

1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、国立公園、国定公園、水郷及び奥伊勢宮川峡県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の3県立自然公園（香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

1-3 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」（菰野町）は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成19（2007）年度には、11万3千人余りの来園者がありました。

「三重県上野森林公園」（伊賀市）は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成19（2007）年度には6万4千人余りの来園者がありました。

1-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は735.5万人（平成18（2006）年度）となっています。

三重県内の延長は約197kmで、6市1町にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表2-2-1 東海自然歩道市町別一覧表（延長：km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.6	計	197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,291km、年間利用者数は1,531.4万人（平成18（2006）年度）となっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて7市7町を通っており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町に委託しています。

2 森林・水辺等の保全・活用

2-1 温泉の保護・利用

三重県には243ヶ所（平成20（2008）年3月31日現在）の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の湯量減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した

第2章 人と自然が共にある環境の保全

表2-2-2 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																				
	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
温泉掘削	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5	11	8	3	3	7
増掘及び動力装置	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6	4	6	4	3	4
温泉利用	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67	31	244	145	59	77
合計	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78	46	258	152	65	88

指導を行っています。

平成19（2007）年度は、許可申請のあった温泉の掘削7件、増掘及び動力装置4件について審査したほか、温泉利用（浴用及び飲用）について77件の許可を行いました。

2-2 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加しており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを拡充し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成19（2007）年度には農山漁村地域の情報をWEBサイト、冊子などにより県内外に広く発信しました。

2-3 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9（1997）年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成16（2004）年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。

このため、海岸整備事業や災害復旧事業により人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

2-4 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

表2-2-3 地区別市民農園開設の状況

H20.3現在

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	3	5	3	1	2	14
特定農地貸付法	12	3	1	2	5	23

2章 節

●自然とのふれあいの確保

1 森林環境の保全

1-1 森林の保全・育成

森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、洪水の緩和、土砂災害防止などの機能をはじめ、地球温暖化防止等の地球的規模の環境保全機能を有し、さらに私たち人間に精神的な恵みをもたらす貴重な資産です。

この貴重な資産を次の世代へ引き継いでいくために、各種の施策を展開しています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林整備を実施しており、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林の造成など、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めています。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-3-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成19(2007)年度には、尾鷲熊野地域森林計画の樹立を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-3-1 森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、桑名郡、三重郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

(2) 林業担い手の育成等

森林が公益的機能を高度に持続していくためには、森林を適正に管理・整備していく事業体を育成する必要があります。そのためには、従事者の育成確保、事業の合理化と雇用、就労環境の改善を積極的に進めなければなりません。このことから県では、林業事業体を認定し、地域林業のリーダーとして一翼を担う団体を育てています。

また、林業経営等を推進しようと意欲的に活動している森林・林業・木材産業の後継者グループの取組を支援しています。

表2-3-2 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H15	H16	H17	H18	H19
事業体数	51	51	51	50	51

表2-3-3 新規就労者数の推移

新規就労者数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
人	53	25	32	40	23	29	33

(注) 40才未満の人を対象

表2-3-4 三重県内の林業研究グループ

組織数	21
会員数	391

(3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況のなか、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を実施し、公益的機能の高度発揮を目指した、多様な森林づくりを進めています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

(4) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、啓発用パンフレットの作成、新聞・雑誌等を活用した普及啓発を行ったほか、みんなで育む「木の文化県・みえ」フォーラムを多気町民文化会館にて開催しました。

また、木ともっと親しんでもらうために木工教室等を開催しました。

(5) 保安林の整備・管理

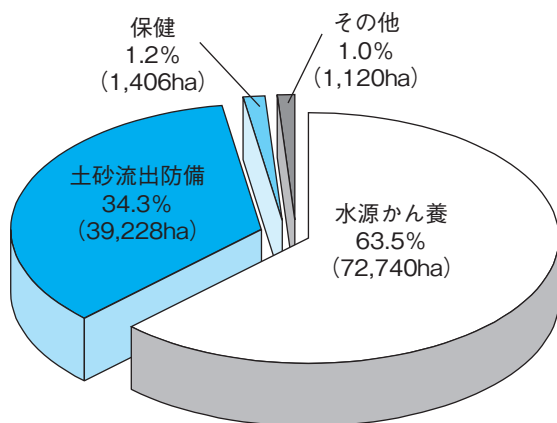
森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する三重県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の30.6%に当たる114,494haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

表2-3-5 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

図2-3-1 保安林の現状（平成19年度末）



(6) 林地開発許可制度による指導

昭和49（1974）年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、502件、6,961ha（平成19年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表2-3-6 林地開発許可の状況（平成19年度）

開発目的	件数	面積
工場・事業場用地	9件	28ha
宅地造成	2件	14ha
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	1件	4ha
その他	5件	43ha
計	17件	89ha

昭和49年から平成18年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

1-2 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の確保、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林の整備を進めました。

(2) 林業地域の生活環境の改善

環林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

平成19（2007）年度には、市による防火水槽の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

2章 3節

● 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

表2-3-7 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
熊 野 (H18~22)	(生活) 防火水槽
尾 鷲 (H15~19)	(林道) 栃川原、川原木屋、矢所

1-3 森林の公益的機能の向上

森林は、水源のかん養、土砂災害防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化、高齢化等による担い手不足のため、放置される森林が増加するなど、林業経済活動による森林の公益的機能の発揮は困難になり、森林の機能低下が進み、県民生活への重大な影響が危惧されています。

このため、平成19（2007）年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

2 農地環境の保全

2-1 農地保全活動の推進

中山間地域において中山間地域等直接支払により多様な保全活動を促進し、農地の持つ公益的機能の増進を図っています。

2-2 農地の保全・整備

(1) 環境保全型農業の推進

三重県では平成5年度に「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、各種技術の開発・活用等による農薬投入量の節減や家畜ふん尿など農業活動等から排出される未利用有機資源の利用の強化及び農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11（1999）年度には持続的農業法をはじめとする環境3法（持続的農業法・改正肥料取締

法・家畜排せつ物法）が整備され、平成14年度には、三重県独自の「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を制定し、環境に配慮して作られた農産物への認定と表示を行う制度の運用を開始しました。本制度においては土づくり技術・減農薬技術のほか生産記帳を義務付けており、人と自然にやさしい取り組みを総合的に実施する生産方式を進めています。

表2-3-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況

区 分	実施主体	内 容
環境保全型農業の推進指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○人と自然にやさしいみえの安心食材の推進 ○人と自然にやさしいみえの安心食材の登録件数 546件 ○農地・水・環境保全向上対策事業の推進 ○環境保全型農業優良事例調査実施 ○農業安全使用研修会開催（農業管理指導士育成ほか） ○空中散布の安全指導
技術支援	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○病虫害発生余察情報提供（ホームページ）

(2) 農業の担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は2,170戸（平成20（2008）年3月末現在）で、認定農業者への農地集積面積は14,137ha（平成19（2007）年3月末現在）となっています。

平成19（2007）年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展、農産物価格の低迷などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断

第2章 人と自然が共にある環境の保全

2章 3節

● 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成19(2007)年度は全市町を対象に耕作放棄地実態調査が行われました。平成20(2008)年度からは耕作放棄地全体調査が始まり、市町は耕作放棄地解消計画を作成することになっています。

また、平成18(2006)年度からのモデル市町においては、花づくりや新規作物の導入など、独自の取り組みによる耕作放棄地解消を進めています。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

近年、畜産業の大規模化等による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、適正なふん尿処理をスムーズに行うことが困難となり水質汚濁関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うなど、環境問題の改善・防止に努めています。

(3) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的的事故による漁業被害も生じています。

ア 赤潮の発生状況

平成19(2007)年の赤潮発生延日数は141日、赤潮による漁業被害は1件でした。

(ア) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は6件、発生延日数は64日で、前年と対比すると件数で10件減少し、発生延日数は20日増加しました。

(イ) 志摩度会海域

赤潮発生件数は9件、発生延日数は62日で、前年と対比すると件数で5件減少し、発生延日数は8日増加しました。

(ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は2件、発生延日数は15日で、前年と対比すると件数は同じ、発生延日数は13日増加しました。

表2-3-9 赤潮発生件数の推移

年	H14	H15	H16	H17	H18	H19
発生件数	32	28	43	43	22	17

イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成19(2007)年度においては油漏れやその他突発的的事故による漁業被害はありませんでした。

なお、平成19(2007)年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(4) 漁場環境の改善

三重県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成19(2007)年度には、次のような事業を実施しました。

表2-3-10 漁場環境の改善事業の実施状況

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
漁場環境保全創造事業	汚泥浚渫	三重県	英虞湾
県単沿岸漁場整備事業	底質改良剤の散布	神明真珠養殖漁協他3漁協	志摩市他1市1町

3 沿岸海域環境の保全

3-1 漁場の保全・改善

(1) 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、水質の悪化が進み、赤潮の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

このため、平成19(2007)年度も前年度に引き続き、漁場環境の変動の把握のため、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施しました。

(2) 「みえのうみ」環境保全活動促進

海の環境に影響を与える要因は、陸域も含めて様々な人間活動によって生じてくるものであり、非常に幅の広い分野と関係しています。

平成19(2007)年度には、住民の参画・協働による閉鎖性内湾や流域に対する環境保全を進めるため、県民やボランティア団体が主体となつて行う、山川海でのさまざまな体験等の取り組みについて支援を行い、人づくり、組織づくりを進めるとともに、海の恵み情報、海の環境情報、市民グループ・学校等の活動報告や流域の環境調査情報等の共有化を進めました。

3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、三重県においても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成19（2007）年度は、次のような事業を実施しました。

表2-3-11 藻場・干潟造成の実施状況

事業名	事業内容	事業主体	実施地区
漁場環境保全創造事業	藻場・干潟の造成	三重県	伊勢湾2期
	藻場の造成	三重県	錦・熊野

第1節 身近な自然環境の保全・再生

1 身近な緑や水辺、海辺の保全・再生・創出

1-1 緑地整備の促進

(1) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成19（2007）年度末で表3-1-1のとおりです。

また、工場の立地が適正に行われるよう、平成20（2008）年3月末現在で39ヶ所、1,405haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-1のとおりです。

図3-1-1 工場立地の推移（平成19年12月末現在）

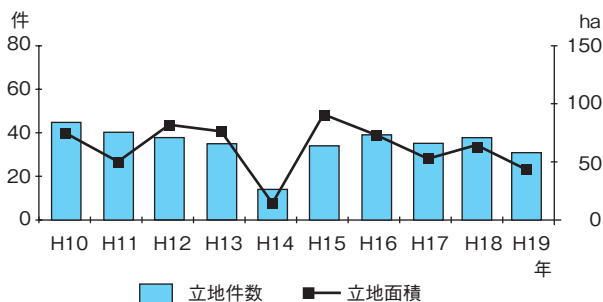


表3-1-1 敷地利用状況の推移

年度	項目	工業敷地			生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
		面積	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率		
S49年法施行時		1,928ha	274ha	14.2%	166ha	8.6%	71ha	3.7%	1,417ha	73.5%		
S55年度末現在		2,337ha	311ha	13.3%	240ha	10.3%	90ha	3.9%	1,696ha	72.6%		
S60年度末現在		2,848ha	434ha	15.2%	380ha	13.3%	111ha	3.9%	1,923ha	67.5%		
H2年度末現在		3,431ha	562ha	16.4%	547ha	15.9%	121ha	3.5%	2,201ha	64.2%		
H9年度末現在		4,135ha	703ha	17.0%	723ha	17.5%	132ha	3.2%	2,577ha	62.3%		
H10年度末現在		4,174ha	709ha	17.0%	735ha	17.6%	132ha	3.2%	2,598ha	62.2%		
H11年度末現在		4,187ha	719ha	17.2%	738ha	17.6%	131ha	3.1%	2,599ha	62.1%		
H12年度末現在		4,249ha	738ha	17.4%	754ha	17.7%	131ha	3.1%	2,626ha	61.8%		
H13年度末現在		4,300ha	746ha	17.4%	766ha	17.8%	128ha	2.9%	2,660ha	61.9%		
H14年度末現在		4,376ha	766ha	17.5%	780ha	17.8%	123ha	2.8%	2,707ha	61.8%		
H15年度末現在		4,417ha	781ha	17.6%	785ha	17.7%	122ha	2.7%	2,729ha	61.7%		
H16年度末現在		4,423ha	804ha	18.2%	791ha	17.9%	120ha	2.7%	2,708ha	61.2%		
H17年度末現在		4,455ha	824ha	18.5%	798ha	17.9%	114ha	2.6%	2,719ha	61.0%		
H18年度末現在		4,509ha	856ha	19.0%	808ha	17.9%	112ha	2.5%	2,753ha	60.6%		
H19年度末現在		4,567ha	875ha	19.2%	826ha	18.1%	108ha	2.4%	2,758ha	60.4%		

(工業団地特例の適用による共有分の工業敷地・緑地および緑地以外の環境施設を除く。)

(2) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。また、三重緑化基金や緑の募金の収益金により、学校や工場の緑化のほか、緑化活動を展開する地域の団体を支援している「(財)三重県緑化推進協会」と協働して、県民一人ひとりが、自主的に参画する緑化運動を進めています。

平成19（2007）年度には、春季緑化運動期間中（4/1～5/31）に、緑の募金キャンペーン等を行いました。

(3) 居住地等周辺の森林整備

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、人工林等を対象に、防災、景観、住民と森林とのふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-2 居住地周辺森林整備状況

箇所	整備内容	実施年度
尾鷲市	除・間伐等の森林整備 林道の整備	平成15～19年度
津市	除・間伐等の森林整備	平成18～22年度

3章 1節

● 身近な自然環境の保全・再生

(4) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画を広域的視点からの緑地の配置の指針として、市町による「緑の基本計画」の策定・改定を推進しています。なお、平成20年（2008）より三重県広域緑地計画の改定作業に着手します。

表3-1-3 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成14年度	5	四日市市、朝日町、川越町、菟野町、楠町
平成15年度	1	伊勢市
平成16年度	0	
平成17年度	1	鈴鹿市
平成18年度	0	
平成19年度	0	

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(5) 公共施設（用地）における緑化の推進

公共施設がより快適な場となるよう、緑化を進めています。

平成19（2007）年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、県立きらら学園、及び県立まなび学園の緑化工事を実施しました。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園の増加が顕著です。

(1) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。国においては、平成6（1994）年7月に決定された「緑の政策大綱」において、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、長期的には都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積を約20㎡とすることを目標に立てています。

三重県の都市公園整備状況は、平成19（2007）年度末で都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積は約8.79㎡です。県営公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成19（2007）年度には、北勢中央公園及び熊野灘臨海公園について整備を進め、熊野灘臨海公園において平成19年11月に一部開園を行いました。また、市町公園は四日市市の南部丘陵公園や津市の安濃中央総合公園他11ヶ所で開催を行いました。

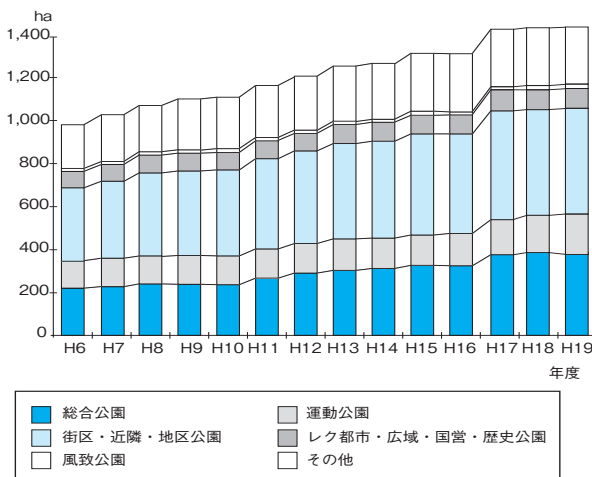
1-2 都市公園

平成19（2007）年度末における都市公園の整備状況は、2,280ヶ所、約1,470haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は8.79㎡です。

表3-1-4 県営公園の整備状況（平成19年度）

県営公園名	計画面積(ha)	内 容
北勢中央公園	98.1	用地買収、駐車場整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路広場整備等

図3-1-2 都市公園面積推移



1-3 漁村・漁港環境の整備

平成19（2007）年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路・排水路、集落排水処理施設・防災空地等の整備を実施している3地区（錦、礪浦、神前浦）に助成を行いました。

2 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生

2-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まるなか、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹林の造成に関しては、造林事業により、コナラなどの広葉樹林造成に対し、支援しました。

また、平成13（2001）年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

2-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化の推進や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。

第2節

良好な景観の形成

1 都市景観の保全・創出

1-1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成19（2007）年3月31日現在、登録されている「道の駅」は全国で858ヶ所、県内では15ヶ所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」
(平成20年3月末現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主) 甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間のひとつです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業（交付金を含む）
(平成20年度)

路線名	都市名
相川小戸木橋線	津市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

1-2 景観

三重県の景観は、山地・山脈、中山間地、農地、河川、海・海岸といった多様な自然景観に加え、街道、歴史的まち並み、集落といった歴史・文化的景観や市街地等の社会・経済的景観によって形成されています。

三重県では、景観づくりの基本となる「三重県景観づくり条例」を平成19（2007）年10月20日に制定するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を平成20（2008）年4月1日から運用開始し、届出制度を通じた良好な景観づくりを推進するとともに、市町等の景観づくりに向けた意識の高揚や普及啓発、市町と連携した広域的な景観づくりを進めています。

また、三重県では、公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては地域の景観特性に配慮することとしています。

さらに、「三重県屋外広告物条例」に基づく沿道景観地区の新たな指定を進めているところです。

その他、都市における良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。

1-3 良好な広告景観の形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。そこで三重県では「屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、県内の屋外広告物に対し、必要な規制・指導を行っています。

1-4 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

1-5 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都市における自然景観の形成を図っています。

2 農山漁村景観の保全・復元

2-1 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

三重県における松くい虫被害は、長期的には昭和56（1981）年をピークに年々減少し、平成19（2007）年度はピーク時の7.6%になっています。

しかし、高温小雨の気候が続けば、再び被害が拡大する恐れもあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

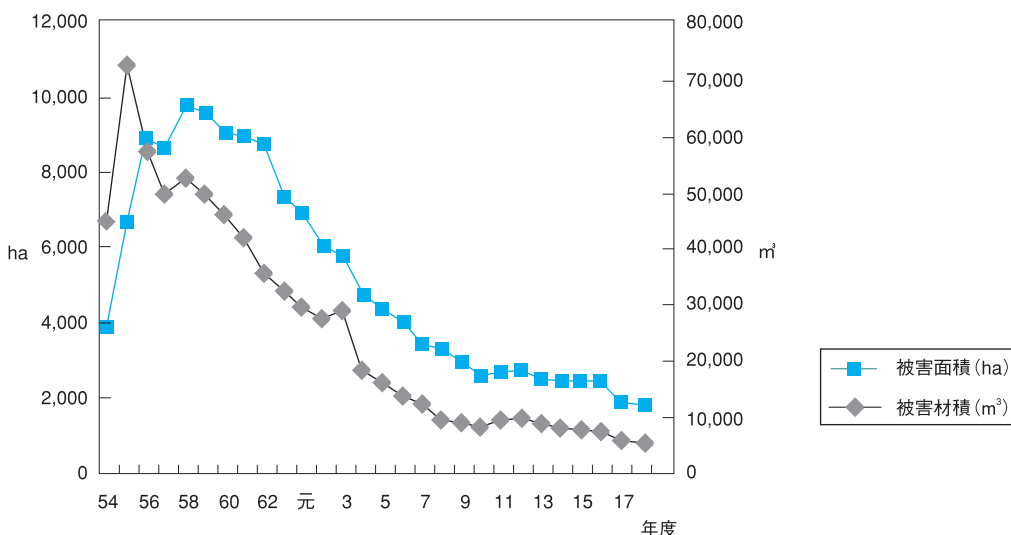
松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

表3-2-3 森林病虫害等の防除状況（平成19年度）

実施主体	内 容
市 町	予防措置（地上散布39ha、樹幹注入1,227本） 駆除措置72㎡（伐倒駆除30㎡、特別伐倒駆除42㎡）

※駆除措置の内容については、資料編を参照

図3-2-1 三重県下松くい虫被害量の推移



3 良好な郷土景観の形成

3-1 地域の特性を活かした景観形成の推進

(1) 景観形成施策の展開

景観法が平成17（2005）年6月に全面施行されたのを契機に、三重県景観計画を策定し、平成20（2008）年4月1日から運用するとともに、地域の特性を活かした景観づくりを県内全域で展開していくため、地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図る事業を実施しています。

ア 市町における景観形成の促進

市町の景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行っています。

イ 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、シンポジウムを開催するとともに、景観交流会の開催支援を行うなど、普及啓発を行っています。

(2) 地域の特性を活かした景観まちづくりの実施

個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、地域住民との対話や意見交換の場づくりを積極的に行い、県道の修景整備等のハード整備を実施し、地域住民、市町が主体のまちづくりを支援しています。

(3) 景観整備及び地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、各種の景観に資する公共事業等を実施しています。

三重県屋外広告物条例では「屋外広告物沿道景観地区制度」が規定されており、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。現在県内では5地区が指定されています。

表3-2-4 屋外広告物沿道景観地区
(平成20年度3月末現在)

地区名	場所
伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島屋外広告物沿道景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から桑名市長島町松蔭と長島町浦安との境まで
奥伊勢屋外広告物沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで
紀北屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、大紀町と紀北町の境から尾鷲市と熊野市との境まで
紀南屋外広告物沿道景観地区	国道42号のうち、尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで

第3節 歴史的・文化的環境の保全

1 歴史的・文化的環境の保全

1-1 指定文化財の保護・活用

三重県には、国指定文化財等が339件、県指定文化財等が550件あり、市町指定文化財も含めると約2,500件を超えるなど、歴史・文化・学術的に優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成19（2007）年度は、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者または管理者（管理団体）が行う文化財保護事業に対して支援しました。

斎宮跡の歴史ロマン再生

斎宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45（1970）年以來継続的に実施されています。

平成8（1996）年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡斎宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成9～13（1997～2001）年度には斎宮跡歴史ロマン再生事業として、史跡中央部の近鉄斎宮駅北側において、体験学習施設・1／10史跡全体模型を整備して一般公開し、多くの方が訪れました。

平成19（2007）年度は、「斎宮跡整備活用・検討会」を開催し、史跡東部の今後の整備計画について検討しました。

1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成19（2007）年度は、旅館寿亭水雲閣・油正ホール・角屋旅館・鈴屋遺蹟保存会関係施設4

件・旧伊良子清白家住宅主屋兼診療所の計8件が国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約14,000件の埋蔵文化財の所在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

平成19（2007）年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は44遺跡、斎宮歴史博物館が斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

表3-3-1 三重県内の埋蔵文化財数

（平成19年12月31日）

遺物散布地	4,703
古墳	6,941
社寺跡	450
城館跡	1,286
生産遺跡等	214
その他	439
合計	14,033

1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝は国指定43件、県指定82件です。史跡斎宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成19（2007）年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

1-5 歴史的・文化的な遺産

わが国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3-3-2 三重県内の国・県指定等文化財数

(平成20年3月末現在)

種 別		国	県	計
重 要 有 形 文 化 財	建造物	21	41	62
	絵画	19	33	52
	彫刻	63	105	168
	工芸品	17	53	70
	書跡・典籍・古文書 (内、国宝文書3)	39	56	95
	考古資料 (内、国宝1)	9	27	36
	歴史資料	3	2	5
小 計		171	318	489
無 文 化 財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
小 計		1	2	3
民 俗 財	無形民俗文化財	8	33	41
	有形民族文化財	1	24	25
小 計		9	57	66
記 念 物	特別史跡	1	—	1
	特別天然記念物	2	—	2
	特別名勝及び天然記念物	1	—	1
	史跡	34	70	104
	史跡及び名勝	0	2	2
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	6	8	14
	名勝及び史跡	1	0	1
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物 (地域を定めず)	13	4	17
	天然記念物	18	79	97
	天然記念物及び名勝	1	1	2
小 計		77	165	242
伝統的記念物群保存地区 (選定)		1	—	1
文化財の保存技術		0	0	0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 (選択)		14	8	22
重要文化的景観 (選定)		0	0	0
登録文化財		66	—	66
合 計		81	8	89
総 計		339	550	889

がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

登録にあたっては、これらの遺産が、日本の信仰や文化に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、峠道を中心とした約33kmが往時の状況を示すものとして国史跡に指定されています。

1-6 歴史的・文化的資産を活かした風情あるまちづくりの推進

散策・吟行等選定事業

県内8地域で散策・吟行ルートを選定するとともに、5地域において同ルートを活用したウォーキングや講演会等のまちづくり活動を実施しました。

歴史街道GISの作成

熊野古道(荷坂峠・ツツラト峠以南)の歴史街道GISを作成し、WEB上で公開しました。

1-7 熊野参詣道(伊勢路)の保全

平成16(2004)年7月に、熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道(さんけいみち)」

第4章 自主・協働による環境保全活動の促進

第1節 環境経営の推進

1 事業者の環境経営の促進

1-1 環境保全施設整備に対する支援

(1) 三重県環境保全資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施しました。

平成19（2007）年度には、融資件数が46件、融資額が522,740千円でした。

表4-1-1 三重県環境保全資金融資制度
(平成20年4月現在)

項目	内容
融資限度額	1企業・組合 5,000万円 ※土壌汚染調査の場合 200万円 ※ISO認証取得関連資金の場合 1,000万円
融資利率	固定・年率2.00%（保証を付さない場合2.05%） ※吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置の場合、及び自動車NOX・PM法の対策地域内に登録のある排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い替える場合、天然ガス自動車へ改造する場合及びNOX・PM低減装置を装着する場合 固定・年率1.80%（保証を付さない場合、1.85%）
保証料	年率 0.45～1.50%
融資期間	設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む） ※車両を含む場合 5年以内 運転資金 5年以内
返済方法	元金均等月賦返済
融資対象	(1) 公害防止施設の設置 (2) 工場又は事業場の公害防止のためにする移転 (3) 土壌汚染の除去等 ①土壌汚染対策法（平成14年法第53号。以下「法」という。第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第3条第1項に基づく土壌汚染調査 ②法第2条第2項に規定する土壌汚染調査のうち、法第4条に基づく土壌汚染調査 ③法第7条第1項及び第2項に規定する汚染の除去等の措置 ④法第8条第1項の規定による請求に係る汚染の除去等の措置に要した費用負担 (4) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (5) 環境対策車の導入 ①低公害車の購入 ②使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ③NOX・PM低減装置の装着 ④自動車NOX・PM法排出基準適合車への買い替え (6) 地球温暖化防止対策施設の整備等 (7) リサイクル関連施設の整備等 (8) ISO14000シリーズの認証取得

1-2 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

1-3 日本環境経営大賞による環境経営の普及

環境経営の発展と環境文化の創造を図るため、学界や経済界等との協働により、全国の事業所等を対象に優れた環境経営の取組を顕彰する「日本環境経営大賞」を実施しています。

- (第1回目（平成14（2002）年度）
応募件数：149 受賞者数：14)
- (第2回目（平成15（2003）年度）
応募件数：121 受賞者数：17)
- (第3回目（平成16（2004）年度）
応募件数：125 受賞者数：15)
- (第4回目（平成17（2005）年度）
応募件数：214 受賞者数：20)
- (第5回目（平成18（2006）年度）
応募件数：180 受賞者数：17)
- (第6回目（平成19（2007）年度）
応募件数：145 受賞者数：15)

この表彰を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」を普及するとともに、環境に関する人材・技術のネットワークを構築し、企業経営者等を対象にした全国の優れた環境取組を学ぶ「環境経営サロン」を開催するなど、県内企業等の環境経営の向上を促進します。（平成20（2008）年3月末現在 開催回数：7回 参加者数：525名 参加企業：308社）

1-4 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発機能の集積を図るため、展示施設、研修施設、会議施設等を整備しています。

これまでに

- ・（財）国際環境技術移転研究センター
- ・三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
- ・テクノフロンティア四日市
- ・三重県保健環境研究所
- ・タカラバイオ(株)ドラゴンジェノミクスセンターが立地しています。

4章 1節

● 環境経営の推進

1-5 環境に優しい生産技術の確立

県内の養殖漁場においては、漁業者自身による漁場環境の把握・維持により、良好な漁場環境が保全され、持続的に養殖業が営めるよう、持続的養殖生産確保法に基づき、漁場改善計画が策定されています。

1-6 小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）の導入

平成16（2004）年9月に、幅広く県内事業者の環境経営の取組を促進するため、「具体的で取り組みやすく、かつ、費用負担の少ない」ミームス（M-EMS）と呼ばれる環境マネジメントシステム規格および審査制度を設立し、制度普及のための説明会・相談会、審査体制を充実するための審査員研修会を開催しています。平成20（2008）年3月までに157事業者において環境マネジメントシステムの構築が進みました。

第2節 環境教育の充実による環境保全活動の促進

1 環境教育・環境学習の推進

1-1 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

(1) 三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・学習・情報受発信の拠点として研修機能、情報提供、展示啓発機能等を整備し、子どもから大人まで幅広く利用できる拠点施設として活用・充実に努めています。

表4-2-1 三重県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容

業務の柱

- ①持続可能な社会の構築のため、実践的な行動を促す環境教育・環境学習
- ②環境保全活動のパートナーシップの推進
- ③人と情報のグローバルなネットワークの構築

主な業務

- ・展示コーナーやライブラリーコーナーの整備、活用
- ・参加、体験型の環境講座、体験教室、交流事業等の実施
- ・地域の活動リーダーや環境学習指導者等の養成
- ・環境教育のためのプログラム開発、調査研究
- ・ホームページ「三重の環境と森林」を活用した環境教育に係る情報の発信
- ・県民、ボランティア団体、企業とのネットワーク化

(2) 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

ア 宮川流域エコミュージアム事業の推進

宮川流域エコミュージアム事業は、宮川流域ルネッサンスがめざす「人と自然の共生」のシンボルプロジェクトです。

この事業では、宮川流域案内人の人たちが、宮川流域がもつ様々な魅力（自然、歴史、文化、産業、暮らし等）を、地域の人や訪れた人に紹介しています。

宮川流域ルネッサンス協議会及び宮川流域交流館では、宮川流域案内人が企画するイベントや宮川流域の情報を提供しています。

表4-2-1 宮川流域エコミュージアム関連施設一覧

施設名	HPアドレス	所在地
宮川流域ルネッサンス協議会	http://www.miyarune.jp//	伊勢市
宮川流域交流館 たいき	http://miyarune.cool.ne.jp/taiki/	大紀町
宮川流域交流館 わたらい	未設置	度会町

イ ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう解説又は実物標本、模型、写真、映像、図表などを用いた展示を行っています。

表4-2-2 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩国立公園	鳥羽ビジターセンター	鳥羽市
	登茂山ビジターセンター	志摩市
	横山ビジターセンター	志摩市
鈴鹿国定公園	藤原岳坂本休憩所	いなべ市

1-2 環境教育・環境学習の充実

(1) 学校・社会における環境教育・学習の推進

ア 環境教育・学習の推進

三重県では、三重県環境保全活動・環境教育基本方針に基づき、三重県環境学習情報センターを環境学習基幹施設として、環境教育・学習を推進するとともに、学校教育・社会教育の場においても、環境教育・学習を推進し、環境月間行事・緑化運動などを通じて、環境保全思想の普及啓発に努めています。

表4-2-3 環境教育・学習の状況 (平成19年度)

区分	内容
参加型環境学習講座の開催	環境学習情報センター講座及び出前講座「大気・水質チェック教室」、「ごみ・リサイクル講座」や夏休みの「こども環境講座」など74講座を開講しました。
環境教育資料の貸出	環境啓発用パネルや、環境学習用キットの貸出しをしました。
環境学習指導者の養成	環境学習指導者養成講座として「プロジェクトワイルド（米国の環境教育指導法）エデュケーター養成講座」、「インタープリター養成講座」、「みえ環境学習セミナー」などを開講しました。また、専門講座として「地球温暖化防止講座」、「資源循環講座」、指導者養成講座の修了者を対象とした「環境学習指導者養成実践講座」を開講しました。
その他	市町等が実施する環境フェア等への啓発パネル等の貸出や出展参加を行いました。県内小中高등학교等の社会見学受入れや環境体験学習を76団体に実施しました。県内小中高등학교等の授業や公民館、企業、市民団体の学習会などへの出前講座を96回実施しました。

イ こどもエコクラブ活動支援

こどもエコクラブ活動は、次世代を担う子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、平成7（1995）年6月から環境省により始められました。県内でも環境の保全に関する取組を行う意志を有する幼児から高校生が、それぞれの地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動などの実践運動に自主的に取り組んでいます。

こうしたこどもエコクラブ活動を定着させるとともにその活用をさらに推進するため、各クラブのメンバー・サポーターを対象とした交流会や活動を支える市町担当職員を対象とした研修会を開催するなど、こどもエコクラブ活動を支援しています。

また、県内のこどもエコクラブや地域の子供たちが楽しみながら環境について学ぶ場として「Mieこどもエコ王国大会」を開催しました。（平成19（2007）年度：7月28日・29日開催、来場者数2,594人）

平成19（2007）年度の会員数は、493クラブ4,961人となりました。

表4-2-4 交流会、研修会の実施状況

区分	期日	内容
こどもエコクラブ市町担当者研修会	平成19年4月26日	市町コーディネーター研修 参加者10人
Mieこどもエコ王国大会	平成19年7月28～29日	環境体験コーナー・リサイクル工作など 参加者2,594人（子ども科学体験教室2007と同時開催）
子どもエコクラブ県内交流会in鈴鹿	平成19年10月27日	環境体験学習（鈴鹿市で開催）参加者77人

ウ 身近な環境問題への取組の推進

県内の幼・小・中・高等学校及び特別支援学校では、身近な地域の環境問題の学習や豊かな自然環境のなかでの様々な体験活動を通して、自然の大切さを学ぶとともに、家庭・地域社会や民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動などを進めています。

ア) 「学校環境デー」の取組

「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、各学校が創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境づくりや環境に配慮した

望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図っています。

イ) 県立学校における環境マネジメントの取組

平成13（2001）年度から県立学校の2校において、ISO14001認証の維持を図っており、先進的な環境教育及び環境保全活動を実施しています。

また、その取組等を踏まえ、平成17（2005）年4月から、他の全ての県立学校で簡易な「県立学校環境マネジメント」を実施し、環境教育及び環境保全活動の充実を図っています。

2 地域における環境保全活動の促進

2-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

(1) 県民運動の促進

豊かな森林と水を考える県民運動

平成13（2001）年度から、市民団体、NPOと協働して、参加者が里山保全活動や自然観察などを通して、楽しみながら自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然と地域を体験する県民デー」を展開しています。（平成19（2007）年度：15会場で実施 参加者数1,583名）

(2) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,336km、海岸延長は609.5kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成19（2007）年度には、県管理18河川において、ボランティア活動21団体等を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。

(3) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用品の提供等の支援を行っており、平成19（2007）年度の実績は、道路関係で165団体、河川関係で162団体、海岸等の関係で68団体となっています。

平成11（1999）年度からは、地域住民に道路

の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話をお願いする「ふれあいの道事業」を実施しており、21団体（平成19（2007）年度実績）の団体が活動を行いました。

(4) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、平成19年度には、森林ボランティアのリーダーとなる方を対象に、リスク管理を考えて頂くため、救命救急研修のほか、骨折などへの対応方法について研修を実施しました。また、初心者向け研修を実施するボランティア団体に對して助成をしました。

表4-2-5 平成19年度 研修開催状況

期 日	場 所	参加人数	内 容
H20年2月 9日	津市 消防本部	14人	救命救急研修 「山の中で事故が発生したら」

2-2 各主体の連携による環境保全活動の促進

(1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

ア 広範な県民運動を進めるためのしくみ「みえ環境県民運動協議会」

全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し、平成16（2004）年8月31日に「みえ環境県民運動協議会」を設立しました。

協議会では、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として広範な環境問題に対応するなど地域環境力を高めることを目的としています。

また、環境保全活動をより確実に、継続的に、自主的に実践するための横断的な連携を図る場として、また、地域の活動を活性化させる人づくり・組織づくりの場としての機能を担います。

イ 地球温暖化防止をめざす県民運動

家庭においてCO2排出量の削減を促進するためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを環境にやさしい形に変革していく必要があります。平成13（2001）年度から一般家庭における電気使用量の節減量に応じて参加グループに活動支援金を交付する「みえのエコポイント事業」を展開しています。

平成19（2007）年度は、電気の使用量節減に取り組む「みえのエコポイント2007」を実施し、民間事業者の協力を得て個人でもグルー

プでも参加できる仕組みとしました。（エコポイント取組数：のべ3,308世帯 協力事業者10社（151店舗））

(2) エコオフィス運動の展開

・平成11（1999）年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んできました。

・県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏期の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。

・平成15（2003）年度からは、エコスタイルを含む地球温暖化防止活動に資するための通年型の運動である「関西エコオフィス宣言」運動に取り組んでいます。（平成19（2007）年度宣言事業所：156）

なお、平成17（2005）年度からは、国も「クールビズ」として同様の取組を提唱しています。

また、冬期には庁舎の暖房温度を19℃に設定し、重ね着の服装などで対応する「ウォームビズ」に取り組みました。

(3) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

・勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。

・平成19（2007）年度は、4,061人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

(4) 連携による環境教育実践活動の促進

・持続可能な社会づくりに向けて、多様な主体が環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目的として、平成17（2005）年6月に「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を新たに策定しました。

・この基本方針を具現化する取組として、5地域をモデル地域に指定し、多様な主体の参画により、地域固有の素材を活かした環境教育実践プログラムづくりを行うとともに、子ども向け環境教育プログラムであるキッズISO14000プログラムについて、県内企業11社からの協力を得て、8市町20校約1,000名の小学生が取り組みました。

1 国際的な環境協力・貢献の推進

1-1 (財) 国際環境技術移転研究センターによる環境保全活動

環境問題のなかで、とりわけ大気、水質等の環境汚染問題が顕在化している開発途上国等の諸外国に対して四日市地域を中心として中部圏に蓄積された環境保全に資する産業技術を移転するため、中部圏を中心とする産業界、学界等の全面的な支援を得て、「(財) 国際環境技術移転研究センター」(ICETT) を設立し、地球環境保全に資する産業技術の移転を進めています。

平成19(2007)年度においても、国、地方公共団体、産業界、学界等の広範な支援・協力を得て、産業公害防止に関する研修・技術指導、研究開発、調査・情報提供等を行いました。また、これらの事業の有機的連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図りました。

1-2 (財) 国際環境技術移転研究センターの機能強化

(財) 国際環境技術移転研究センター(以下ICETT)は企業や県民からの開発途上国に関する環境情報提供の強い需要に応えるため、その蓄積している情報の発信に努めています。そのため、既存情報ばかりでなく新たな情報収集を毎年行い、収集したデータを整理・データベース化し、ホームページを開設して情報発信しています。

また、平成14(2002)年3月に認証取得したISO14001に基づき、エコオフィスにおける省資源・省エネルギー・リサイクルばかりでなく、事業関係者による事業評価も取り入れた「質の向上」を実施しています。この認証取得を通してICETTは国内受入研修員にも実行を促す等、関係者への環境意識の向上を目指した活動を展開しています。

さらに平成15(2003)年10月に、気候変動枠組条約の実施をサポートする機関で、欧州を中心とした地球環境問題を目的とした組織であるCTI(気候変動防止技術にかかる自発的活動)の事務局となり、世界的な地球環境問題解決に貢献できるよう活動を展開しています。

1-3 保健環境研究所における調査研究等

地球規模の環境問題の解決に向け、保健環境研究所ではICETTから発展途上国研修員の研修受入を行っています。

1-4 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

中国河南省への環境保全支援として、平成8(1996)～9(1997)及び15(2003)、17(2005)～19(2007)年度には河南省へ三重県担当者を講師として派遣し、現地研修を行いました。

平成5(1993)～7(1995)及び10(1998)～19(2007)年度にはICETTにおいて河南省職員の受入研修を実施しました。

また、平成17(2005)年度からの3カ年事業として、JICA草の根技術協力事業・地域提案型の採択を受け、河南省において官民の協働・連携に力点を置いた環境教育分野の支援事業を実施しており、19年度も河南省からの受入研修、三重県からの現地派遣研修を実施しました。

1-5 その他の国際協力

アジア自治体の環境改善を支援するため、アジアの開発途上国の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材育成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その結果をアジアの他の自治体へ波及させることとしています。

平成19(2007)年度は、前年度に引き続きモンゴルにおいて事業を実施しました。

第1節 環境保全の総合的取組の推進

1 基盤的施策の推進

1-1 総合的・重点的施策の推進

(1) 伊勢湾の再生

伊勢湾は私たちと深い関わりを持ち、かけがえない資源・資産です。しかしながら、近年、水環境の悪化、自然海岸の減少、海生生物の生息場の減少など、伊勢湾の環境の悪化が懸念されており、いかに健全な姿で次世代に継承していくかが課題となっています。そこで、伊勢湾の再生に向けて、平成18(2006)年2月に国と東海三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立しました。その後、平成19(2007)年3月には「伊勢湾再生行動計画」を策定し、伊勢湾再生に向けた取組を推進してきました。

このような中、平成19(2007)年度には、次の取組を進めました。

(主なもの)

- ・「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、NPO、学識者、市町等をメンバーとする「伊勢湾再生推進検討会」を設置し、課題についての検討や交流会を開催しました。
- ・伊勢湾再生に向けて横断的に取り組むため、庁内関係部局で構成する「伊勢湾再生連絡調整会議」を開催しました。
- ・「伊勢湾ニュースレター」を発行し、啓発と情報の共有化をはかりました。
- ・環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」に参画し、漂流・漂着ゴミ対策について検討を始めました。
- ・伊勢湾総合対策協議会(岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市)において、環境問題についての調査や情報交換などを行いました。

(2) 流域圏づくりの推進

川は、古来より流域の人々の生活や産業・文化の形成に密接に関わってきました。三重県にも、木曽川、鈴鹿川、雲出川、宮川、木津川等数多くの河川がありますが、社会環境の変化とともに人々の川への関心が薄れ、川そのものの姿も大きく様変わりしました。

しかし、近年、地域の環境や歴史、文化等と川との関係が見直され、河川流域をひとつの圏域と

して、環境改善の取組や地域間の連携、防災対策などを進める「流域圏づくり」が、地域づくりのひとつの形として注目されるようになりました。

三重県では、平成9年度からこの「流域圏づくり」のモデル事業として、宮川を軸とした宮川流域ルネッサンス事業をスタートさせました。現在は、最終の実施計画となる第3次実施計画(平成19年度~22年度)に基づき、流域市町をはじめ、国関係機関、NPO等の流域関係者と協働し、「新しい時代の公」と「文化力」を柱とした事業に取り組んでいます。平成19年(2007)年度からは、流域住民・企業・行政の宮川流域への「想い」を実現させることを目的に「想いをかたちに宮川プロジェクト」を展開し、流域が主体となって、PDCAサイクルによる流域関係者間の交流促進と活動の充実を図っています。

また、県内の各河川流域でも、地域に応じた取組が展開されており、流域間の交流を支援することにより「流域圏づくり」を推進したいと考えております。

(3) 日本まんなか共和国(福井・岐阜・三重・滋賀)連携の実施

日本のまんなかに位置する4県が、交流・連携により環境重視の地域づくりをめざし、次の取組を進めました。

(主なもの)

- ・子ども環境会議の開催「一緒に考えよう、未来のいいまち、いいびわ湖」(滋賀県)
- ・産業廃棄物不法投棄対策として県境路上検査の共同実施、廃棄物担当監視取締連絡調整会議の開催
- ・産業廃棄物不適正処理対策の強化についての検討
- ・富山県、長野県、石川県、愛知県を含めた8県で環境林づくりへの取組や、間伐材の利用促進など間伐対策についての意見交換

1-2 公害防止計画

(1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条(平成5(1993)年11月までは公害対策基本法第19条)の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関係都府県知事が作成するものです。

本県においては、昭和45（1970）年12月に国の第一次地域として、四日市市、（旧）楠町、朝日町、川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、7期計35年にわたり計画の策定を行ってきました。

平成18（2006）年度から22（2010）年度までを期間とする第8期計画からは、四日市市のみが対象区域となり、その概要は次のとおりです。

ア 計画地域

四日市市 1市

イ 計画の目標

大気汚染、水質汚濁、自動車交通公害等に係る環境基準等の達成維持

ウ 計画の主要課題

a. 都市地域における大気汚染対策

都市地域における光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図ります。

b. 自動車交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図ります。

c. 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾のCODに係る水質汚濁・富栄養化の防止を図ります。

エ 主要課題に係る主な施策

a. 都市地域における大気汚染対策

ベンゼン等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）対策として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく大気中への排出量、廃棄物としての移動量の届出、化学物質管理指針に基づく事業者による自主管理計画の策定を促していくとともに、引き続き、大気環境測定を実施していきます。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法、県条例及び県上乗せ条例に基づく規制基準等の遵守の徹底を図るため、引き続き、監視指導を行います。

b. 自動車交通公害対策

国道23号等の主要幹線道路沿道における交通公害対策として、自動車排気ガスに係る施策の推進、低公害車の普及促進や「自動車Nox・PM法」の対策地域指定による車線規制等の発生源対策を実施するとともに、遮音

壁の設置等による道路構造改善対策を実施します。また、交通管制システムやバイパス、立体交差等の整備による交通円滑化対策を実施するとともに、引き続き、民家の防音工事等の沿道環境整備対策や監視体制の整備に努めます。

c. 四日市地先海域の水質汚濁対策

伊勢湾水質汚濁・富栄養化防止対策として、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき規制基準を強化するなど総量規制を引き続き実施するとともに、窒素・磷の排水基準の遵守の徹底を図ります。

また、生活排水対策として、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の施設整備を進めるとともに、ホームページ「三重の環境と森林」等を活用して普及啓発を行います。

(2) 公害防止計画に係る事業実績

ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績は表5-1-1のとおりです。

また、化学的酸素要求量（COD）負荷量は表5-1-2のとおりです。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

項目	年度	第7期計画	第8期計画
		H17	H18
燃料使用量（万kl/年）		1,373	619
平均硫黄含有率（%）		0.136	0.158
排出量	硫黄酸化物（t/年）	1,631	1,513
	窒素酸化物（t/年）	7,520	5,884
	ばいじん（t/年）	275	211
協力工場数		38	33

(注) 1. 燃料使用量は重油換算した値です。
2. 平均硫黄含有率は重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がり後の値です。
3. 平成18年度からは川越町が対象区域から除外されたため、協力工場数が減少しています。

表5-1-2 化学的酸素要求量（COD）負荷量実績

項目	年度	第7期計画	第8期計画
		H17	H18
特定排出水量（万m ³ /日）		24.9	23.9
C O D 負 荷 量（t/日）		7.5	7.0
協力工場数		38	33

(注) 特定排出水とは、水質汚濁防止法に規定される特定施設から排出される水のことであり、間接冷却水などは含まれません。

イ 公害防止施設の整備拡充等

a. 地方公共団体が実施した事業

平成18（2006）年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約106億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約53億円が投資されました。

b. 企業が実施した事業

平成18（2006）年度には公害防止計画協力33工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額で約53億円です。

たことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10（1998）年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11（1999）年6月12日から全面施行しました。

条例は、一定規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とし、従来の要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増加など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

なお、条例に基づく手続きの体系は、図5-1-1に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成19（2007）年度末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは133件です。

平成19年度は、3件の事業の方法書（一般国道の道路整備事業、風力発電事業及び土地区画整理事業）と2件の事業の準備書（風力発電事業及び工場の増設事業）について、地域及び事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全、廃棄物の適正管理等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて意見を述べました。

また、環境影響評価手続きであらかじめ調査・予測・評価を行った内容について、事業者自らで実際の影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのように対処を行ったかをまとめた事後調査報告書の送付が、12件ありました。

1-3 環境保全協定締結の推進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成19（2007）年度末で1,298件となっています。

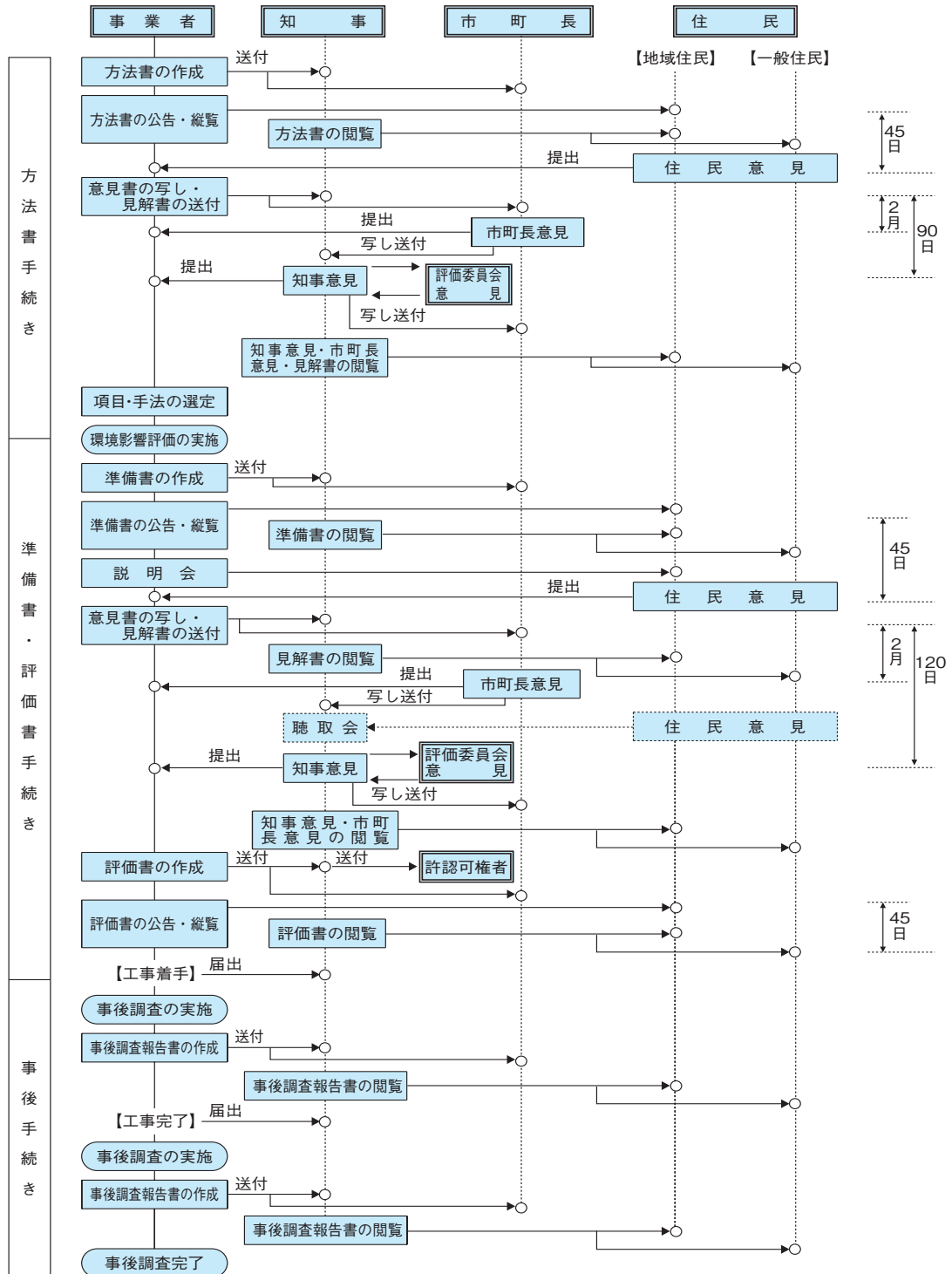
2 環境汚染等の未然防止

2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

三重県では昭和54（1979）年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9（1997）年6月に環境影響評価法が制定され

図5-1-1 三重県環境影響評価条例の手続フロー図



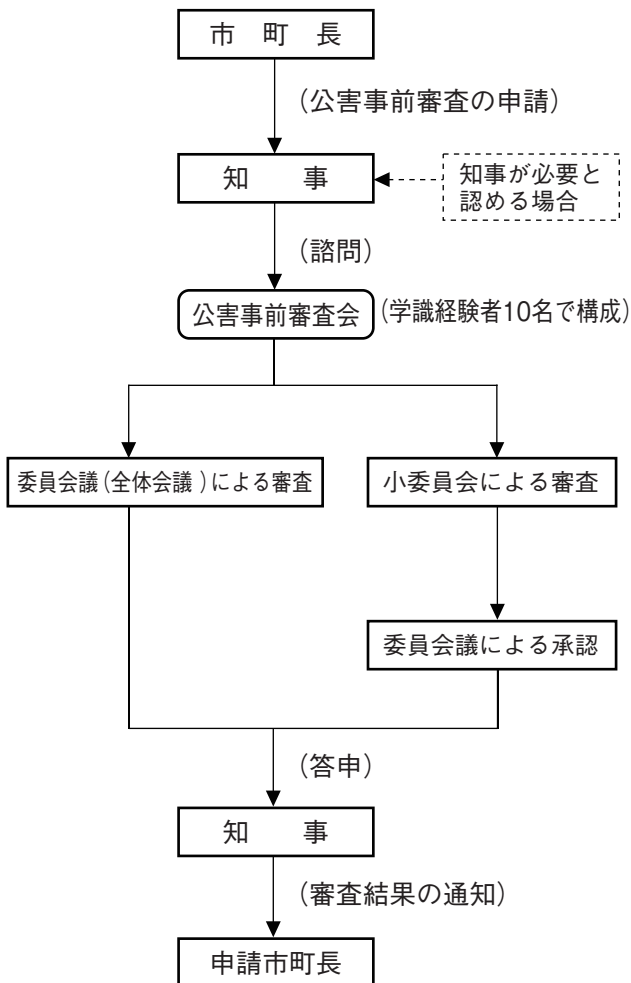
2-2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47（1972）年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成19（2007）年度までに審査を実施したのは、185件であり、平成19（2007）年度には1件の審査を実施しました。

図5-1-2 公害事前審査の手続き



3 公害健康被害対策

3-1 公害健康被害者に対する補償給付

(1) 救済対策の推移

三重県における公害健康被害者の発生は、四日市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業を始めた昭和35（1960）年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。

こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40（1965）年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44（1969）年12月に、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当及び介護手当の支給が行われるようになり、昭和49（1974）年9月には、「公害健康被害補償法」が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住又は通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況を踏まえ、昭和62（1987）年9月に「公害健康被害補償法」は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正されました。この改正により、昭和63（1988）年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われています。

(2) 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表5-1-3 被認定者数の推移 (単位：人)

年度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	—
H17	512	—
H18	499	—
H19	488	—

※楠町は平成19年2月7日付で四日市市に編入合併

表5-1-4 年齢階層別被認定者数 (平成20年3月31日現在) (単位：人)

年齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	—	—	—
15～24	—	—	—
25～39	62	37	99
40～59	59	50	109
60～64	14	22	36
65～	93	151	244
計	228	260	488

表5-1-5 疾病別被認定者数 (平成20年3月31日現在) (単位：人)

疾 病 名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	41	75	116
気管支喘息	187	185	392
喘息性気管支炎	—	—	—
肺 気 腫	0	0	0
計	228	260	488

3-2 健康被害予防事業の実施

平成19(2007)年度には次の事業(表5-1-6)を実施しました。

表5-1-6 健康被害予防事業の実施状況

実施主体	四日市市
事業名	アレルギー相談事業
対象	1歳半児及び3歳児
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行った。
実施場所	四日市保健センター
開催数又は開催月日	年12回
参加人数	72名

4 公害紛争への対応

4-1 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理法

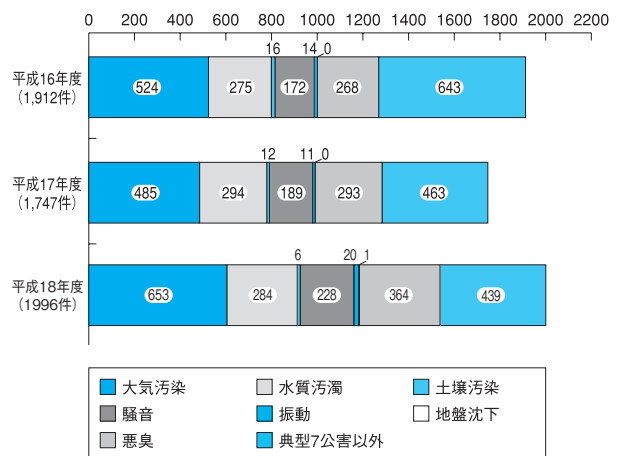
(昭和45(1970)年6月制定)に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、三重県では環境森林部及び各農林(水産)商工環境事務所に公害苦情相談員を配置しています。

ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成18(2006)年度に県又は市町が取り扱った公害苦情件数は1,995件でした。

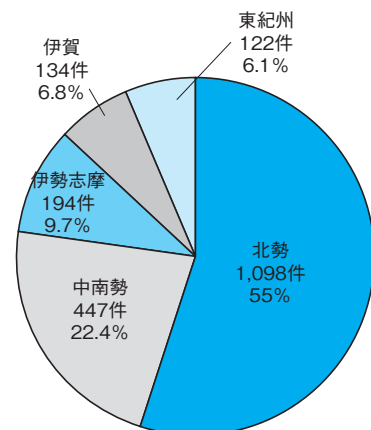
図5-1-3 種類別公害苦情件数の推移



イ 地区別苦情取扱状況

公害苦情件数1,995件を発生地域別に見ると、北勢地域が約55%、中南勢地域が約22%を占めています。

図5-1-4 地域別公害苦情件数 (平成18年度)

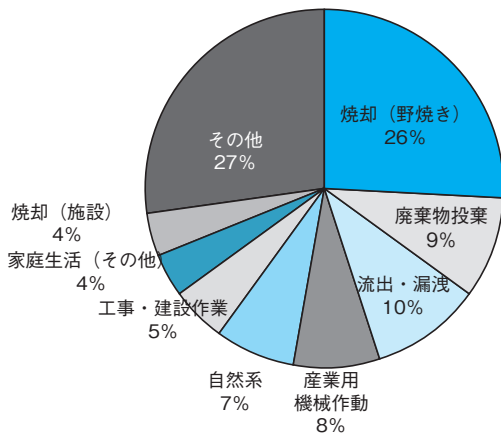


(注)北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町
中 南 勢…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
伊 賀…伊賀市、名張市
東 紀 州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

また、市郡別に見ると、桑名市、四日市市、津市、松阪市の順となっています。

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、苦情件数が多い順では、野焼き等による焼却が507件（26％）と最も多く、次いで流出・漏洩189件（10％）、廃棄物投棄173件（9％）、産業用機械作動169件（8％）などとなっています。

図5-1-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数の割合



(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。平成19（2007）年度には、新規の調停申請が1件ありました。

表5-1-7 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処理事件名	終結区分
H17	調停	重機騒音被害防止請求事件	打ちきり
H17	調停	精密機器製造工場騒音被害防止請求事件	打ちきり
H17	調停	マンション建設工事騒音等被害防止請求事件	打ちきり
H17	調停	養鶏場水質汚濁被害防止請求事件	打ちきり
H18	調停	ペット霊園建設差止め請求事件	取り下げ
H18	調停	温水発生器建設差止等請求事件	和解
H18	調停	堆肥処理施設悪臭等防止請求事件	打ちきり
H19	調停	トラック駐車場所移転請求事件	打ちきり

5 県における環境経営の推進

5-1 三重県庁の率先実行取組

三重県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

県庁の率先実行の取組や、県民・企業等との協働・連携による環境負荷低減に向けた取組が評価され、平成13（2001）年4月の「第10回地球環境大賞（優秀環境自治体賞）」（フジサンケイグループ及び日本工業新聞主催）に続き、平成14（2002）年4月には「第2回自治体環境グランプリ（エコライフスタイル推進部門賞）」（主催：（財）社会経済生産性本部）を受賞しました。

(1) 多様な県機関へのISO14001の導入

・県内市町や企業への率先行動として、平成12年2月に本庁及びその周辺機関においてISO14001を認証取得しました。

その後順次対象範囲を拡大し、平成19年度末現在、本庁、各地域庁舎（旧科学技術振興センターの一部研究機関、小児心療センターあすなろ学園など一部の単独地域機関を含む）において、ISO14001に基づく環境活動に取り組んでいます。

・また、県立大学や県立高校2校がそれぞれ独自にISO14001を認証取得し、環境保全活動を進めています。

(2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組

・平成11（1999）年度から平成13（2001）年度までは、オフィス活動における省資源・省エネルギーにつながる取組を中心とし、電気・水・用紙類・廃棄物等の削減に大きな成果をあげることができました。

・平成14（2002）年度から平成16（2004）年度までは、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進める方針を新たに打ち出し、環境に有益な事業を環境目的・目標に設定して推進してきました。

・平成17（2005）年度の2回目の更新時には、環境に対する有益な事務事業をすべての所属に展開し、業務特性及び地域特性に応じた独自の目標を設定して、取組を推進することとしました。また、システム改善を行うとともに、各所

属独自のマネジメントを重視する分散管理型へと移行を図りました。

- ・平成18（2005）年度における全庁の取組結果は、基準年度である平成15（2003）年度と比較して、コピー用紙使用量は10トン削減、温室効果ガスの排出量はCO₂換算で45トン削減できましたが、庁内オフィスごみ排出量は80トンの増加となりました。
- ・ISO14001に取り組みはじめた平成11（1999）年度から、ホームページ等により、その活動結果を公表してきましたが、平成14（2002）年度からは、他の都道府県にさきがけて、県が事業者として取り組んできた環境活動の結果を環境報告書という形で毎年度公表しています。平成18（2006）年度には、財団法人地球・人間環境フォーラム及び環境省主催の第10回環境コミュニケーション大賞で「環境報告書部門環境報告優秀賞（地球・人間環境フォーラム理事長賞）」を受賞しました。

5-2 環境調整システムの推進

三重県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成19（2007）年度には4件の開発事業について審議・調整を行いました。

対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ①道路の整備
- ②河川・ダム等の整備
- ③海岸の整備
- ④公有水面の整備
- ⑤港湾の整備
- ⑥森林の整備
- ⑦公園の整備
- ⑧下水道の整備
- ⑨水道の整備
- ⑩農業農村の整備
- ⑪発電所の整備
- ⑫建物の建設
- ⑬用地の整備
- ⑭その他

5-3 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

平成13（2001）年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13（2001）年度に日常的に購入する全ての消耗品（単価契約物品）を環境配慮型商品にしました。平成14（2002）年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。その後、「三重県リサイクル製品利用推進条例」や県産材利用推進のための「三重の木」制度による認定製品について、三重県独自のグリーン購入の取組とし、これらの優先購入に努めています。

また、平成17（2005）年4月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード（M-EMS:ミームス）等の導入により適切な環境マネジメントを行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

さらに、平成18（2006）年7月に、基本方針の前文に「ごみゼロ社会の実現」や「地球温暖化の防止」の視点を追加し、三重県庁ISO14001の環境方針と整合を図りました。

公用車については、「三重県低公害車等技術指針」を平成18（2006）年3月に改正し、より一層の低公害車の導入を進めています。

県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。

平成12（2000）年5月には、グリーン購入ネットワーク主催の「第3回グリーン購入大賞」を受賞しました。

公用車については、「三重県低公害車等技術指針」を平成18（2006）年3月に改正し、より一層の低公害車の導入を進めています。

また、平成17（2005）年4月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード（M-EMS:ミームス）等の導入により適切な環境管理を行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

さらに、平成18（2006）年7月には、基本方針の前文に「ごみゼロ社会の実現」や「地球温暖化

の防止」の視点を追加し、三重県庁ISO14001の環境方針と整合を図りました。

県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。

なお、平成12（2000）年5月には、グリーン購入ネットワークから「第3回グリーン購入大賞」をいただきました。

5-4 市町における環境経営の促進

市町等におけるISO 14001 ネットワーク化の促進

市町が率先して環境保全に取り組むことは、地域での環境保全活動の推進に大きな効果があることから、ISO14001の認証取得や、その効果的な運用について支援してきました。

平成19（2007）年度は、市町相互の情報交換や、市町と県とのネットワーク化を進めることにより、環境保全取組の一層の向上を図るため、三重県自治体ISO14001ネットワーク会議を3回開催しました。

第2節

監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

1 監視・観測等の体制の整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システム、の監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を監視しており、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38（1963）年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視が始まりました。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な都市に測定局を設置し、自動車排出ガス測定局については、県内7カ所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の測定を行う目的で、上層気象観測局を菟野町の御在所岳山上に設置しています。

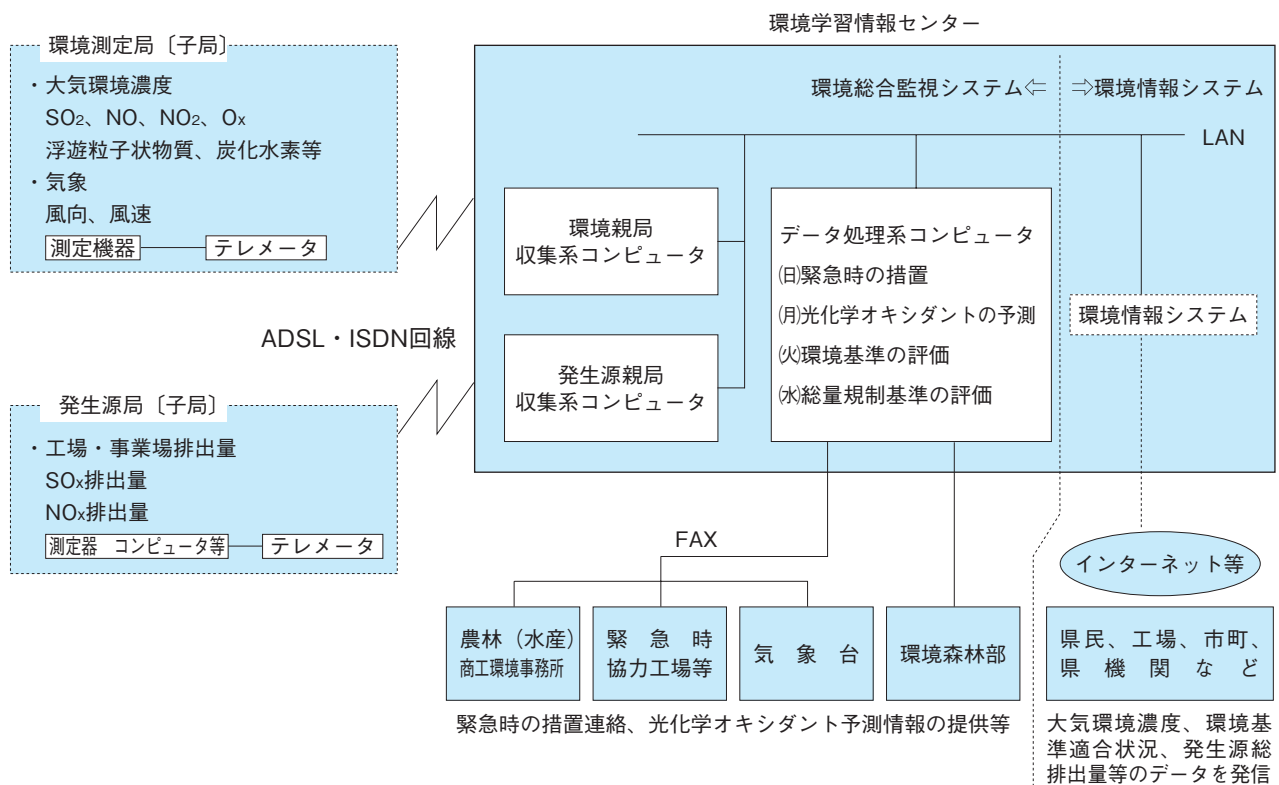
現在の測定局の設置状況は、資料編に記載しました。

イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が10Nm³/時以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11（1999）年度から、同地域における燃料使用量2,000kg/時以上の11工場を対象に測定を行っています。

図5-2-1 環境総合監視システム概念図



2 環境情報の整備・提供

2-1 環境情報総合システムの整備・運用

環境情報総合システムは、ホームページ「三重の環境と森林」と、環境関連の許認可・届出情報を管理する「行政事務処理システム」で構成されています。

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が最重要であるとの考えのもと、三重の環境と森林に関することが何でもわかるホームページ「三重の環境と森林 <http://www.eco.pref.mie.jp>」を平成11年から運用を行っています。「誰もが見やすいホームページ」になるよう、「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン」に基づくページの修正を行い、リニューアルされたホームページは平成20年4月より運用しています。

また、行政事務処理システムは、生活環境の保全にかかる施策の実現のために、積極的な活用を行っています。

（平成19（2007）年度アクセス数、275万ユーザーセッション）

2-2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

三重県森林GISは、育林、伐採、治山、林道計画等の森林情報の管理、森林のゾーニング、さらには自然環境情報、土地利用状況等、GIS（地理情報システム（Geographic Information System））で管理・解析等ができる一元管理システムとして、平成13（2001）年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させていくために、同システムを活用しています。

5章2節

● 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

1 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

平成10年度に創設されました「三重県科学技術振興センター」は、平成20年度にそれぞれ関係行政機関の所管として組織改編を行うこととなりましたが、これまでも、環境保全に関する調査研究にとどまらず、業際分野や先端分野の研究や産学官共同研究に取り組みました。

1-1 資源循環に関する調査研究

ア 木材加工所から副生される樹皮の高度利用技術開発

樹皮の液化について、オゾン処理や爆砕処理の影響について検討し、オゾン処理が液化率の向上に有効であることを確認しました。ヒラタケピン栽培において、スギオガの代わりに樹皮を3割混合しても同等の発生が認められました。

イ 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内に事業所を有する企業が、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進をはかるために行う技術開発を支援するため、県内の事業者と2課題の共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図りました。

ウ 持続循環型グリーンコンポジットの開発

温度600℃以上で処理したもみ殻炭化物を30%以上充填することにより、生分解性プラスチックに制電性（帯電防止性）を付与する技術を開発しました。

エ 廃FRPのリサイクル技術の開発

廃FRP（繊維強化プラスチック）を資源として循環させることをめざし、廃FRPの分解物を用いた再生樹脂の合成、およびコンクリートの砂を廃FRPで一部置換したときの構造物の強度を確保する技術を開発しました。

オ 家畜ふんたい肥の適正な循環利用技術の開発

家畜ふんたい肥の適正な循環利用を進めるため、三重県土壌診断・堆肥流通支援システムを修正し、個々のたい肥が持つ肥料としての効果を考慮した施肥設計が行えるシステムとしました。

カ 未利用海草の有効利用に関する共同研究

夏期に枯死・腐敗し、浅海域の底性生物等をへい死させて漁場環境の悪化を引き起こす

とともに、海岸にうちあげられて悪臭を発生する未利用海草の有効利用をはかるために、昨年度は海草の種類、生育環境、収穫量に適した収穫技術の開発、色落ちして廃棄されるクロノリの動物プランクトン用餌料としての利用技術開発に取り組みました。

キ 浄水汚泥の有効利用方法に関する研究

浄水汚泥を強熱して生成する活性アルミナの特性を生かし、アンモニア、硫化物などの有害物質を吸着する材料を試作しました。また、ゼオライトを調製し環境浄化材料としての活用方法について検討しました。

浄水汚泥を原料とした緑化吹き付け用資材及び工法の開発を行いました。

1-2 大気環境保全に関する調査研究

ク 大気中微小粒子に含まれる多環芳香族炭化水素等実態調査研究

環境大気中に浮遊し、呼吸により肺のより奥まで到達する微小な粒子（PM2.5）には発ガン性等有害性を有する多環芳香族炭化水素（PAHs）が含まれています。四季調査等によってその汚染状況を把握して、要因や挙動を解析します。

本年度は、県下3地点におけるPM2.5濃度を前事業に引き続いて把握するとともに、本調査に用いるPAHsの測定手法を確定しました。

ケ 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止をはかるため、四日市港等の水質、底質および四日市市内の大気について14物質の残留状況について実態を把握しました。

コ 大気環境中アスベスト測定の画像マニュアル化による精度向上研究（大気環境保全経常試験研究）

大気中アスベスト繊維数計測法として位相差顕微鏡による方法が一般的に用いられていますが、結果データのバラツキなどに問題点があり改善が求められています。

本取組では、各種アスベスト繊維などを画像化（位相差顕微鏡像・電子顕微鏡像・分散染色像）し、計数者が計数判断時に参照することで検査精度を向上できるようなデータベース化し判定マニュアルを作成しました。

1-3 水環境保全に関する調査研究

サ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究の実施

英虞湾の環境改善と真珠養殖等の経済活動が調和した新たな環境創生を目指し、大学、企業、科学技術振興センターなど29機関が連携して研究に取り組みました。5年間の研究で、(1)人工干潟・アマモ場の造成方法の開発・実用化、(2)潮止め堤防後背地の再生方法の確認、(3)新規凝集固化剤と処理装置の開発、(4)水質自動観測装置とインターネットによる情報発信システムの開発、等の成果が得られました。

シ BDF製造工程の廃水処理法に関する研究

コンソーシアム系の油(BDF)分解微生物の検索・培養に成功し、実験室、パイロットおよび実証試験で高濃度油含有廃液の処理を行うことができました。

また、コンポスト中のコンソーシアム系の菌を利用し、廃グリセリンを安価かつ簡便に微生物分解できる方法を提案しました。

ス ファイトレメディエーションによる汚染土壌浄化方法の開発

重金属吸収能力の高い植物の現地調査及び重金属高濃度土壌での栽培試験を行いました。15種類の植物について水銀含量を分析したところ、アジサイが高い吸収能力を持っていることがわかりました。

また、アジサイの花弁と葉に分けて分析したところ、葉のほうが水銀含量が高いことがわかりました。

セ 廃棄物リサイクル製品の評価方法の検討

環境暴露による再生製品への影響を評価するため、従来から実施している溶出試験法に種々の条件を追加し、環境中の影響を反映できる試験条件を見出しました。

1-4 多様な自然環境保全に関する調査研究

ソ 強度間伐による人工林の針・広混交林化技術の開発

強度間伐施工地の定点調査と人工林における高木性広葉樹侵入状況の多点調査等を継続的に実施し、これらの成果をもとに技術指針「三重県における針広混交林化施業のポイントー風倒を回避しながら高木性広葉樹を侵入させるための更新初期技術ー」を作成しました。

<http://www.mpstpc.pref.mie.jp/RIN/paper/shinkou.pdf>

タ 森林吸収源計測・活用体制の整備

森林の炭素吸収量を算定するために、県内7か所において、調査地概況調査、枯死木調査、堆積有機物量調査、土壌サンプルの採取を行い、内2か所においては、代表土壌断面調査を行いました。

チ 森林荒廃が洪水・河川環境に及ぼす影響のモデル化

過密人工林で低下が危惧されている森林の多面的機能(土壌浸透能の低下、表層土壌の流亡等)の改善を目指した森林管理方法を明らかにすることを目的とし、間伐が林床を被覆保護するリター量(落葉・落枝類)に与える影響を調査しました。切り捨て間伐直後のリター量は、間伐前より増加しますが、間伐後3年程度で、間伐前のリター量と同程度となりました。林床土壌の被覆保護の面から、リター量が減少する3年以内に間伐によって下層植生を侵入させる必要があると考えられました。

ツ 森林が閉鎖性海域の環境に及ぼす影響の解明

沿岸域の森林が海域に及ぼす影響と森林管理のあり方を明らかとすることを目的に、英虞湾沿岸の広葉樹林の実態を調査しました。出現種は、落葉広葉樹であるコナラ、常緑広葉樹であるウバメガシ、ネズミモチ、ミミズバイ、ヤマモモ、クスノキ、ヒサカキ等でした。

テ 経営戦略に即した低投入循環型茶生産システムの開発

茶摘の回数を年1回に抑え、使用肥料の量を削減する方法を開発しました。一番茶収穫後の整せん枝の手法を明らかにし、低投入茶栽培技術を開発しました。茶の栽培において、暗渠排水の浄化技術の開発に関する取り組みについては「脱窒資材を活用した茶園からの硝酸性窒素排出削減技術の開発」で継続して実施することとしました。

ト 鉢物・緑化苗における生分解性ポットの改良と利用技術の開発

緑化苗のポリポットは、植栽後にはプラスチックゴミとなるため、生分解性ポットの利用が試みられていますが、高コスト、耐久力等に問題があるので、緑化苗に利用可能な生分解性ポットを改良するため、各種素材の分解性に対する評価法の開発を進めました。

特に最適な生分解性ポットを選択するため、

5章 3節

●環境保全に関する調査研究等の推進

評価手法によって予測される各素材のポットの分解性と適性について、実際の植栽条件における利用法を明らかにしました。

ナ 家畜排せつ物を利用した新肥料製造技術の開発

作物病害の抑制効果を持つ微生物の堆肥化過程での増殖技術を開発するため、堆肥化中に適正な温度を保つための条件を明らかにしました。また、小型堆肥化装置で作成した堆肥から、フザリウム属の病原菌に対して、培地上で生育抑制効果を示す菌株を分離しました。

ニ 脱窒資材を活用した茶園からの硝酸性窒素排出削減技術の開発

茶の栽培において、水・窒素の循環利用による半閉鎖系生産システムを確立するため、暗渠排水の浄化技術の開発に取り組み、窒素を効果的に取り除くことができる新しい資材を利用した浄化装置を改良し、排水浄化に有効であること、小型浄化装置を用いて効率的に脱窒が行える最適条件を明らかにしました。

ヌ 英虞湾漁場環境にかかる調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質・底質調査や底生生物・プランクトン調査を実施するとともに、調査結果を「プランクトン速報」、「英虞湾環境情報」として取りまとめ、関係機関に情報提供を行いました。

ネ 淡水魚類の多様性保全に関する研究の実施

県内の小規模河川計21河川において淡水魚の分布調査を行い、三重県レッドデータブック記載種15種を含む19科55種の生息を確認しました。また、主要河川において、魚道の設置状況を調査し、機能上の問題点を明らかにしました。さらに、ブラックバス等の外来魚対策として、池干しを利用した防除手法を確立しました。

ノ 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内におけるアジ・サバ・イワシ類等重要漁業資源の持続的利用をはかるため、資源量評価とその動向予測を行い、科学的根拠に基づく漁獲可能量の推定を行いました。

ハ ヘテロカプサ赤潮の消長予測技術の開発

英虞湾の真珠養殖業に被害を与えるヘテロカプサ赤潮の消長を予測するため、赤潮発生環境を把握するとともに、現場個体群の増殖速度推定法を開発しました。

保健環境研究所の活動

今日の環境問題は、かつての産業公害だけでなく、身近な都市・生活型公害や地球規模の環境問題へと範囲が広がり、試験研究部門においても広範な対応が求められています。

保健環境研究所では、平時には環境関係諸法令の規制対象事業場等から排出されるばい煙や排水などの検査とともに、危機発生時には緊急の検査に対応するなど、環境保全に関する試験検査を実施して行政施策に科学的・技術的根拠を提供しています。また、各種の未規制化学物質調査や廃棄物資源化に関する研究等に取り組んでいます。

2 地球規模の環境保全に関する調査研究

ア 森林吸収源計測・活用体制の整備

(第5章 第3節 1 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 1-4 夕参照)

第1節 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

1 廃棄物対策の推進

1-1 ごみゼロ社会づくりの推進

(1) ごみゼロ社会実現プランの推進

20年後の「ごみゼロ社会」の実現をめざして、住民、事業者、市町村等の幅広い参画のもと、平成17（2005）年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」の普及・啓発を積極的に行います。

また、プランに掲げる具体的施策をより実効性の高いものとするため、ごみの減量化に関するモデル事業を実施するとともに、その成果の検証・普及などを行うことにより、県全域での展開に向けた取組を推進します。

(2) リサイクル製品の利用促進

認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、平成18（2006）年3月に改正した制度に従い、的確に審査・事後確認などを実施します。

(3) 容器包装リサイクルの促進

第5期三重県分別収集促進計画に基づき、市町の第5期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

(4) 使用済自動車等の適正処理

ア 関連業者の許可及び登録

解体・破砕業者に関する許可及び使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録事務を的確に行うとともに、これら事業者の名簿を公開し、当該名簿の問合せに対して迅速に対応できる体制をとります。

イ 対象業者等に対する啓発及び指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に法の内容を周知するとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(5) R D F 処理の安全性・安定性の確保

廃棄物処理の信頼を確保するため、今後も、R D F 製造施設や利用施設の安全確保に取り組みます。

1-2 廃棄物の適正処理・再生利用の推進

(1) 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正な審査を実施するとともに、産業廃棄物処理業者の優良性判断にかかる評価制度の的確な運用や（2）以下の取組等により、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生量や処理の状況、処理施設の稼働状況等の実態を把握し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。

(2) 電子マニフェストの利用促進

従来から、産業廃棄物の処理の委託にあたっては、排出事業者が発行する複写式の産業廃棄物管理票（いわゆる紙マニフェスト）により、廃棄物の適正な処理の確保が行われていますが、マニフェストの偽造等による不適正処理も懸念されていました。

電子マニフェストシステムは国の指定機関により運営されており、透明性と法令遵守が確保されるものとなっていますので、事業者の利用が進めば、廃棄物の適正処理がさらに促進されることが期待されます。電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者全てが、システムに加入している必要がありますので、県では処理業者はもとより、より多くの排出事業者の加入促進に向けて取組を進めます。

(3) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

（財）三重県環境保全事業団が廃棄物処理センターの指定を受け、市・町の焼却残さを広域的に処理する目的で建設したガス化熔融施設の稼働に対する支援を引き続き行うことにより、廃棄物の適正処理を推進します。

また、企業活動により生じる廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するため公的関与による管理型最終処分場の整備を進めます。

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物（産業廃棄物）	鉍さい、燃え殻、無機性汚泥、腐プラスチック類等
処分場総面積	約29ha
埋立総容量	約1,680,000m ³

(4) PCB廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれるトランスヤコンデンサなどのPCB廃棄物は、これまで各事業者において保管されてきましたが、長期間の保管における紛失など、環境への影響が懸念されており、早期に確実な処理を行うことが必要となっています。このため、平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」では、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を適切に処分することが義務づけられました。また、これらを処理する拠点の広域処理施設として愛知県豊田市に日本環境安全事業株式会社豊田事業所が設置されています。

三重県では、これらのPCB廃棄物の処理を確実かつ適正な処理の推進を図ることを目的として、平成19年3月に「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、この計画に沿って処理期限までにPCB廃棄物が確実かつ適正に処分されるよう、PCB廃棄物専門員を配置して、監視指導等を強化します。また、東海地区の関係県市及び国等と連携して、広域的な処理体制の確保を図ります。

なお、県内のPCB廃棄物の処理は平成20年度下半期から開始されています。

(5) 事業者等の自主的な情報公開の促進

産業廃棄物を排出する企業及び処分業者が、その発生・排出抑制及びリサイクルに関する将来計画等を策定し、その内容を自主的に情報公開する制度の実施を徹底し、県内の産業廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルの向上を進めていきます。

また、これらの取組の実効性をより高めるため、企業と行政あるいは企業と企業のパイプ役に民間企業出身の環境技術指導員をあて、事業の実態に則した技術指導等を行います。

(6) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対して、産業廃棄物抑制の研究開発・機器整備の補助制度により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な企業の育成を支援します。

(7) グリーン購入の取組促進

ア 環境への負荷が少ない商品やサービスを優先

的に購入するグリーン購入を県内に普及するため、平成15年1月に設立した「みえ・グリーン購入倶楽部」の活動を支援し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集及び発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築を目指します。

イ 東海三県一市の各自治体が連携し、企業等と協働で、効率的にキャンペーンを実施し、グリーン購入について広報します。

(8) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援します。

(9) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

リサイクル資材の新技术、新資材の情報収集及び広報を行い、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(10) 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥のより一層の有効利用を推進します。

(11) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生活泥のより一層の有効利用を推進するため、三重県農業研究所及び工業研究所と連携して、有効利用方法の検討や有効利用先の拡大に取り組めます。

(12) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成19（2007）年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	地域バイオマス利活用交付金 コミュニティ畜産堆肥リサイクル推進事業	農林水産省 三重県
融資制度	農業近代化資金 農林漁業金融公庫資金 農業改良資金	農協等
リース事業	畜産環境整備リース事業 家畜排せつ物利活用推進事業	(財)畜産環境整備機構

(2) 不適正処理の是正

生活環境保全上の支障等があり、措置命令を行った事案のうち、原因者が支障等の除去措置を講じない事案については、必要な範囲で県が原因者に代わって措置を講じます（行政代執行）。現在行政代執行中の桑名市五反田地内の産業廃棄物不法投棄事案、及び四日市市内山町地内の最終処分場等の不適正処理事案については、行政代執行を継続します。

また、「安全性確認調査」の結果、継続的な監視が必要と判断された事案については、地下水等の調査を行うとともに、周辺への支障等が認められず、廃棄物処理法の枠組みによる措置を講ずる必要がない事案については、平成17（2005）年度に創設した支援制度により、市町等の自主的な取組を支援します。

1-3 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

(1) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、市町と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して立入検査権限を付与するとともに、県内森林組合と不法投棄等の情報提供の協定を締結し、不法投棄等の未然防止を図ります。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行います。

(2) 不正処理の是正

生活環境保全上の支障等があり、措置命令を行った事案のうち、原因者が支障等の除去措置を講じない事案については、必要な範囲で県が原因者に代わって措置を講じます（行政代執行）。現在行政代執行中の桑名市五反田地内の産業廃棄物不法投棄事案、及び四日市市内山町地内の最終処分場等の不適正処理事案については、行政代執行を継続します。

また、「安全性確認調査」の結果、継続的な監視が必要と判断された事案については、地下水等の調査を行うとともに、周辺への支障等が認められず、廃棄物処理法の枠組みによる措置を講ずる必要がない事案については、平成17（2005）年

度に創設した支援制度により、市町等の自主的な取組を支援します。

2 地球温暖化の防止

2-1 温室効果ガス削減対策の推進

(1) 産業部門における対策の推進

地球温暖化対策計画の策定等の促進

三重県生活環境の保全に関する条例で従来から地球温暖化対策計画書の作成を義務付けていた省エネ法の第一種エネルギー管理指定工場186事業所（H19.3.31現在）に加え、平成19年1月に同条例施行規則を改正し、平成19年4月1日からは第二種エネルギー管理指定工場114事業所（H19.4.1現在）にも同計画書の作成を義務付けるとともに、昨年度に引き続き計画書作成工場を訪問し、計画のフォローアップを行います。

また、省エネ対策が行われにくい中小事業所等に省エネ診断を実施し、事業者の地球温暖化防止の取組を促進していきます。

(2) 運輸部門における対策の推進

「国土交通省環境行動計画モデル事業」に選定されたことから、平成17（2005）年度から3年間で北勢地域において公共交通利用促進による地球温暖化防止実践活動に取り組んでいます。

(3) 民生部門における対策の推進

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、実効性ある温暖化防止活動の検証、地球温暖化防止活動推進員の養成、啓発・広報活動などを行います。

イ 地球温暖化対策地域協議会等の取組の促進

地域に根ざした温暖化防止活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」等団体の活動を促進します。

ウ 市町等における地球温暖化対策実行計画の策定促進

実行計画未策定の市町等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、計画策定を働きかけます。

エ 普及啓発の推進

① 省エネラベルキャンペーン事業

省エネ家電製品の普及・促進を図るため、消費者が家電製品を購入する際の参考とすることができるよう、家電販売店が省エネ性能の違いが一目でわかる省エネラベルを家電製品に表示する省エネラベルキャンペーンを昨年度に引き続き実施します。

② 地球温暖化防止絵画等の募集

地球温暖化防止の普及・啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関するポスター等を募集します。

③ 「みえのエコポイント」事業の実施

省エネを達成した各家庭に特典を提供することで、省エネ行動の促進を図ります。

その他

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

また、説明会の開催、ホームページ等で平成19（2007）年10月に改正されたフロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

2-2 エネルギーの適正利用の推進

地域における省エネルギーの取組促進

地球温暖化防止活動推進員を活用し、地域における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を促進します。

2-3 新エネルギーの導入促進

「三重県新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの導入促進に取り組みます。

(1) 県施設への率先導入

県民への新エネルギー普及啓発を行うため、「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、住民等が訪れる機会の多い県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を促進します。

(2) 新エネルギーの導入支援

事業者や市町等が実施する小規模な新エネルギーの導入に対し、その経費の一部を補助するとともに、その設置者が地域での普及啓発を担うよう

な、普及と支援が一体となった取組を進めます。

(3) 普及啓発活動

ア セミナー等の開催

新エネルギーへの関心を喚起し、新エネルギーの特性や導入の必要性、導入の方法等に関する知識を広く県内に浸透させるために、地球温暖化対策や省エネルギーなどの関連施策と連携しながら、セミナーの開催や親子を対象とした新エネルギー教室など県民を対象としたイベント等を行うことにより、普及啓発に取り組みます。

イ 市町新エネルギービジョンの策定推進

市町自らが計画的な新エネルギー導入や住民への普及啓発活動に取り組むよう新エネルギービジョンの策定を働きかけます。

ウ 住民自らの普及啓発活動の推進

「三重県新エネサポーター制度」を活用し、住民自らが新エネルギーの普及啓発活動に取り組みを推進します。

(4) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町で製造されたごみ固形燃料（RDF）の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を適切に運営していきます。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、規制対象工場への立入検査を実施する等により、引き続き監視・指導していきます。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

ウ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

ア 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 光化学オキシダント予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

3-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、平成15（2003）年度に策定した自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、自動車環境対策を進めます。

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、総量削減計画進行管理調査等を実施します。

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車NO_x・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、県内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

(5) NO_x・PM低減装置の導入促進

自動車NO_x・PM法対策地域内の大気環境の改善を図るため、県内の事業者がNO_x・PM低減装置を導入する際、導入に要する経費の一部を補助します。

(6) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(7) 交通情報提供システム（AMIS）の整備

平成10（1998）年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢・中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置（光ビーコン）を整備して、平成12（2000）年4月から同システムの運用を開始しました。これにより既存の交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っています。

(8) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化（10基）を整備していきます。

(9) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器（約18灯）の導入を進めることによって交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

3-3 騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

(2) 都市生活騒音対策

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価を、

道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価で行うとともに、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

3-4 悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対して、市町と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

(2) 規制地域の拡大

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市町に働きかけます。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成19（2007）年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を行い、適正なふん尿処理についての指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 水質総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、第6次総量規制において化学的酸素要求量（COD）、窒素及び燐を指定項目として、総量規制を実施しています。

また、工場・事業場に対し、汚濁負荷量の削減指導を行います。

(3) 環境基準類型の指定・見直し

水道水源や水産養殖に利用されている水域及び水生生物の保全を図る必要のある水域については、環境基準の類型を指定することで水質の保全を図ります。また、環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、現状水質がより上位の環境基準を達成できる水域については環境基準類型の見直しを行うことで水質の保全を図ります。

(4) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域の汚濁軽減を図ります。

(5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成19（2007）年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての指導とともに、適正なふん尿処理についての改善指導を行います。

(6) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）等との連携協力により、調査研究、啓発活動等を実施します。

(7) 伊勢湾の再生

国と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による調査・研究や普及啓発等に取り組みます。

4-2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

平成17（2005）年度に見直しを行い、新たに策定した三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）に基づき県と市町とが連携を図り、地域の事情に最も適した事業の推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

ア 浄化槽の設置促進

23市町を対象に3,731基の整備に対する補助を行います。

イ 浄化槽市町村整備事業の推進

市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、平成20年度には松阪市・伊賀市・多気町・大台町・南伊勢町・名張市・紀宝町で事業を行うこととなっており、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債償還のための基金造成に対し補助を行います。

ウ 高度処理型浄化槽の設置促進

伊勢湾等の富栄養化対策を推進するため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

ア 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組を進めます。

イ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成19(2007)年度に引き続き、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町及び浄化槽関係業界が協力して対策を行ってまいります。

4-3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

(1) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

住民が身近に河川の観察ができるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

(2) 地盤沈下対策

ア 地盤沈下対策の推進

(ア) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

(イ) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水水位の動向を調査します。

(ウ) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地盤沈下の調査研究及び地下水採取量の把握をします。

イ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携のもと、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

ウ 地盤沈下による災害の防止又は復旧

地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧に資する事業として引き続き次の事業を実施します。

地盤沈下対策土地改良事業	城南地区
その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業)	員弁川、朝明川
その他関連事業 湛水防除事業	長島北部地区、木曾岬地区 大鳥居地区、今島地区、 源緑輪中地区

(3) 漁場環境の改善

沿岸漁場の改善を図るため、英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施してまいります。

(4) ダムによる河川流量の維持

既取水の安定化及び河川環境の保全のための流量を確保するため、鳥羽河内ダム建設のための調査を進めてまいります。

5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

5-1 有害化学物質対策の推進

(1) 重金属等の有害化学物質への対応

ア 有害大気汚染物質の監視

大気中の有害化学物質（19の優先取組物質）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き調査します。また、有害化学物質の使用事業者に対し、排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。

(2) 新たな有害化学物質への対応

ア ダイオキシン類等の環境調査の実施

県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。

ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気6地点および水質、土壌等31（河川23、

海域4、土壌4) 地点で定期的なモニタリングを行います

5-2 化学物質の適正管理の推進

(1) P R T Rの推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(P R T R法)に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、ホームページ「三重の環境と森林」、パンフレット等を用い、広くP R T R法の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表します。

5-3 地下水・土壌汚染対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出があったものについて、適正な措置を指導するとともに、人への健康被害のおそれがあるものについて、周辺環境の調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌4地点で環境調査を実施します。

第2節 人と自然が共にある環境の保全

1 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

1-1 すぐれた自然の保全

(1) 県立自然公園計画の策定

県立公園の適正な整備や管理を図るため、公園計画の策定に向けた取組を進めます。

(2) 三重県自然環境保全地域の指定

すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定を進めます。

(3) 三重県自然環境保全地域の管理

自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切保全管理を行います。

(4) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境と森林」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報の共有を進めます。

(5) 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

1-2 里地里山の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるよう支援します。

1-3 水辺環境の保全

(1) 多自然川づくりと親水空間の整備

潤いとふれあいのある水辺空間の形成

- ・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効果

的な施設整備を図ります。

- ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。
- ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

(2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

平成19（2007）年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。（平成20（2008）年度 二級河川船津川 他21河川）

(3) 砂防事業における自然環境保全への配慮

ア 多自然川づくり

自然環境に配慮した川づくりを促進します。

イ 溪流環境整備計画

事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

1-4 貴重・希少な野生動植物の保護

(1) 三重県レッドデータブック2005を活用した保全

専門家やNPO等との協働のもとに、三重県レッドデータブック2005を活用して県民全体で希少野生動植物の保全を進めます。

三重県レッドデータブック 2005 掲載種数

分類群	絶 滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動 物	5	137	72	82
昆 虫 類	11	156	82	158
植 物	37	525	104	66
菌 類		35	6	27
合 計	53	853	264	313

(2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、必要に応じ、県指定希少野生動植物種の指定を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

(3) 天然記念物の指定・保護

ア 天然記念物のパトロール

天然記念物の現状を把握するためパトロールを実施します。

- イ 特別天然記念物カモシカの現状調査の実施
鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。

三重県指定希少野生動植物(平成16年5月11日指定告示)

分類	種名(和名)
ほ乳類	ツキノワグマ
鳥類	カンムリウミスズメ、カラスバト ウチャマセンニュー
魚類	カワバタモロコ、ウシモツゴ
昆虫	カワラハンミョウ
甲殻類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝類	カナマルマイマイ
植物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、 ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、 ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

1-5 地域の生態系の保全

(1) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

(2) 鳥獣保護事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、第10次鳥獣保護計画(平成19~23年度)に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護員を配置し、鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

平成20年度鳥獣保護区等の指定計画(平成20年3月31日現在)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)
箇所数	5	—	2	10	—
面積(ha)	4,834	—	744	3,496	—
その他	期間更新、区域変更を含む				

(3) 動物の保護管理

ヒグマ、ニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬との接し方教室等を開催します。

(4) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発等を進めます。

移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
アライグマ(ほ乳類)	在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響
タイワンザル(ほ乳類)	遺伝的な攪乱、農林水産業等への影響
ヌートリア(ほ乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ(爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等(魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ(植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ホテイアオイ(植物)	在来種との競合・駆逐

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

自然公園事業

国立・国定公園名	施行地	種別	事業内容
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	県単	歩道の改良
吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	県単	歩道の災害復旧
鈴鹿国定公園	東海自然歩道	交付金 県単	歩道の改良 トイレの回収
室生赤目国定公園	東海自然歩道	交付金 県単	歩道の改良

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における開発等の各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

(3) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業の運営への提案、参画による利用者参画型の

運営を促進します。

また、自然とのふれあい、親しめる機会を提供する自然観察会等の「自然体験型」行事を開催します。

2-2 森林・水辺等の保全・活用

(1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

グリーン・ツーリズムの促進

都市と農山漁村の交流を促進するため、グリーン・ツーリズム実践者の広域ネットワーク構築、県民の農山漁村地域に対する理解醸成に組みます。

(3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

3 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画の策定

南伊勢森林計画区において、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業により環境林整備を進めます。

(3) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固

定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

(4) 森林文化および森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解を深めるため森林体験講座や木づかい作品アイデアコンテストを開催します。

また、森林環境教育を効果的に実施するため、指導者の育成や学校林の整備などを行い、森林をフィールドとした体験学習を進めます。

(5) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、木材生産を基礎とした力強い森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公共的機能を増進します。

(6) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

(7) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(8) 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、1JUターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業者等の林業就業者の技術向上研修等を実施します。

(9) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことが緑の循環につながることから、消費者が安心して利用することができる品質の県産材を「三重の木」として認証するとともに、「三重の木」を使った住宅建設を支援するなど県産材の利用推進を図ります。

3-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的利用を図るため、担い手への農地集積を促進します。

(2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間直接支払や集落ぐるみの農地保全活動を実施するとともに、遊休農地解消事業による耕作放棄地の解消に努めます。

3-3 沿岸海域環境の保全

(1) 漁場保全対策の推進

平成19（2007）年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

(2) 養殖漁場の適正使用

魚類養殖場を持続的に利用するために、近年拡大傾向にあり、養殖漁場環境への負荷が懸念される大型魚類養殖業について、養殖環境モニタリング調査等を行い、大型魚類養殖業が漁場環境に与える影響を調査します。

(3) 「みえのうみ」環境保全活動促進

地域住民と協働しながら水圏環境保全に向けた取組を行います。

また、環境学習のサポートや環境保全活動のリーダー的人材の養成、共有する情報の充実を図ります。

(4) 水産資源の生息環境の保全・創造

ア 漁場環境保全創造事業

平成19（2007）年度に引き続き、英虞湾において浚渫事業を実施します。

イ 沿岸漁場の整備（底質改良剤等の散布）

英虞湾・五ヶ所湾等において実施される底質改良剤等の散布に対して助成します。

ウ 漁民の森づくり活動の推進

多様な主体による森林整備を進めるため、漁業者が行う植樹・保育活動を支援します。

(5) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

(6) 海浜の維持・保全と再生

海岸の水際線の保全・再生

平成19（2007）年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

(7) 海岸・港湾における親水空間の整備

海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容
五ヶ所港海岸（南伊勢町）	養浜、遊歩道
宇治山田港海岸（伊勢市）	突堤、養浜
御浜海岸（御浜町）	人工リーフ

第3節

やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

1 身近な自然環境の保全・再生

1-1 身近な緑の保全・創出

(1) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

(2) 地域特性に配慮した緑化の促進

ア 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、(社)三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

イ 公共施設(用地)における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、緑化工事を実施します。

ウ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

1-2 身近な水辺・海辺の保全・再生

ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態系や、景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

2 良好な景観の形成

2-1 都市景観の保全・創出

(1) 道路・沿道景観の保全・創出

ア 風格ある幹線道路の整備

「三重県景観計画」に基づき、地域の良好な景観に配慮した景観づくりを進めます。

イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

道 路 名	都 市 名
相川小戸木橋線	津市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
茶地岡向井線(坂場工区)	尾鷲市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

(2) 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取締りを行うとともに、9月(屋外広告の日)に関係機関と連携し、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発活動を行います。

(3) 地区計画制度の活用

平成20(2008)年度においても市町による地区計画の策定を促進していきます。

2-2 農山漁村景観の保全・復元

(1) 農山漁村景観の保全

ア 農村の総合的な整備(実施3地区)

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

イ 中山間地域の総合的な整備(実施4地区)

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

(2) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

(3) 松林等の病虫害の防除

松くい虫等の病虫害による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、「三重県松くい虫被害対策事業推進計画」等に基づき各市町が実施する、薬剤散布等の予防措置や被害木を伐倒処理する駆除措置などの取組に対して支援します。

2-3 良好な郷土景観の形成

(1) 三重県景観計画の策定

景観づくりの基本となる「三重県景観づくり条例」を平成19年10月20日に制定するとともに、「三重県景観計画」を策定(平成19年12月4日告示)し、平成20年4月1日から運用を開始しました。

● やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

6章3節

(2) 市町における景観形成の促進

市町の良好な景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行っています。

(3) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、シンポジウムを開催するとともに、景観交流会の開催支援を行うなど、普及啓発を行っています。

(4) 景観まちづくりの推進

県内の歴史・文化の豊かな街道を軸とした地域において、まちの骨格を構成する道路や河川などの県有施設において修整整備を実施するなど、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進しています。

3 歴史的・文化的環境の保全

3-1 歴史的・文化的環境の保全

(1) 指定文化財の保護・活用

ア 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

三重県文化財保護審議会委員による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを県指定文化財に指定します。また、三重県文化財保護指導委員による文化財巡視等を実施します。

イ 斎宮跡の保護・整備

史跡斎宮跡の有効活用と地域の活性化を図るため、歴史ロマン再生事業に続いて、史跡整備を継続的に行います。

整備の基礎資料を得るために、平成19年度から21年度にかけて柳原区画を中心に発掘調査を行うことになり、19年度は3カ所(2,695㎡)の調査を行いました。また20年度は2カ所(2,120㎡)で調査を行う予定です。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

ア 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成20年度発掘調査予定

	遺跡数	面積(㎡)	備 考
県農水商工部関連	5遺跡	4,100	農水商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	4遺跡	4,090	県土整備部執行委任
県教育委員会関連	1遺跡	230	—
北勢国道事務所管内関連	2遺跡	6,500	国土交通省受託事業
中勢道路関連	7遺跡	8,000	国土交通省受託事業
紀勢国道事務所管内関連	1遺跡	500	国土交通省受託事業
宮川用水第二期農業水利事業所関連	3遺跡	3,840	農林水産省受託事業
近畿自動車道関連	1遺跡	4,000	中日本高速道路株式会社受託事業
合 計	34遺跡	31,260	

イ 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館では、平成19年度に、国史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を2地区(調査面積901㎡)で行いました。20年度は2カ所(600㎡)で調査を行う予定です。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存活用を図るため、斎宮跡の土地買上げ及び上野城跡ほか2件の史跡整備に対し補助を行います。

(4) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

亀山市閑宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財(建造物ならび史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

(5) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

世界遺産に登録されたことから、世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)に即した遺産の保護や周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは関係する市町の景観保護条例等により適切な措置を執っていきます。

また、世界遺産を継承していくため、学校教育における学習教材の充実や、世界遺産保有地域の「価値」に気づくための基礎資料整備などを推進します。

第4節 自主・協働による環境保全活動の促進

1 環境経営の促進

1-1 事業者の環境経営の促進

(1) 小規模事業者に向けたEMS導入事業

小規模事業者の環境経営を促進するため、経費負担が少なく取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）の制度の普及を一層進めます。

(2) 企業間連携の推進

「企業環境ネットワーク・みえ」への加入を促進するとともに、会員企業が中心となって企業間連携や行政との協働により、自主的な環境活動を展開し、環境経営を促進します。

(3) 日本環境経営大賞の実施

全国の事業所等を対象に優れた環境経営の取組とその成果を顕彰する「日本環境経営大賞」の実施を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」を普及するとともに、環境に関する人材や技術のネットワークを構築し、県内事業所の環境経営の向上を図ります。

(4) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し必要となる資金の融資を実施します。

(5) 環境ビジネスの育成・振興

ア 環境関連産業の振興

産学連携でセミナー等を実施し、企業が新たな事業活動のヒントを得る機会を提供する「みえ新産業創造・交流会」において、産学交流、企業間交流事業を実施するとともに、環境分野における事業化に向けて、より具体的なテーマで研究開発等に取り組む「サポート研究会」の取組を支援します。

イ 環境にやさしい生産技術の確立

魚類養殖漁場内の有機物（窒素・リン）を回収すると共に酸素を供給し、健全な漁場環境の保全を図るため、魚類養殖漁場内で藻類も養殖する、複合養殖技術の開発に取り組みます。

また、のり養殖業においては、その養殖にあたり給餌は必要とせず、環境水中の窒素・リン等を栄養として成長することから、閉鎖性海域である伊勢湾の海域環境の浄化を図るべく、持

続的にのり養殖業が継続するよう、のり養殖業の振興対策を講じます。

2

環境教育の充実による環境保全活動の促進

2-1 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

ア 三重県環境学習情報センターへの指定管理者制度の導入

民間事業者の創意工夫を活用することにより、より一層効果の高い環境教育・環境学習の実施等を図るため、平成20年度より三重県環境学習情報センターに指定管理者制度を導入します。

イ 見学受入と体験教室の実施

団体見学の受入については、展示ホールの見学と体験教室をセットにして実施することにより、より効果的な環境教育・環境学習を提供します。

ウ 展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して県内の環境に優しい取り組みを実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などの活動を紹介します。

(2) 環境教育・環境学習の充実

ア 地域における環境教育・環境学習機会の提供

県内の市町、地域団体、学校等の要望により地域に出向いて講座を実施するとともに、市民向け環境講座などセンター講座の開催により、環境教育・環境学習の機会を積極的に提供していきます。

イ 体験型による環境教育・環境学習の推進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、子ども向け環境講座やこどもエコクラブの県内交流会、Mieこどもエコ王国大会の開催など、子どもを対象とした体験型の環境教育・環境学習を推進していきます。

ウ 環境教育・環境学習指導者の養成

広く環境に関する知識を身につけ、理解して、体験型、参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

エ 地域にある環境資源を活かした環境教育への支援

宮川流域の身近な自然、歴史的な文化資源等を対象とした宮川流域エコミュージアムを推進するため、宮川流域案内人の活動を支援します。

また、学校教育との連携を図り、地域の資源を活かした環境教育に関する情報を提供します。

オ 総合的な学習の時間等における教育の推進
各学校において、学年、教科・領域及び、総合的な学習の時間の関連を図った環境教育全体計画、年間指導計画を作成し、これに基づき地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を推進します。

カ 「学校環境デー」の取組
県内の全学校・園では、「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境作りや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童生徒の育成を図ります。

キ 環境教育指導者の育成
子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、三重県教育委員会事務局研修分野(総合教育センター)において、体験や学習を通して学校現場に応用可能な手法を研修する講座「環境教育」を、専門研修の中で開催します。

2-2 地域における環境保全活動の促進

(1) 地域における自主的な環境保全活動の促進

ア 道路、河川等の清掃
道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲の草刈、清掃を支援します。

また、ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

イ 森林ボランティアの育成
県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、森林整備活動に参加したいと考える人たちを対象に、森林管理技術の向上を目的とした、森林ボランティア研修会を開催します。

ウ 宮川流域ルネッサンス事業の推進
宮川流域ルネッサンスビジョン・基本計画及び第3次実施計画をふまえ、流域の住民や市町主導の取組を進めるとともに、普及啓発活動や住民との協働に継続して取り組みます。

(2) 各主体の連携による環境保全活動の促進

ア 連携による環境教育実践活動の促進
平成17(2005)年6月に策定した「環境保全活動・環境教育基本方針」に基づき、企業のCSR活動の活用した地域における環境教育の

展開を目的として、子ども向け環境教育プログラムであるキッズISO14000プログラムの実施にかかる学校と企業との調整など、多様な主体の連携による取組を進めます。

イ エコオフィス運動
これまでに取り組んできた夏のエコスタイル(夏季の適正冷房と軽装勤務)を継続するとともに、これらの活動を含む地球温暖化防止活動であるエコオフィス運動を展開します。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間
平成20年6月1日から9月30日まで

3 国際的な環境保全活動への協力・貢献

3-1 国際的な環境協力・貢献の推進

(1) 国際的な環境保全活動の基盤整備

ア (財)国際環境技術移転研究センター(ICEETT)への人的協力

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された(財)国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

イ アジア自治体環境支援プログラム

アジア自治体の環境改善を支援するため、選抜された特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材養成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その成果をアジアの他の自治体へ波及させることを目的としています。

平成20(2008)年度は、過去5カ国(フィリピン・タイ・インドネシア・ベトナム・モンゴル)での実績を生かし、カンボジアにおいて事業を実施しています。

(2) 環境技術の移転の促進

中国河南省から研修生3名を受け入れ、(財)国際環境技術移転研究センター(ICEETT)において、近年、河南省で問題になっている産業公害の防止に関する技術研修会を開催するとともに、引き続き、河南省へ三重県担当者2名を講師として派遣し、現地研修を行います。

また、JICA草の根技術協力事業・地域提案型においては、河南省直轄18市から研修生19名を受け入れてICEETTにおいて受入研修を開催するとともに、河南省へ三重県から講師1名を派遣し、環境教育分野における現地研修を行います。

1 環境保全の総合的取組の推進

1-1 基盤的施策の推進

(1) 四日市地域公害防止計画の推進

第8期計画（平成18（2006）～22（2010）年度）に基づき各種の公害防止施策の実施と進行管理を行います。（第5章1-2参照）

(2) 環境保全協定の締結促進

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

1-2 環境汚染等の未然防止

(1) 環境影響評価制度の充実

平成11（1999）年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

また、国が進めている開発事業の基本構想段階などに行う戦略的環境アセスメント（SEA）の動向を注視します。

(2) 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度で、事業者に対して、環境法令に基づく排出基準の適合性の確認だけに限らず、工場等の業種及び地域特性に応じて、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減しているかどうか等審査を行います。

1-3 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたりとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

1-4 県における環境経営の推進

(1) 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をツールとしてより積極的な取組を進めていきます。

(2) 環境調整システムの充実

環境調整システムの充実・強化を図るため、平成13年度に対象事業範囲や環境配慮検討書の様式の見直しを行い、「環境調整システム推進要綱」を改正するとともに、平成14年度からは、より効果的な検討を行うため、環境調整システム推進会議を設置したところです。

今後は、これまでの実施事例をもとにさらに環境調整システムの充実を図るための検討を行います。

(3) 市町における環境経営の促進

市町等におけるEMS（環境マネジメントシステム）に関する情報交換の促進

市町の環境保全取組の向上に資するため、三重県自治体ISO14001ネットワーク会議を開催するなど、EMS（環境マネジメントシステム）をベースとした市町相互の情報交換の促進を図ります。

2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

2-1 監視・観測等の体制の整備

(1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(2) 公共用水域の常時監視

三重県が測定を担当している河川、海域について、常時監視を実施します。また、地下水水質についても定期モニタリングを実施します。

(3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す22の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン

等の19物質の大気環境調査を実施します。

(4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

(5) 騒音・振動の調査

県において、自動車交通騒音及び航空機騒音の測定を実施するとともに、市町の協力を得て、一般地域の環境騒音及び道路交通振動の測定を実施します。

2-2 環境情報の整備・提供

(1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境と森林」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境、自然環境等の環境森林部にかかるデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

(2) 森林GISの運用

地域森林計画の樹立にあわせ、森林簿、森林計画図などの基本情報や治山、林道、保安林等の関連情報の整備を進め、内容の充実に努めます。また、森林の適正な管理のため、森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

3 環境保全に関する調査研究等の推進

3-1 環境汚染の防止・自然環境の保全に関する調査研究

(1) 資源循環に関する調査研究

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究
産業廃棄物の削減、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における産業廃棄物の削減を支援します。

イ 廃FRPのリサイクル技術の開発
廃FRP（繊維強化プラスチック）を資源として循環させることをめざし、廃FRPの分解残渣の有効活用の検討、再樹脂化原料を用いた試作品および樹脂コンクリートの試作品を作製し、溶出等の評価を行います。

ウ 浄水汚泥の有効利用方法に関する研究
引き続き、浄水汚泥から活性アルミナを試作

し、有害物質に対する吸着材の開発を行います。また、ゼオライトを調製し、環境浄化材料を中心に活用方法について検討を行います。

のり面緑化吹き付け資材の基材として浄化汚泥を使用し、資材の調合条件及び工法を開発します。

エ 臭気成分を指標とした食品廃棄物コンポストの熟度判定研究

コンポストの熟度と臭気関連項目との関係を調査、解析し、食品廃棄物コンポストの熟度を判定する評価手法を確立します。

オ 家畜ふんたい肥の適正な循環利用技術の開発

家畜ふんたい肥の適正な利用のために、たい肥の窒素肥効を正確に評価するための手法および情報システムの改良・開発に引き続き取り組みます。特に独立行政法人や他県との共同研究による技術開発をさらに進め、マニュアル化を図ります。

カ 木材加工所から副生される樹皮の高度利用技術の開発

出来る限り温和な条件での液化手法に適する前処理条件の検討と、液化物を原料とした接着剤等への利用技術、およびきのご菌床袋栽培における栽培試験に取り組みます。

(2) 大気環境保全に関する調査研究

キ 化学物質による環境汚染の実態調査

化学物質による環境汚染の未然防止をはかるため、環境リスクの大きさを判断するなどへの活用を意図し有害性の観点等から選定された物質について、当地域における大気、水底質等の汚染状況を引き続き調査します。

ク 大気中微小粒子に含まれる多環芳香族炭化水素等実態調査研究

肺胞等に沈着して健康に悪影響を与えるといわれている微小な粒子（PM2.5）の濃度を継続把握するとともに、確定した測定手法によりPM2.5中のPAHs濃度を調査しています。平成21年度まで調査を継続し、蓄積データの解析によって汚染の要因や変遷等について明らかにしていきます。

ケ 環境汚染物質測定技術の改良に関する研究—ばい煙発生施設の有害物質分析—

大気汚染防止法等のばい煙発生施設などに規定されている塩化水素やフッ素化合物等について、計測手法や前処理手法の改良により分析操作の簡易化・迅速化、測定精度の向上、環境負

荷の低減など、分析技術の向上を目的としてイオンクロマトグラフを用いた検討を行います。

(3) 水環境保全に関する調査研究

コ ファイトレメディエーションによる重金属汚染土壌の浄化方法の開発

引き続き、有害金属に汚染された土壌を、植物を利用して浄化する研究を行います。

サ 廃棄物リサイクル製品の評価方法の検討

引き続き、廃棄物リサイクル製品の安全性評価のための分析手法開発を行います。

シ 干潟・藻場の回復・再生技術の開発

閉鎖性海域の再生（豊かな海）の実現に向けて、干潟・藻場は、自然浄化能力による汚濁物質の分解や底生生物・稚魚等の生育場所として、非常に重要な役割を果たしていることが明らかになっています。このため、現在までの研究成果を基盤として、生物生産性の高い干潟・藻場の造成・再生技術の開発、既に設置した干潟・藻場の長期的な調査を引き続き実施し、他の閉鎖性海域への展開技術の確立に取り組みます。

ス 赤潮・底泥対策技術の開発

水質汚濁が進んだ閉鎖性海域では、貧酸素水塊・赤潮が毎年恒常的に発生し、生物の斃死を引き起こし閉鎖性海域全体の生態系の貧弱化や水産業での被害発生等悪影響を及ぼしており、このことがさらに水質汚濁を促進させています。このため、貧酸素水塊の発生原因である底泥の発生過程や新たな赤潮の発生防止技術について調査研究を行います。

(4) 多様な自然環境保全に関する調査研究

セ 森林吸収源計測・活用体制の整備

森林の炭素吸収量を算定するために、県内4か所において、昨年度と同様に調査地概況調査、枯死木調査、堆積有機物量調査、土壌サンプルの採取を行い、内2か所においては、代表土壌断面調査を昨年度に引き続き行います。また、近年全国的にその分布範囲を拡大している竹林について、地下部のバイオマス調査を行います。

ソ 森林荒廃が洪水・河川環境に及ぼす影響の解明とモデル化

過密人工林で低下が危惧されている森林の多面的機能（土壌浸透能の低下、表層土壌の流亡等）の改善をを目指した森林管理方法を明らかにすることを目的とし、県内の森林を調査するとともに、共同研究機関（筑波大学、名古屋大

学等8研究機関）が測定した森林流域における水・土砂の流出実態調査等の結果等から有効な森林管理モデルを明らかにします。

タ 広葉樹林化のための更新予測および誘導技術の開発

人工林を広葉樹林へと誘導する技術の確立に向け、施業地レベルでの更新予測手法の開発、広葉樹林化施業モデルの開発を行うために下記の調査を行います。

(1) 人工林において高木性広葉樹侵入調査を行い、高木性広葉樹侵入予測モデルを改善します。

(2) 固定試験地で追跡調査を行い、高木性広葉樹の人工林への侵入・成長特性を解明します。

チ 管理不足林分への間伐が林内環境に及ぼす影響の解明に関する研究

県内で強度に間伐が実施された下層間伐や列状間伐地を対象として調査を実施し、肥大成長や林分構造の実態を把握を行います。

ツ 森林が閉鎖性海域の環境に及ぼす影響の解明

沿岸域の森林が海域に及ぼす影響と森林管理のあり方を明らかとすることを目的に、沿岸域の森林の変遷を航空写真、行政資料等からまとめ整理し、海域の底泥堆積状況との関係を把握します。また、沿岸の森林から海域に供給されるリター量（落葉落枝量）をリタートラップにより調査するとともに、リターバック法により、沿岸広葉樹リターの分解速度、沿岸小動物のリター利用実態を調査します。

（水産研究所等と共同で実施）

テ 英虞湾漁場環境にかかる基礎調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質、底質、プランクトンの発生状況をモニタリングするとともに、漁業関係者に情報提供します。

ト 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内における重要漁業資源の資源量評価と、その動向予測および管理手法の検討に必要な科学的情報を収集します。

ナ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

熊野灘沿岸域における有害プランクトンの長期的な変遷と発生環境を把握するとともに、有害赤潮プランクトンの供給メカニズムを解明し、有害赤潮による漁業被害の軽減方法を検討します。

ニ アユの減少要因の解明に関する研究

放流後のアユの減耗状況を定量的に評価し、減少要因を究明するとともに、その対策を具体化します。

又 家畜排せつ物を利用した新肥料製造技術の開発
作物病害の抑制効果を持つ微生物の堆肥化過程での増殖技術を開発するため、微生物をより増殖させる堆肥化条件を検討するとともに、病害の抑制効果を示すために必要な菌密度について検討します。

ネ 脱窒資材を活用した茶園からの硝酸性窒素排出削減技術の開発

脱窒資材を用いた浄化装置の脱窒能を安定的に維持するための条件を明らかにするとともに、脱窒装置容量を大型化したシステムの稼働条件と実用性を明らかにします。また、RO装置による処理量向上の可能性についても検討します。

ノ 観葉植物の効率的な養液管理技術の開発

観葉植物は小鉢生産が主流となり、養液栽培の導入が始まっています。しかし、農家は、エブ&フロー方式の管理法を採用しており、養液組成は経験に依るところが大きいことから、主要な種類について高品質生産及び栽培期間短縮を目的に、適切な養液管理法を明らかにします。

3-2 地球的規模の環境保全等に関する調査研究

ア 森林吸収源計測・活用体制の整備

(第6章 第5節 3 環境の保全に関する調査研究等の推進 3-1 (4)セ参照)

環境年表（平成19（2007）年度）

年 月 日	内 容
H19.4.25	温泉法の一部を改正する法律公布
H19.5.18	自動車NO _x ・PM法の一部を改正する法律公布
H19.5.23	環境配慮契約法公布
H19.5.27	三重県自然環境保全地域に祓川中流域を指定（県内5箇所目）
H19.6～H19.9	夏のエコスタイル（クールビズ）の実施
H19.7	県民しあわせプラン 第二次戦略計画策定
H19.7	伊勢湾再生行動計画の推進に向けた「伊勢湾再生推進検討会」を設置
H19.7.3	第5回日本環境経営大賞表彰式（ホテルグリーンパーク津）
H19.7.4	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例公布
H19.7.4	三重県民の森条例の一部を改正する条例公布、三重県上野森林公園条例の一部を改正する条例公布
H19.7.6	三重県環境審議会に産業廃棄物条例のあり方について諮問
H19.8～H20.1	地球温暖化防止をめざす環境県民運動「みえのエコポイント2007」事業を実施
H19.9.21	伊勢市において「レジ袋有料化」導入
H19.10.13	「三重のもりづくり月間」の中央行事として「森林フォーラム」を桑名市で開催
H19.10	「三重のもりづくり月間」の行事として「森の講座」を県内7地域で開催
H19.10.20	ごみゼロフォーラムを開催、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」発表（県庁講堂）
H19.10.20	三重県公害審査会条例の一部を改正する条例公布
H19.11～H20.3	三重の森林づくり検討委員会の開催
H19.11.23	第5期三重県分別収集促進計画の策定
H19.11.30	温泉法の一部を改正する法律公布
H19.12.10	いなべ市藤原地区のフェロシルト回収完了
H19.12.26	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例公布
H20.1.31	亀山市辺法寺地区のフェロシルト回収完了
H20.2.1	サステナブル経営セミナー実施（四日市市文化会館）
H20.2.20	ごみゼロ事業者・県民セミナー（県生涯学習センター）
H20.3.1	ごみゼロ県民セミナー（県生涯学習センター）
H20.3.13	グリーン購入フォーラム（県男女共同参画センター）
H20.3.22	みんなで育む「木の文化県・みえ」フォーラム（多気町民文化会館）
H20.3.25	三重環境活動賞表彰式

お問い合わせ先(電話番号)

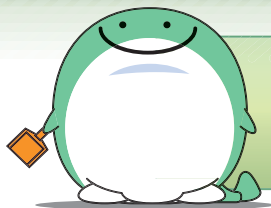
環境森林部				
経営企画分野	環境森林総務室	企画グループ	059-224-2314	
		予算経理グループ	059-224-2367	
		情報・運営支援グループ	059-224-2318	
		組織人材担当	059-224-2308	
循環型社会構築分野	ごみゼロ推進室	ごみゼロプラン推進グループ	059-224-3126	
		資源循環グループ	059-224-2385	
	廃棄物対策室	廃棄物政策グループ	059-224-3310	
		廃棄物対策グループ	059-224-2475	
		廃棄物監視・指導室	059-224-2388	
廃棄物適正処理室	059-224-2483			
地球環境・生活環境分野	地球温暖化対策室	地球温暖化対策グループ	059-224-2368	
		大気保全グループ	059-224-2380	
		環境活動グループ	059-329-2316	
	水質改善室	水質浄化グループ	059-224-2382	
		環境評価・水道グループ	059-224-3145	
森林・林業分野	森林・林業経営室	森林計画グループ	059-224-2564	
		木材利用グループ	059-224-2565	
		林業振興グループ	059-224-2563	
		林業普及グループ	059-224-2991	
		森林保全室	森林管理グループ	059-224-2573
			森林整備グループ	059-224-2574
	自然環境室	治山グループ	059-224-2575	
		自然共生グループ	059-224-2627	
		野生生物グループ	059-224-2578	
		森林環境グループ	059-224-2513	
		地域機関		
桑名農政環境事務所	環境室	環境課	0594-24-3624	
四日市農林商工環境事務所	環境室	四日市環境課	059-352-0593	
		鈴鹿環境課	059-382-8675	
		森林・林業室	林業振興課	059-352-0655
		森林保全課	059-352-0652	
津農林水産商工環境事務所	環境室	環境課	059-223-5083	
		森林・林業室	林業振興課	059-223-5091
		森林保全課	059-223-5085	
松阪農林商工環境事務所	環境室	環境課	0598-50-0530	
		森林・林業室	林業振興課	0598-50-0568
		森林保全課	0598-50-0566	
		森林災害復旧課	0598-50-0567	
伊勢農林水産商工環境事務所	環境室	環境課	0596-27-5405	
		森林・林業室	林業振興課	0596-27-5265
		森林保全課	0596-27-5183	
伊賀農林商工環境事務所	環境室	環境課	0595-24-8078	
		森林・林業室	林業振興課	0595-24-8142
		森林保全課	0595-24-8143	
尾鷲農林水産商工環境事務所	環境室	環境課	0597-23-3469	
		森林・林業室	林業振興課	0597-23-3504
		森林保全課	0597-23-3502	
熊野農林商工環境事務所	環境室	環境課	0597-89-6917	
		森林・林業室	林業振興課	0597-89-6134
		森林保全課	0597-89-6137	
環境関連施設				
環境学習情報センター			059-329-2000	
保健環境研究所			059-329-3800	
林業研究所			059-262-0110	

平成20（2008）年版 **環 境 白 書**

編集発行 三重県環境森林部 環境森林総務室 企画グループ
TEL 059-224-2314・FAX 059-224-3024
<http://www.eco.pref.mie.jp>



ホームページ「三重の環境と森林」をゼロ吉ファミリーがご紹介します



こんにちは。ぼくは三重県のごみゼロキャラクター「ゼロ吉」。
ホームページ「三重の環境と森林」は、環境のいろいろな情報がのっているんだゼロ。
ぼくの家族も毎日みてるゼロ。さっそくみんなでアクセスしてほしいゼロ～！

ぼくはまいにち「ライブカメラ」をみてるよ。
みえけんのいろんなけしき
がみられるんだ！

ゼロ助

「まちかどエコ@みえ」が
とてもおもしろいわ。
県内のレジ袋有料化の情報も
とってもためになるのよ。

ゼロママ

私は仕事で「条例と要綱」や「届出と申請」をよく使ってるよ。
企業の環境取組に役立つ情報も
もりだくさんだね。

ゼロパパ

わたしは「ちょこっと日記」がだいすき！
おもしろいおはなしがたくさん！

ゼロ美